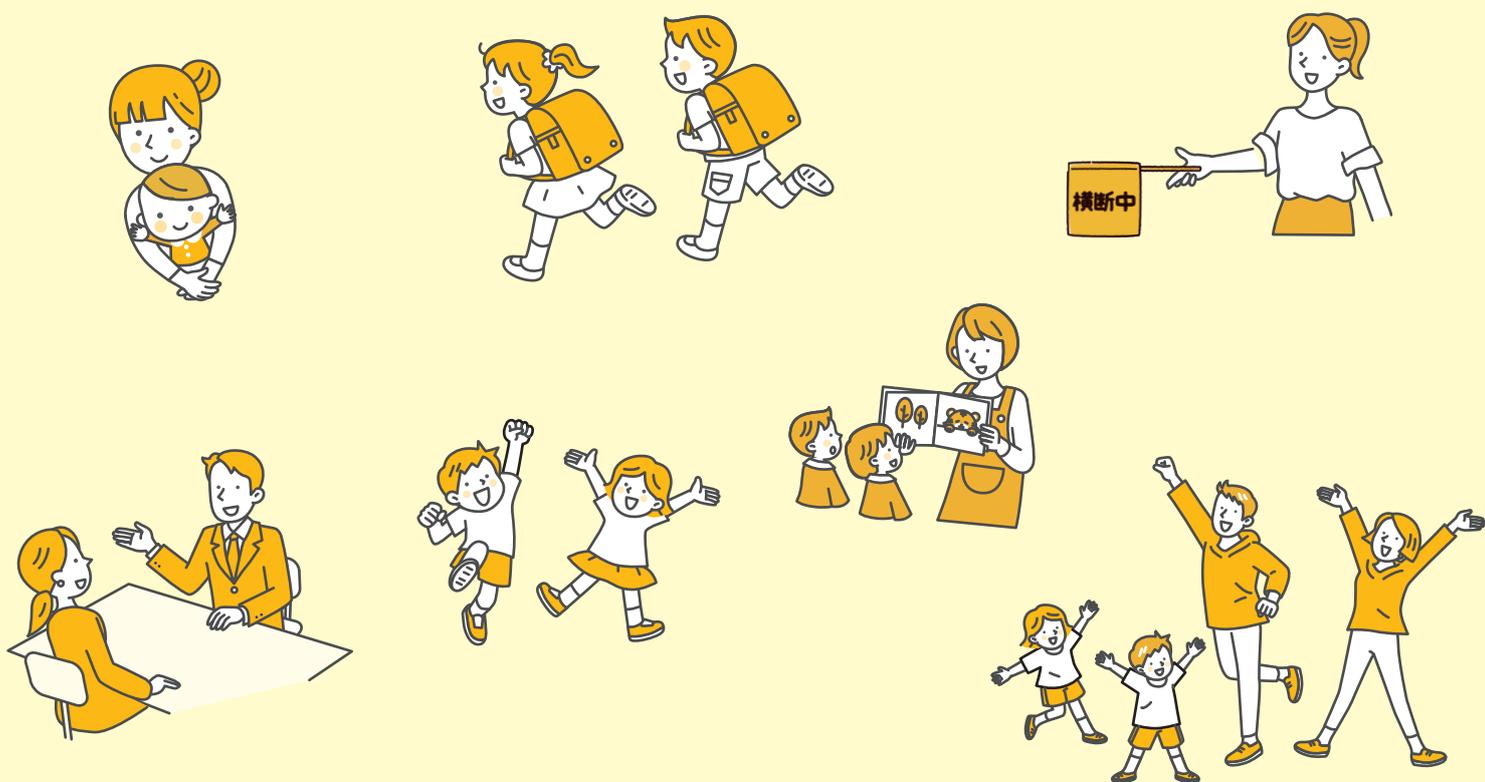
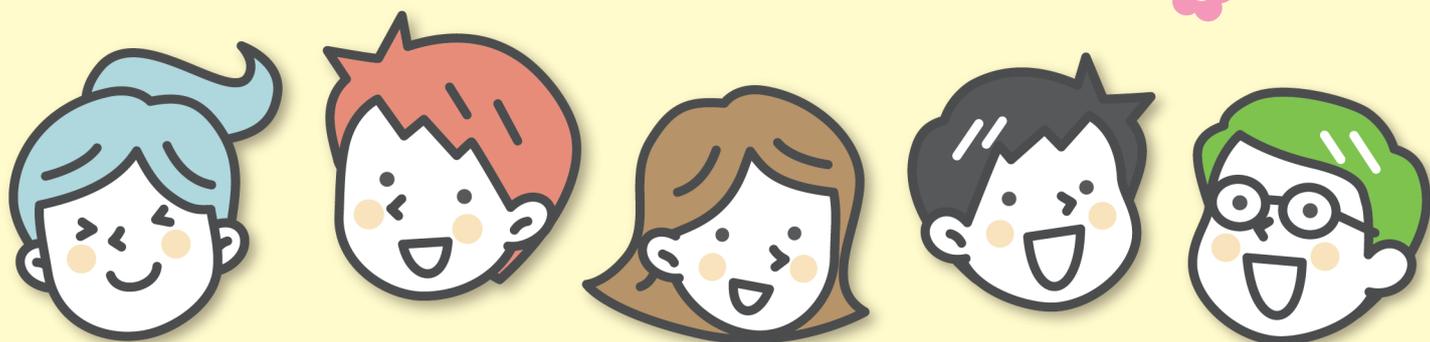


西脇市 こども計画



令和7(2025)年3月
西脇市

はじめに

国では、次代の社会を担う子どもに関して、地方自治体と一体となって様々な施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行が継続しており、人口減少に歯止めがかかっていません。また、コロナ禍を経て、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻さを増しています。

こうした中、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくことが急務として、令和5(2023)年4月には、こども家庭庁の設置とともに、子どもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤(考え方)となる「こども基本法」が施行されました。同年12月には、全ての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども大綱」をはじめとする子どもに関する各指針が閣議決定されています。

本市においても、これまで2期にわたり、子ども・子育て支援法に基づく「西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策に取り組むとともに、令和2(2020)年には、「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」を施行、また、令和5(2023)年には、国が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同した「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、地域社会が一体となって子どもや子育て家庭を支援し、全ての子どもたちの笑顔があふれ、保護者、地域、まち全体が子育ての喜びを感じられるまちづくりに取り組んでまいりました。

そしてこの度、このような国等の動向を踏まえ、今後の本市の子ども・若者・子育て支援施策の方向性を定める「西脇市こども計画」を策定しました。本計画では、『子どもや若者の笑顔があふれ、権利が大切にされるまち西脇～地域全体で支え合い、共に育ち合えるまちへ～』を基本理念とし、子ども・若者の権利を保障し、子どもや若者、子育て当事者の意見や視点を尊重しながら、その健やかな育ちを地域全体で支援するまちを、市民の皆様とともに創ってまいりたいと考えております。

市民の皆様をはじめ、学校園等関係者、関係機関、関係団体、事業者等の皆様と連携、協働しながら、計画の推進に努めてまいりたいと存じますので、より一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました西脇市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で御協力をいただきました子どもや若者、子育て中の保護者の皆様、また、関係機関及び関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7(2025)年3月

西脇市長 片山 象三

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間.....	10
4 計画の対象.....	10
5 計画の策定体制	10
6 SDGs を踏まえた計画の推進.....	11
第2章 西脇市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状と課題 ..	12
1 市の現状	13
2 アンケート調査等の結果概要.....	29
3 第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画の評価	72
4 子ども・若者・子育て支援施策に関する課題	83
第3章 計画の基本的な考え方.....	86
1 計画の基本理念.....	87
2 計画の基本目標.....	88
3 重点施策.....	90
4 計画の体系.....	91
第4章 施策の展開.....	92
基本目標Ⅰ 子ども・若者の権利を守る	
基本施策1 子ども・若者の権利の周知	93
基本施策2 重点施策 子ども・若者の社会参画・意見反映の促進	94
基本施策3 児童虐待防止対策の推進	96
基本施策4 ヤングケアラーへの支援	97
基本施策5 いじめ防止対策の推進	98
基本目標Ⅱ ライフステージに応じた切れ目のない支援	
基本施策1 重点施策 安心できる相談体制と情報発信の充実	99
基本施策2 母子保健及び健康づくりの充実	101

基本施策3 子ども・若者の健やかな心身の育成.....	103
基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保	
基本施策1 質の高い就学前教育・保育の提供.....	105
基本施策2 重点施策 子ども・若者の居場所づくりの推進.....	106
基本施策3 子どもとともに育つ保護者・養育者の成長の支援・応援.....	108
基本施策4 地域の人に関わる子育て支援体制の推進.....	110
基本施策5 子ども・若者の安全と安心の確保.....	112
基本施策6 発達に支援が必要な子ども・若者を対象とした施策の推進.....	113
基本施策7 ひとり親家庭への支援の充実.....	114
基本施策8 経済的困難を抱える家庭への支援.....	115
基本目標Ⅳ 若い世代の生活基盤の安定	
基本施策1 結婚・子育てへの社会全体での支援.....	117
基本施策2 共に協力しながら働き、子育てできる社会の推進.....	119
ライフステージに応じた西脇市の切れ目のない支援.....	121
評価指標の設定.....	123

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策、実施時期.....	125
1 教育・保育提供区域の設定.....	126
2 人口の見込み.....	126
3 教育・保育(認定こども園).....	127
4 地域子ども・子育て支援事業.....	129

第6章 計画の推進.....	143
1 計画の推進体制.....	144
2 計画の進捗管理.....	144

資料編.....	146
1 西脇市子ども・子育て会議条例.....	147
2 西脇市子ども・子育て会議委員名簿.....	149
3 策定経過.....	150
4 用語説明.....	151

第1章
計画の策定に当たって



1 計画策定の背景・趣旨

急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、子どものいじめや自殺の増加など、子どもを取り巻く諸問題を背景に、令和5(2023)年4月、こども家庭庁が発足し、同時に、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。

同年12月には、こども基本法に基づき、こども大綱、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン、こどもの居場所づくりに関する指針が閣議決定されました。

西脇市(以下「本市」という。)においては、平成24(2012)年の子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法の成立、また平成27(2015)年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことに伴い、子ども・子育て支援施策を推進すべく、平成27(2015)年3月に「西脇市子ども・子育て支援事業計画」、令和2(2020)年3月に「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指し、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう取組を進めてきました。

また、令和2(2020)年には、西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例を施行し、地域社会が一体となって、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを推進するとともに、令和5(2023)年には、国が進める「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こどもまんなか応援サポーターとして、活動していくことを宣言しました。

この度、「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」が令和6(2024)年度で最終年度を迎えること、また、こども基本法において市の子ども施策に関する計画を定めるよう努めるとされたことから、「第3期西脇市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「西脇市こども計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画等と連携しながら、子ども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。

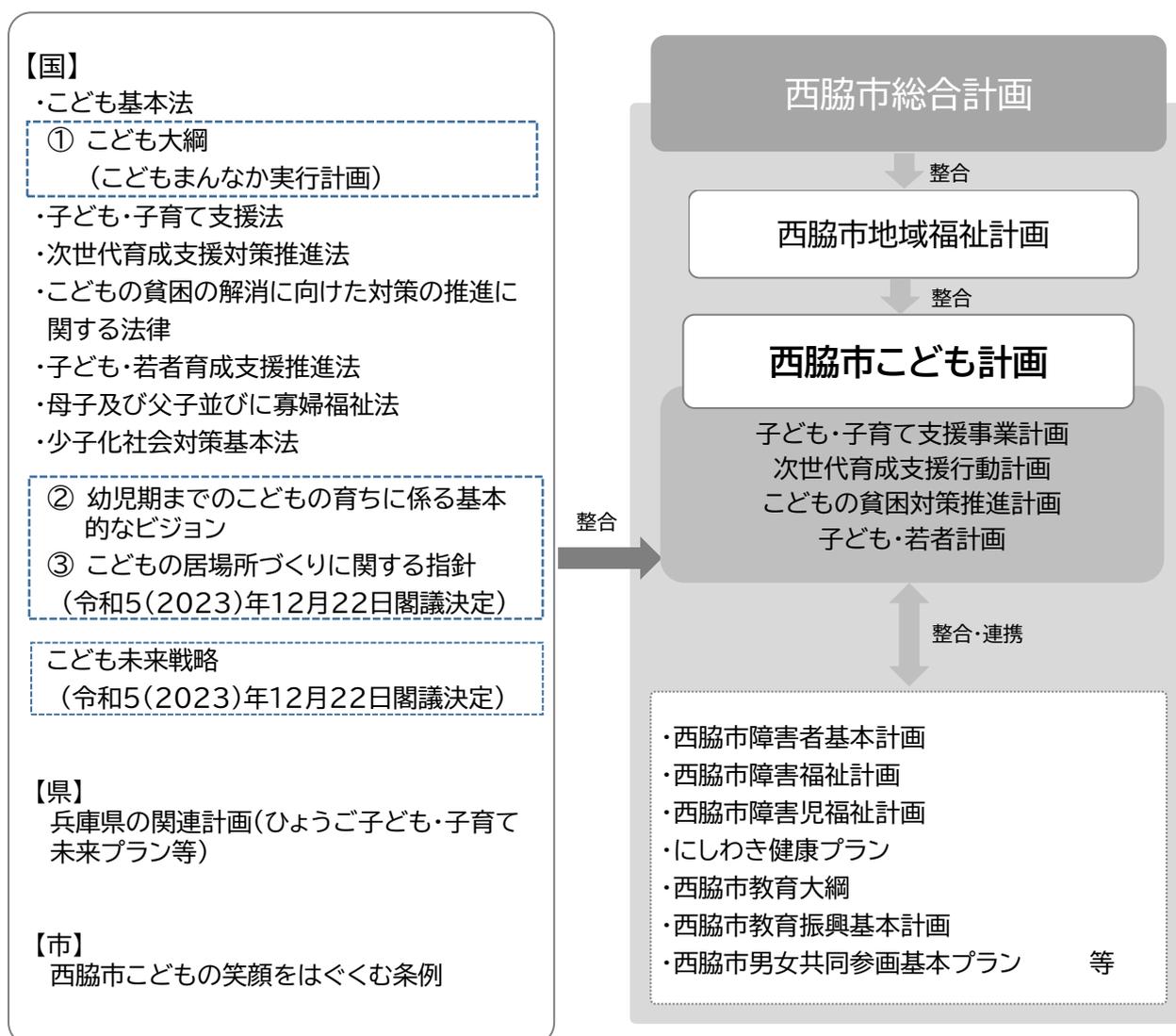


2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱等を踏まえた本市の今後の子ども・若者・子育て支援施策を総合的に推進するために具体的な方向や取り組む内容を定めるものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村次世代育成支援行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づくこどもの貧困対策推進計画、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画と一体的に策定します。

なお、「西脇市総合計画」をはじめ、「西脇市地域福祉計画」等の上位・関連計画や西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例との整合性・連携を図りながら、子ども・若者・子育て支援施策を総合的に推進します。



※こども大綱(令和5(2023)年12月22日閣議決定)は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの

【 こども基本法 基本理念（こども基本法の概要） 】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の本質にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

① こども大綱

こども基本法に基づき「こども大綱」が閣議決定されました。これは、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の本質にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる『こどもまんなか社会』」を目指すものです。

こども施策に関する基本的な方針

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。



② 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的に、こども基本法の理念にのっとり、全ての人と共有したい基本的視点として整理されています。

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

- 1 こどもの権利と尊厳を守る。
- 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める。
- 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える。
- 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする。
- 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す。

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児～小1)までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目したものと

③ こどもの居場所づくりに関する指針

子どもの居場所が必要とされる背景について「居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠」とした上で、「こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る」としました。

また、居場所づくりを進めるに当たって、4つの基本的な視点を掲げるとともに、子ども・若者と一緒に居場所づくりを進めることが重要とされています。

こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点

- 1 「ふやす」 ～多様なこどもの居場所がつくられる～
- 2 「つなぐ」 ～こどもが居場所につながる～
- 3 「みがく」 ～こどもにとって、より良い居場所となる～
- 4 「ふりかえる」 ～こどもの居場所づくりを検証する～

こどもの居場所づくりにおける
4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

出典:こどもの居場所づくりに関する指針 <概要版>

【西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例】

国では、平成6(1994)年、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたこどもの権利条約に批准しました。この条約では、①生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)、②子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)、③子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)、④差別の禁止(差別のないこと)を原則としています。

本市においても、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを推進するため、この条約を踏まえ、令和2(2020)年、西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例を施行しました。

今後、この条例の周知を図るとともに、保護者や学校園などの関係者だけでなく、地域社会が一体となって、子どもや子育て家庭を支援することで、子どもが笑顔で、そして子育て家庭が安心して子育てを行うことができるまちづくりを進めていきます。

【西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例 全文】

西脇市は、豊かな自然に恵まれ、歴史、文化を大切にしながら、播州織や播州釣針、黒田庄和牛などの特色ある産業や特産品を育んできました。こどもたちは、これらを誇りに思い、この地とここに暮らす人々に安心と優しさを感じています。

しかしながら、近年、核家族化や人間関係、社会意識の希薄化等が進行し、子育て環境の悪化による虐待などが社会問題となっています。

私たちは、こどもたちが社会の大切な一員であることを改めて認識し、こどもたちの今を、そして、その成長を、保護者とともに地域全体で見守り、支えていく必要があります。

こどもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在です。その笑顔が全ての市民の笑顔につながり、その健やかな育ちは、全ての市民の幸せな暮らしへとつながります。そして、その存在が西脇市の未来を創っていきます。

こどもたちの幸せは、全ての市民の願いです。私たちは、ここに、安心して子育てができる社会、そして、地域の宝であるこどもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるこども及び子育て家庭の支援に関し基本理念を定め、保護者、市民(こどもを除く。以下同じ。)、学校園等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安心してこどもを育て、こどもが夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親その他親に代わってこどもを養育する者をいう。



(3) 学校園等関係者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する施設その他子どもが学び、育つことを目的とする施設の関係者をいう。

(基本理念)

第3条 子ども及び子育て家庭の支援は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進しなければならない。

- (1) こどもの人権が尊重され、その思い及び意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益が考慮されること。
- (2) 保護者が、自信を持って子どもと向き合い、愛情を持って育て、その成長に喜びを実感することができること。
- (3) 保護者、市民、学校園等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、関係機関とも相互に連携し、協働すること。

(保護者の役割)

第4条 保護者は、子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に大きな影響を与えることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが心身ともに健やかに成長し、安らぐことができる家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支えること。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、こどもの育ちを支援する取組に協力するよう努めるものとする。

(学校園等関係者の役割)

第6条 学校園等関係者は、こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、こどもの育ちを支援する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、子ども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第9条 市は、保護者が安心して子どもを産み育て、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階に応じた保健、医療、教育、福祉等に係る切れ目のない支援を行うものとする。

(こどもの社会参加の促進)

第10条 市は、こどもが社会の一員として、自分の意見を表明できる場並びに社会に参加する機会を設けるものとする。



(相談支援体制の充実)

第11条 市は、子ども及び子育て家庭が抱える様々な悩みに対して、安心して利用できる相談支援体制の充実を図るものとする。

(支援が必要な子ども及び子育て家庭への取組)

第12条 市は、障害、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を必要とする子ども及びその家庭に対し、子どもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行うものとする。

2 市は、虐待、いじめ等の防止及び早期発見に取り組むものとする。

(地域における子育て支援)

第13条 市は、子どもが地域との関わりの中で健やかに育つことができるよう、子ども及び子育て家庭と市民との交流を促進し、地域における学びの機会の充実を図るとともに、市民活動の支援を行うものとする。

(子どもの居場所づくりの推進)

第14条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び及び活動することができる居場所づくりを推進するものとする。

(安全で安心な環境づくり)

第15条 市は、交通安全対策及び防災・防犯対策を講ずるなど、子どもにとって安全で安心な環境づくりを行うものとする。

(仕事と子育ての両立支援)

第16条 市は、働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、家庭生活との調和のとれた働き方等の啓発及び保育の提供等の充実を図るものとする。

(広報及び啓発)

第17条 市は、子ども及び子育て家庭の支援について、子ども、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、子ども及び子育て家庭の支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例イメージ

保護者

- ・子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に大きな影響を与えることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努める。
- (1) こどもが心身ともに健やかに成長し、安らぐことができる家庭環境づくりを行う。
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支える。



市民（地域・こども会・NPO等）

- ・地域のこどもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努める。
- ・こどもの育ちを支援する取組に協力するよう努める。



こども⇒笑顔 子育て家庭⇒安心

学校園等関係者

（小中高校・こども園等）

- ・こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努める。



関係機関

警察
児童相談所
医療機関 等

関係協議会

青少年問題協議会
要保護児童対策
地域協議会
民生委員児童委員連合会
等



市

- ・こども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施する。
- ・保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行う。



事業者（企業・商工会議所・組合等）

- ・職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努める。
- ・こどもの育ちを支援する活動に協力するよう努める。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年とします。なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合等、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

4 計画の対象

本計画は、市内に在住・在学・在勤する全ての子ども・若者、子育てしている保護者・養育者及び子育て支援に関わる地域、関係機関や団体等、広く対象とします。

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満のものとし、施策によってはポスト青年期(おおむね39歳未満)の者も対象とします。

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、子どもや若者、子育て支援に関するニーズを的確に把握するため、就学前児童・小学生・中学生の保護者及び、小学生・中学生・若者本人へのアンケート調査を実施するとともに、子どもの意見聴取の場として、西脇こども会議を開催しました。

また、本計画の策定における基礎資料とするため、市内で子育て支援活動を行っている団体等に意見聴取を行いました。

さらに、関係各課と事業評価及び今後の事業について調整を図るとともに、子ども・子育て支援法及び市の条例に基づいて設置した西脇市子ども・子育て会議で審議しました。

加えて、広く市民の意見を取り入れるために、令和6(2024)年12月1日から令和7(2025)年1月5日にかけてパブリック・コメントを実施しました。



6 SDGs を踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

本市では、本計画に掲げる取組や事業を進めるに当たり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



第2章

西脇市の子ども・若者・子育て家庭 を取り巻く現状と課題

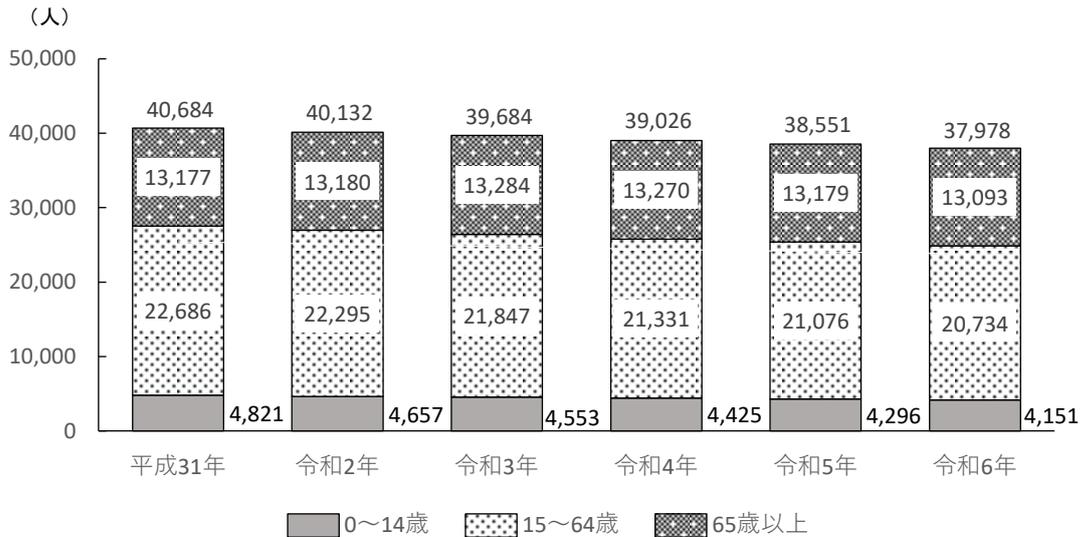


1 市の現状

(1)人口の状況

①年齢3区分別人口の推移

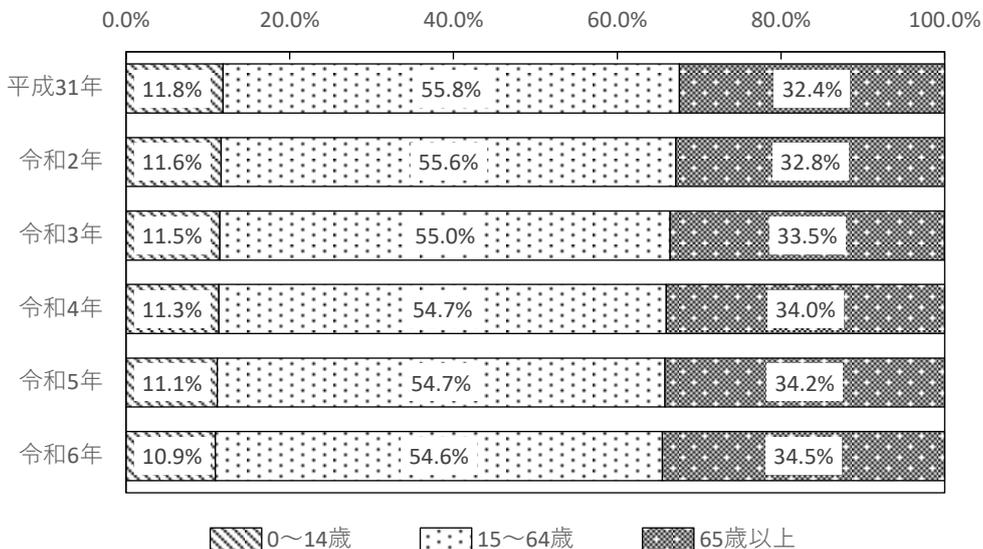
本市の人口の推移をみると、平成31(2019)年の40,684人以降、年々減少傾向となっており、令和6(2024)年には37,978人となっています。また、年齢3区分別では、65歳以上の人口は横ばいである一方、0～14歳人口及び15～64歳人口は減少しています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

②年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分人口割合の推移をみると、0～14歳及び15～64歳の割合が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口の割合については増加傾向となっており、少子高齢化が徐々に進行しています。

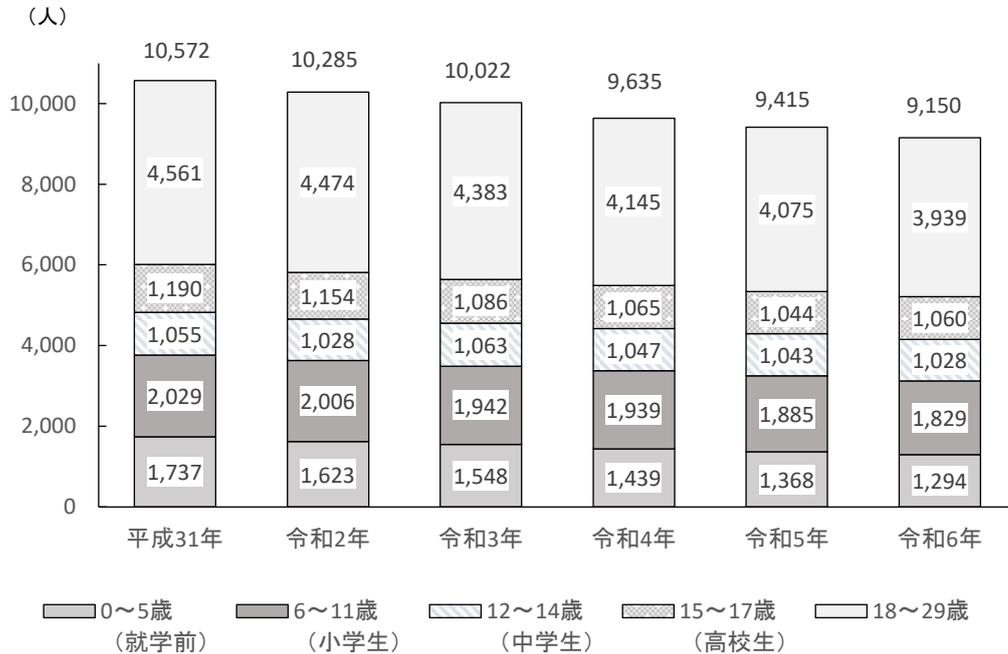


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)



③年齢別人口の推移

年齢別人口の推移をみると、平成31(2019)年から令和6(2024)年にかけて、0～5歳人口と18～29歳人口が特に減少しており、長期間にわたる少子化の進行や若い世代の流出、それに伴う出生数の減少の影響がみられます。

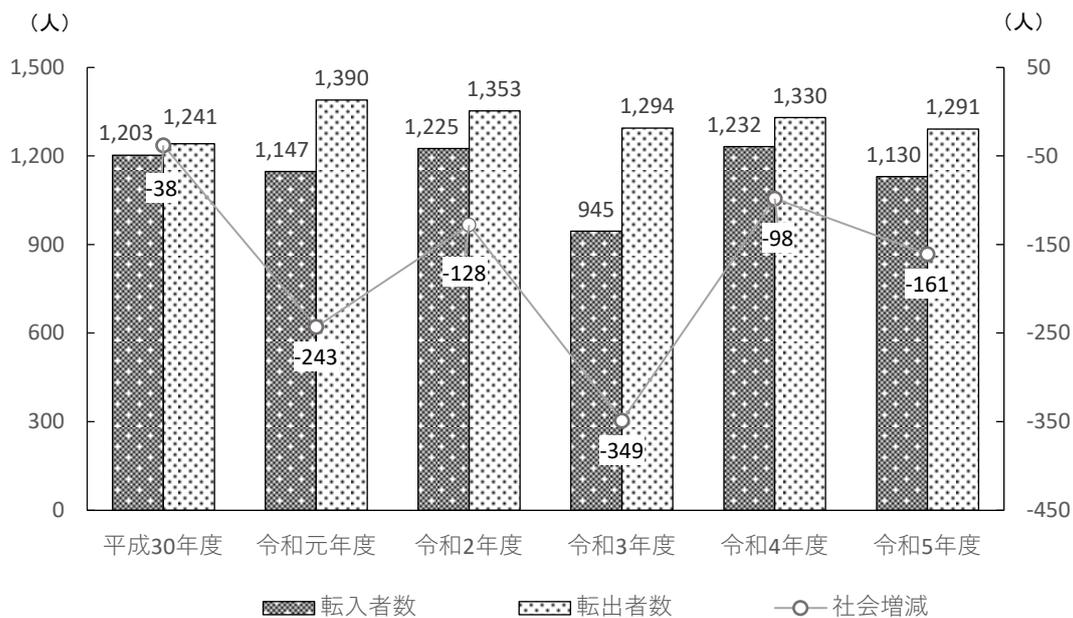


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)人口動態

①転入・転出者数の推移

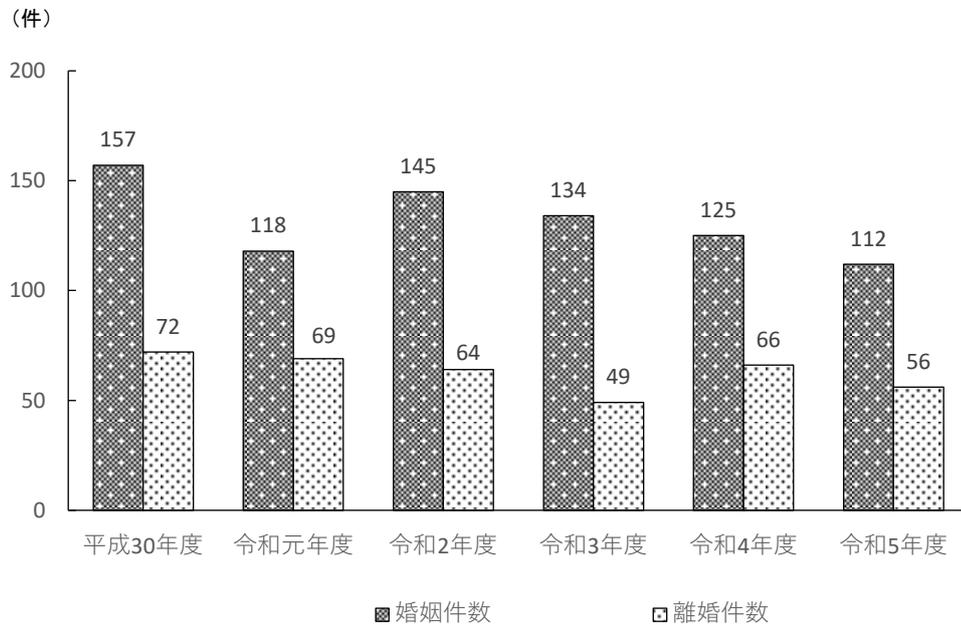
転入・転出者数の推移をみると、過去6年間ではいずれも転出者数が転入者数を上回っており、人口減少の要因となっています。



資料：戸籍住民課

②婚姻・離婚件数の推移

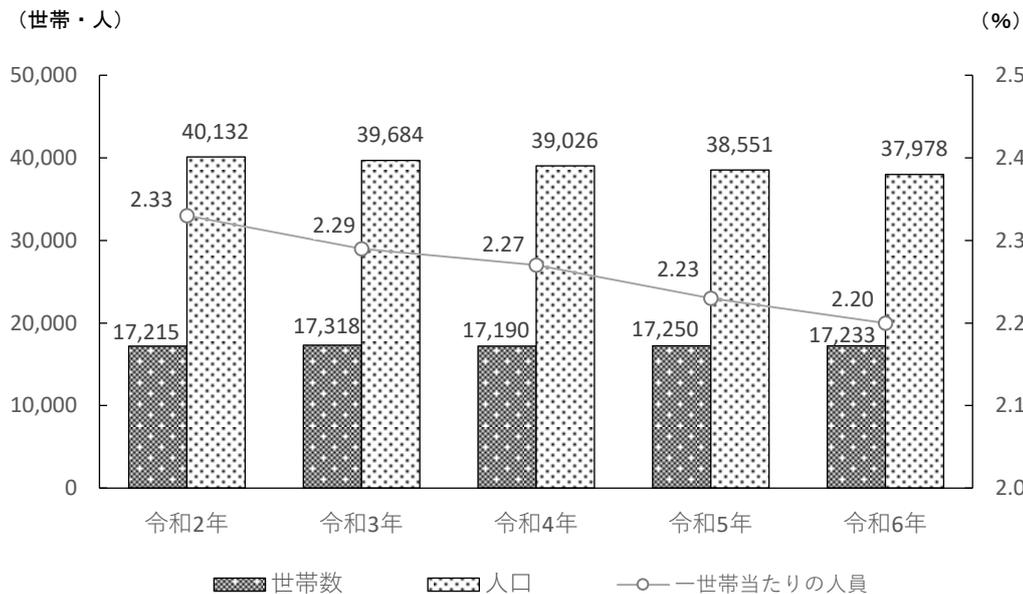
婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度にかけて、増減はあるものの減少傾向で推移しています。また、離婚件数については、平成30(2018)年度から令和3(2021)年度まで減少し、令和4(2022)年度で増加しましたが、令和5(2023)年度は再び減少に転じています。



(3)世帯の状況

①世帯数の推移

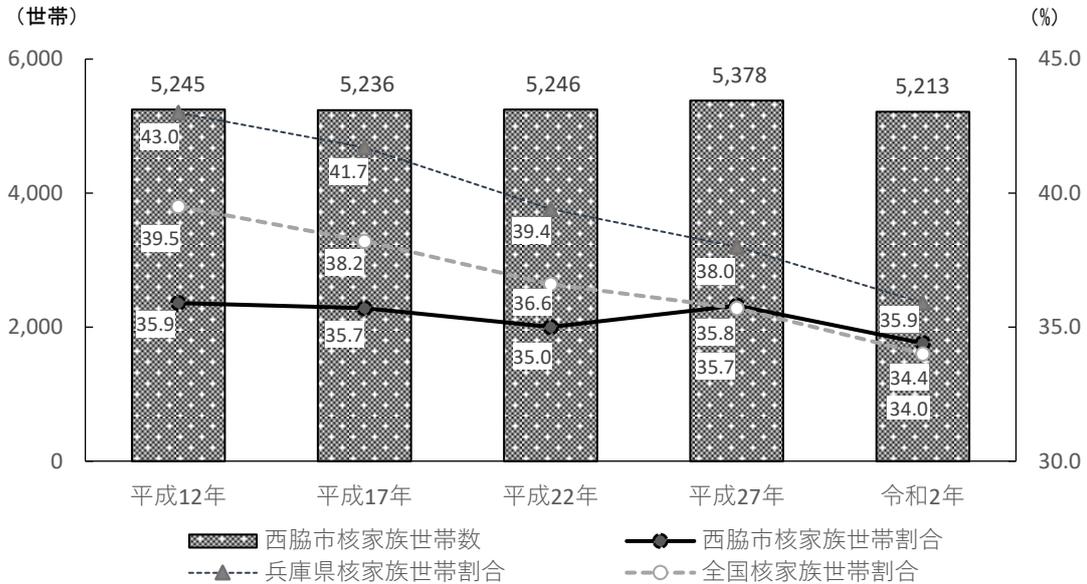
世帯数の推移をみると、総人口が減少していますが、世帯数は令和2(2020)年以降、増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しており、令和6(2024)年には17,233世帯となっています。一世帯当たりの世帯人員は低下傾向にあります。



②核家族世帯数の推移

子どもがいる核家族世帯数の推移をみると、平成12(2000)年以降、増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移し、令和2(2020)年では5,213世帯となっています。

総世帯数に対する割合では、兵庫県の割合を下回っており、令和2(2020)年では34.4%となっています。一方、全国の割合に対しては、平成22(2010)年まで下回っていたものの、平成27(2015)年以降、上回っています。

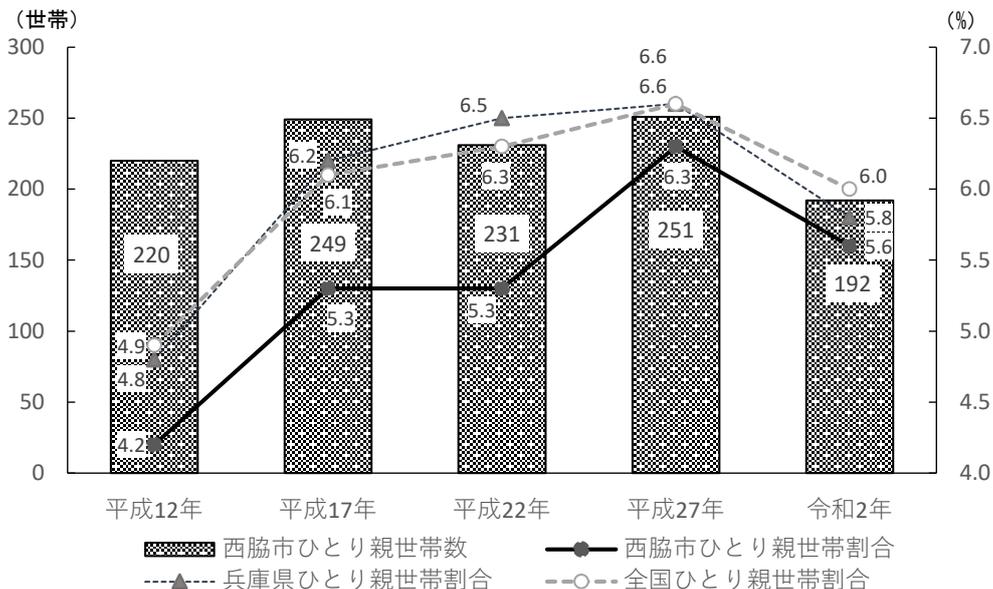


資料:国勢調査

③ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、ばらつきがあるものの、令和2(2020)年では192世帯に減少しています。

20歳未満の子どもがいる世帯数に対する割合では、平成27(2015)年までは上昇傾向にありましたが、令和2(2020)年では5.6%に減少しており、全国及び兵庫県の割合を下回っています。

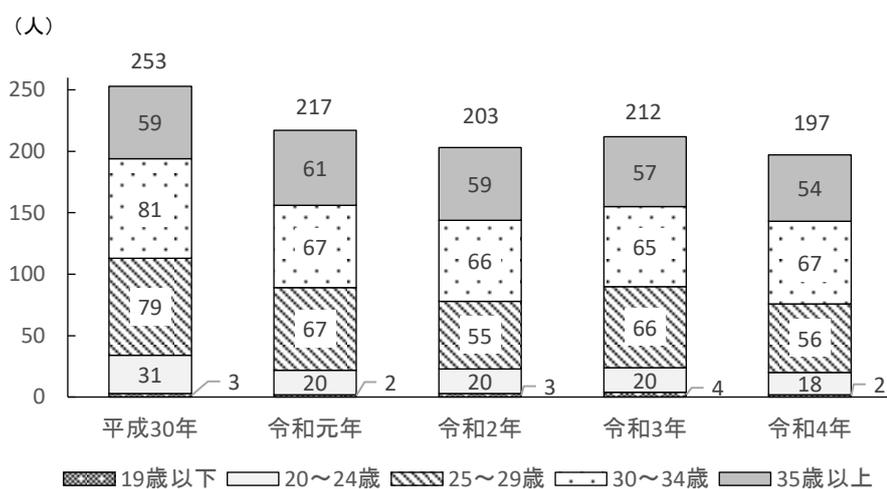


資料:国勢調査

(4)出生の状況

①母親の年齢別出生数の推移

出生数は年々減少傾向にあり、令和4(2022)年には197人となっています。母親の年齢別出生数の推移をみると、25～29歳、30～34歳の出生が多く、35歳以上でも一定数の出生があることがわかります。また、20～24歳の出生が減少しています。



資料:保健統計年報

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、全国、兵庫県、西脇市ともに減少しています。特に、本市は全国、兵庫県と比べ、減少幅が大きくなっています。

	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
西脇市	1.62	1.42
全国	1.43	1.33
兵庫県	1.47	1.38

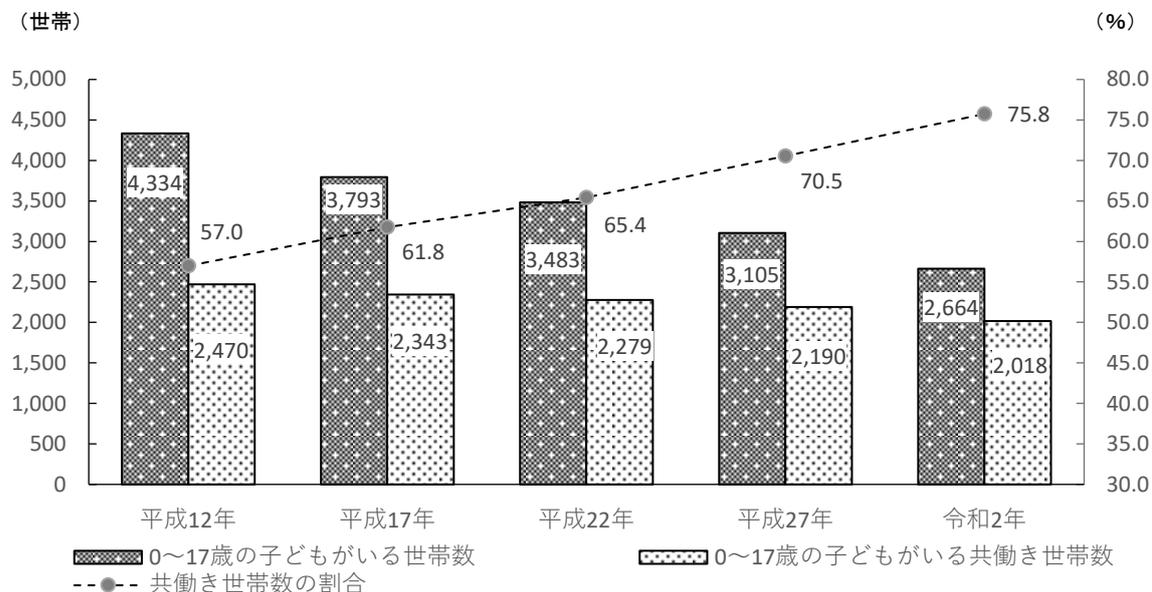
資料:人口動態統計特殊報告「人口動態保健所・市区町村別統計」



(5) 就業の状況

① 共働き世帯の推移

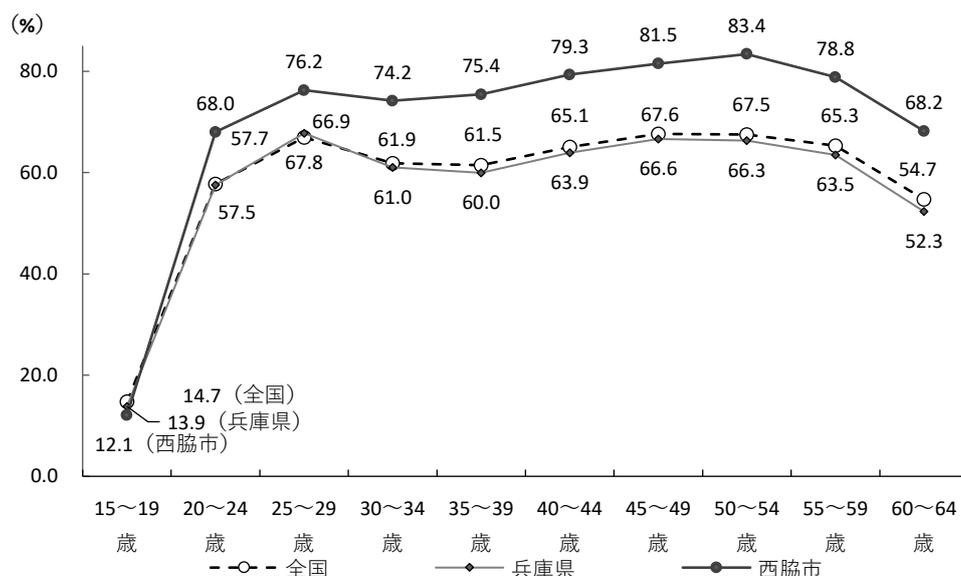
0～17歳の子どもがいる世帯数は、平成12(2000)年以降減少しています。一方、共働き世帯数の割合は平成12(2000)年以降増加し、令和2(2020)年には75.8%となっています。



資料: 国勢調査

② 女性の就業率

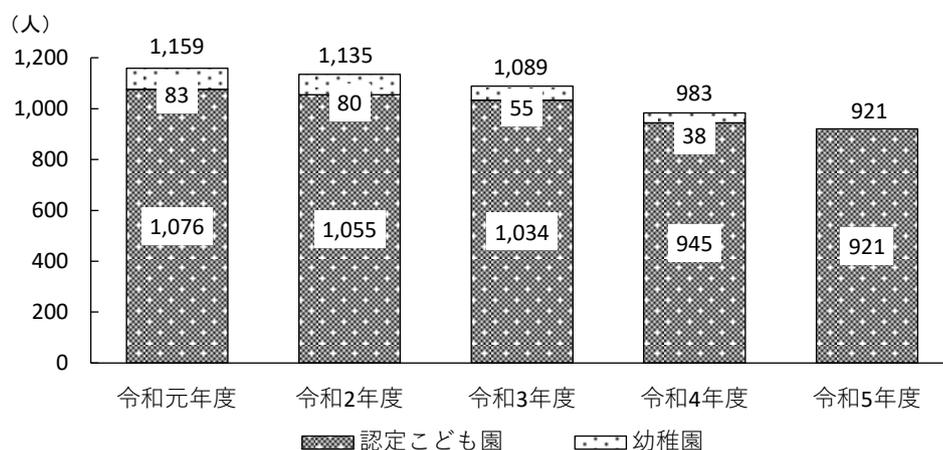
令和2(2020)年の女性の就業率をみると、全国や県と比較して15～19歳を除いた全ての年代で、全国や県を上回っています。特に子育てがひと段落すると考えられる40歳以上の女性が労働力として戻ってくる傾向がみられます。



資料: 国勢調査

(6) 認定こども園・幼稚園の園児数の状況

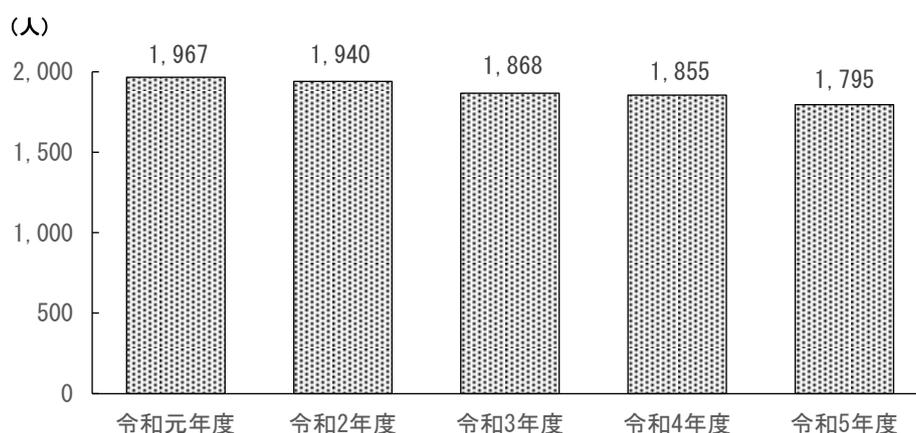
認定こども園・幼稚園の園児数の推移をみると、令和元(2019)年度以降、継続して減少しています。なお、しばざくら幼稚園は令和5(2023)年3月31日をもって閉園しました。



資料:幼稚園 令和5年版西脇市統計書(各年5月1日現在)
認定こども園 令和元年～令和5年版西脇市統計書(各年4月1日現在)

(7) 小学校児童数の状況

小学校児童数の推移をみると、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度にかけて減少傾向がみられます。

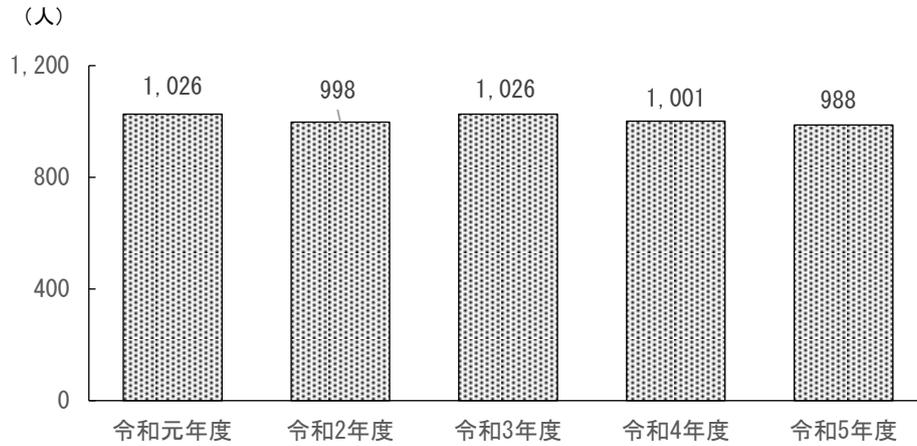


資料: 令和5年版西脇市統計書(各年5月1日現在)



(8) 中学校生徒数の状況

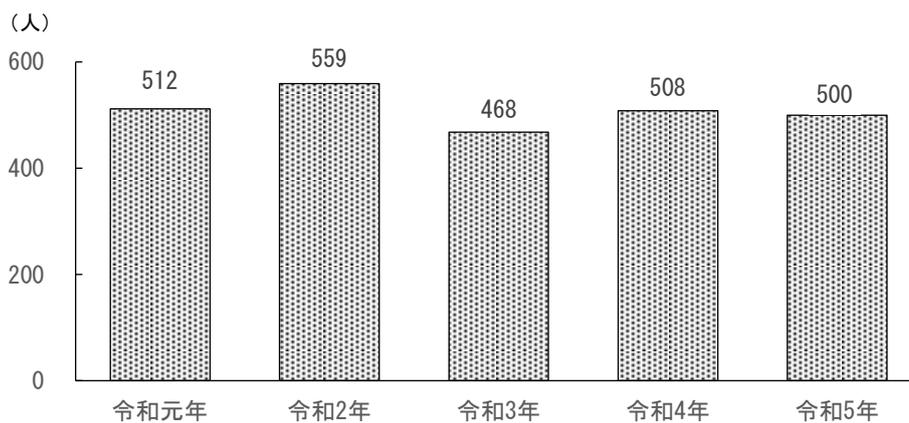
中学校生徒数の推移をみると、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度にかけて、横ばいの傾向になっています。



資料：令和5年版西脇市統計書(各年5月1日現在)

(9) 放課後児童クラブの登録児童数の状況

放課後児童クラブの登録児童数の推移をみると、増減を繰り返し、令和5(2023)年では500人になっています。



資料：学校教育課(各年5月)



(10) 支援が必要な子ども等の状況

① 家庭児童相談の推移

家庭児童相談件数の推移をみると、年々増加傾向にあり、特に、養護相談が増加しています。

単位：件，%

	養護		保健		障害		非行		育成		その他		計	
	(内 虐待)	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
令和 元年度	138 (34)	27.0	5	1.0	79	15.4	5	1.0	281	55.0	3	0.6	511	100.0
令和 2年度	170 (43)	33.8	4	0.8	62	12.3	2	0.4	256	50.9	9	1.8	503	100.0
令和 3年度	180 (67)	34.1	2	0.4	46	8.7	2	0.4	297	56.4	0	0.0	527	100.0
令和 4年度	179 (81)	33.8	4	0.7	43	8.1	10	1.9	294	55.5	0	0.0	530	100.0
令和 5年度	212 (53)	37.6	0	0.0	21	3.7	5	0.9	326	57.8	0	0.0	564	100.0

資料：はびいくサポートセンター

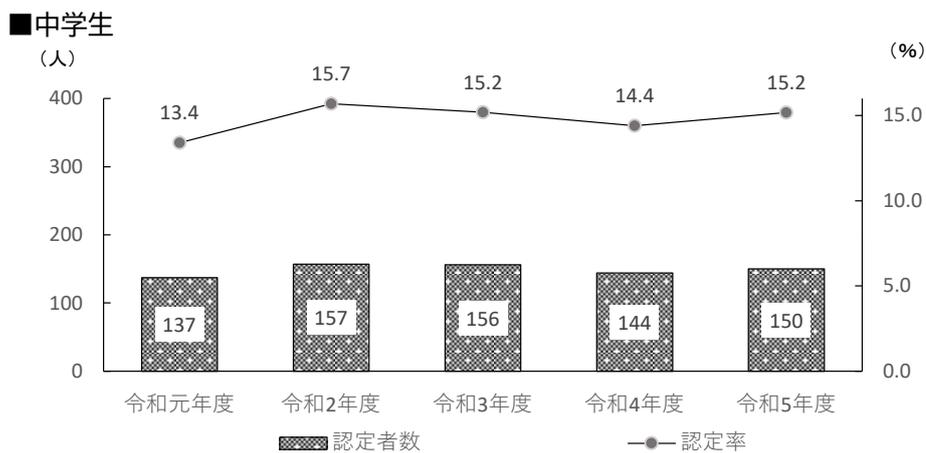
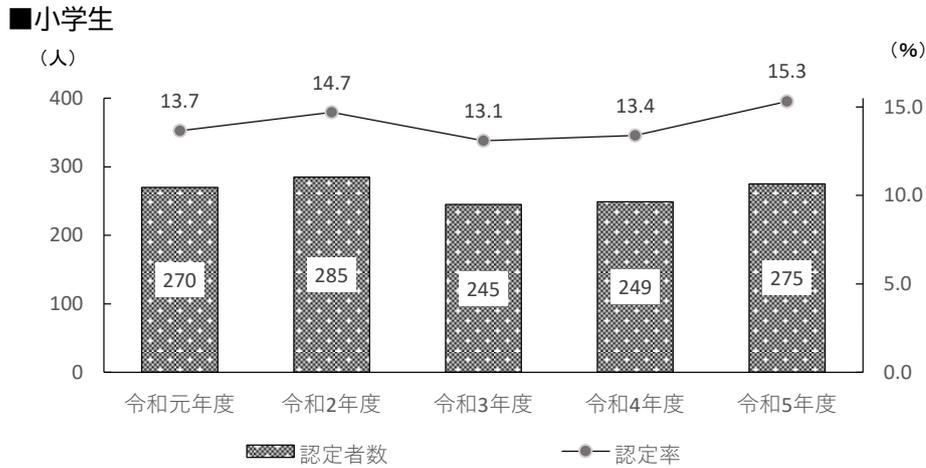
※()は内数

種別	内容
養護相談	父又は母等保護者の家出、死亡、離婚等による養育困難、虐待等の子どもに関する相談
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、その他疾患(精神疾患含む。)等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等の症状を有する相談
非行相談	虚言、家出、乱暴、性的逸脱等のく犯、飲酒、喫煙等の相談
育成相談	人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力、不登校、遊びやしつけ等に関する相談
その他	上記に属さない相談



②就学援助事業の推移

就学援助事業支給認定者数の推移をみると、小学生・中学生ともに、増減はあるものの減少傾向にありましたが、令和5(2023)年度は制度改正により増加しています。令和5(2023)年度の認定者数は小学生で275人、中学生で150人となっています。



資料:教育総務課

③障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。18歳未満の子どもでは、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数はほぼ横ばいとなっています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	1,714	1,688	1,631	1,579	1,515
18歳未満再掲	28	28	22	21	19
療育手帳	435	454	466	474	492
18歳未満再掲	135	128	125	124	138
精神障害者保健福祉手帳	242	253	278	277	307

資料:社会福祉課(各年度末日)

④医療的ケア児・者数の推移

医療的ケア児・者数の推移をみると、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までは10人で横ばいでしたが、令和4(2022)年度は9人と1人減少し、令和5(2023)年度には12人と増加に転じています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児・者数	10	10	10	9	12

資料:社会福祉課(各年度末日)

⑤就学前教育・保育施設における障害のある子どもの在籍者数の推移

就学前教育・保育施設における障害のある子どもの在籍者数の推移をみると、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までは、ほぼ横ばいでしたが、令和4(2022)年度は33人と7人増加し、令和5(2023)年度には25人と減少に転じています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍者数	27	26	26	33	25

資料:幼保連携課(各年度末日)

⑥特別支援学校の在籍者数の推移

特別支援学校の在籍者数の推移をみると、特別支援学校全体では、令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までは減少していましたが、令和5(2023)年度は44人と7人増加しています。学部別にみると、小学部では令和元(2019)年度から令和4(2022)年度まで増加していましたが、令和5(2023)年度には微減しています。中学部では令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで増加傾向にあります。高等部では、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで減少傾向にあります。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍者数	46	45	40	37	44
小学部	13	14	18	21	19
中学部	6	6	8	7	15
高等部	27	25	14	9	10

資料:北はりま特別支援学校(各年度末日)



⑦特別支援学級の在籍者数の推移

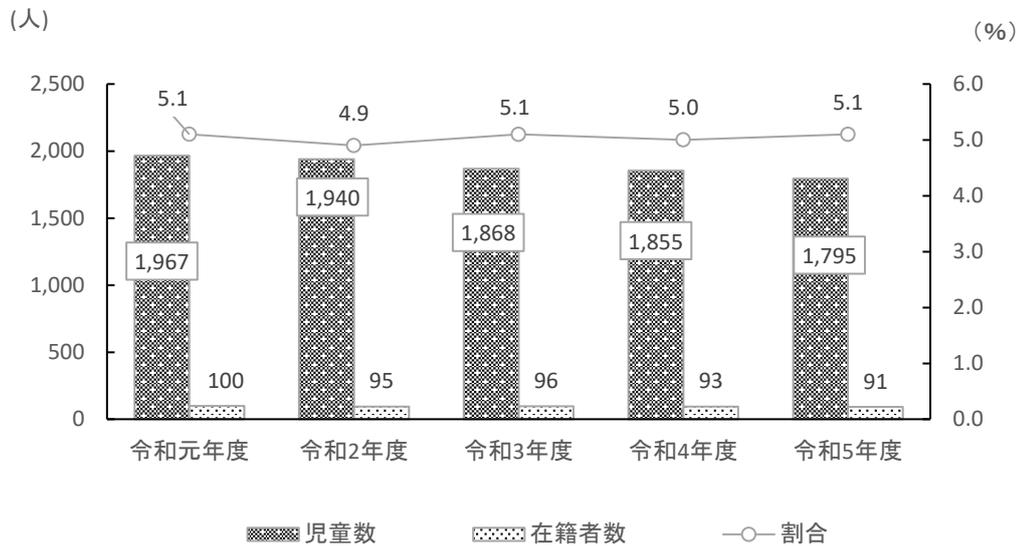
特別支援学級の在籍者数の推移をみると、特別支援学級全体では令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで減少しています。小学校の在籍者数は令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで減少していますが、全児童数に占める割合はほぼ横ばいです。中学校の在籍者数及び全生徒数に占める割合は、いずれも令和元(2019)年度から令和5(2023)年度にかけて微減の傾向です。

単位:人

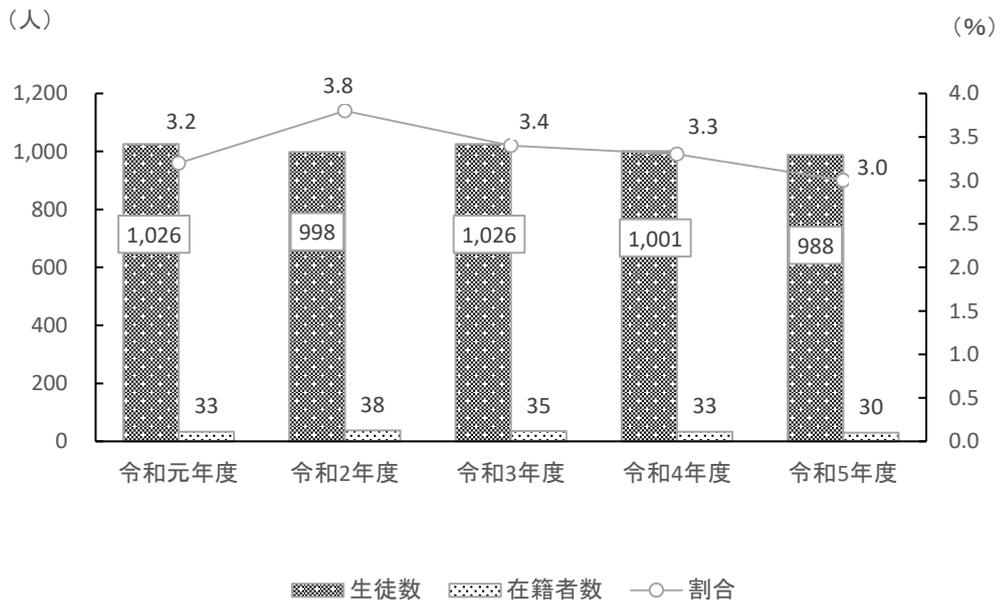
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍者数	133	133	131	126	121
小学校	100	95	96	93	91
中学校	33	38	35	33	30

資料:学校基本調査(各年5月1日)

■小学校



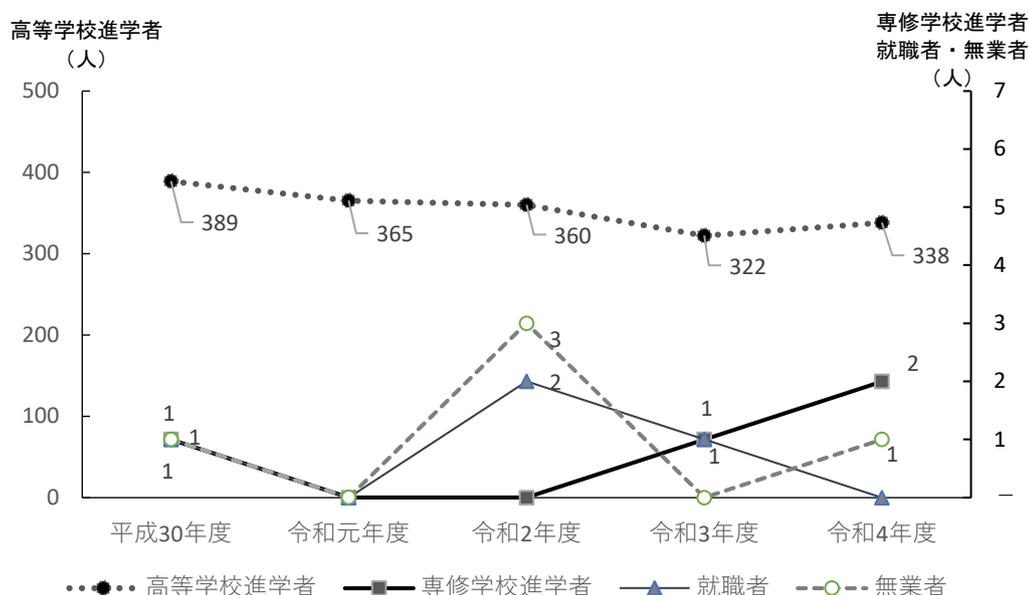
■中学校



(11)若者の状況

①中学校の進路別卒業生数の推移

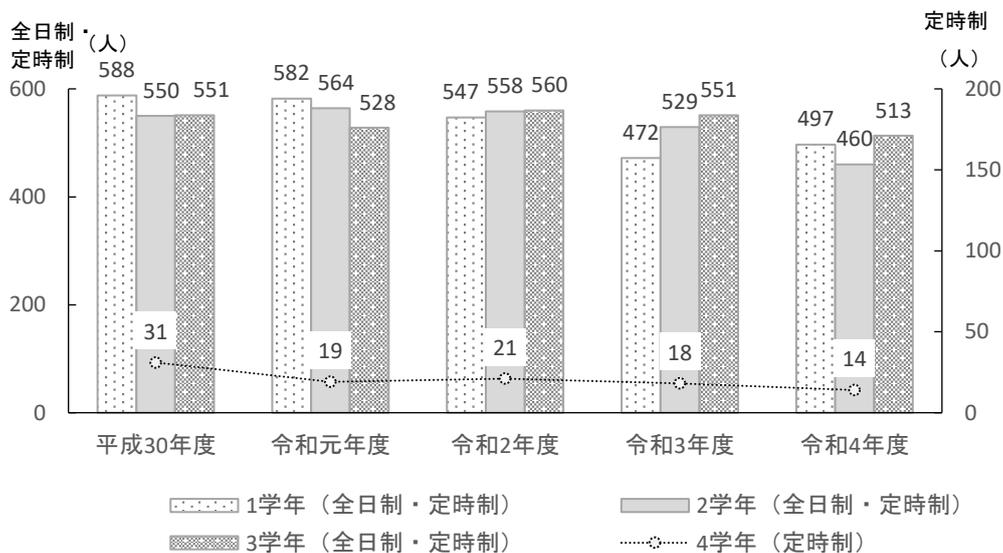
中学校の進路別卒業生数の推移をみると、いずれの年度も高等学校への進学者が99%前後となっています。



資料: 学校基本調査(各年5月1日)

②高等学校生徒数の推移

市内に立地する高等学校生徒数の推移をみると、平成30(2018)年度以降各学年で減少傾向となっています。平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて、1学年(全日制・定時制)では91人、2学年(全日制・定時制)では90人、3学年(全日制・定時制)では38人、4学年(定時制)では17人減少しています。

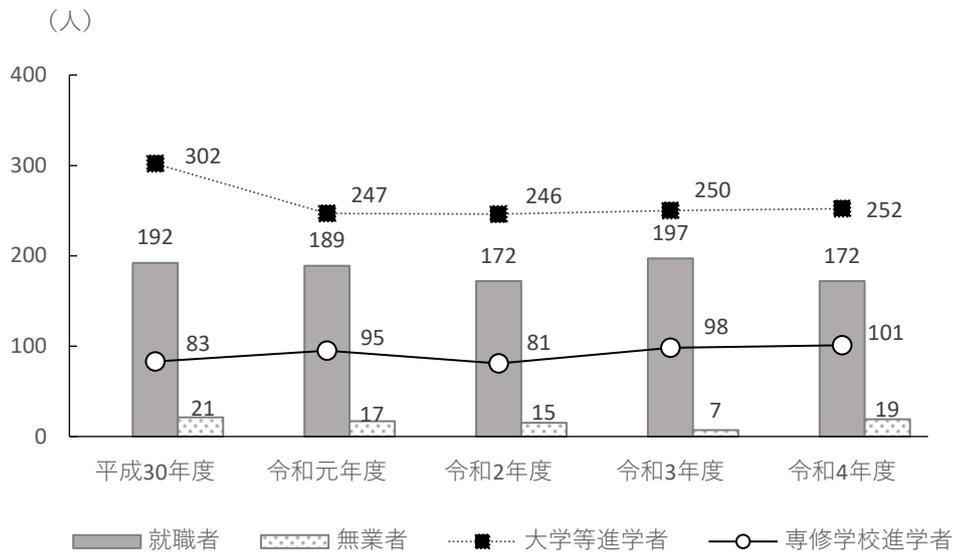


資料: 学校基本調査(各年5月1日)



③高等学校の進路別卒業生数の推移

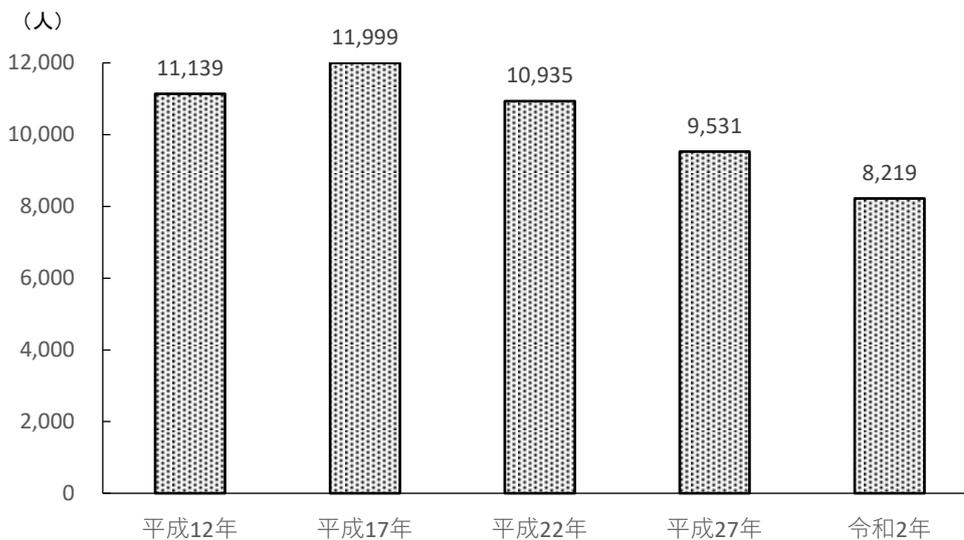
市内の高等学校の進路別卒業生数の推移をみると、大学等進学者数は令和元(2019)年度以降、おおむね横ばいになっています。専修学校進学者数は増加傾向にあり、就職者数については増減はあるものの横ばいで推移しています。無業者数については、令和3(2021)年度で7人まで減少していますが、令和4(2022)年度では19人に増加しています。



資料: 学校基本調査(各年5月1日)

④若者人口の推移

若者(15~39歳)人口の推移をみると、平成17(2005)年から令和2(2020)年にかけて減少しています。令和2(2020)年では8,219人となっており、20年間で2,920人減少しています。



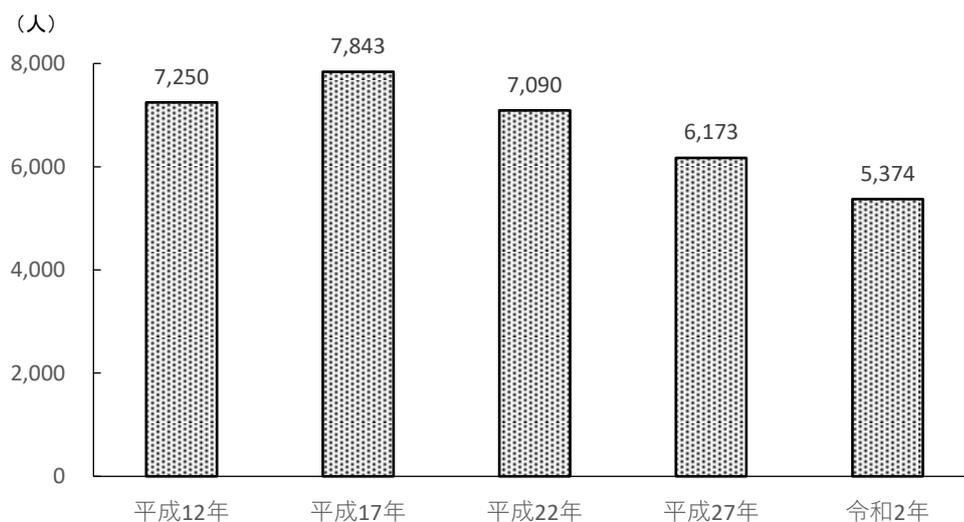
資料: 国勢調査



⑤若者の就業者数の推移

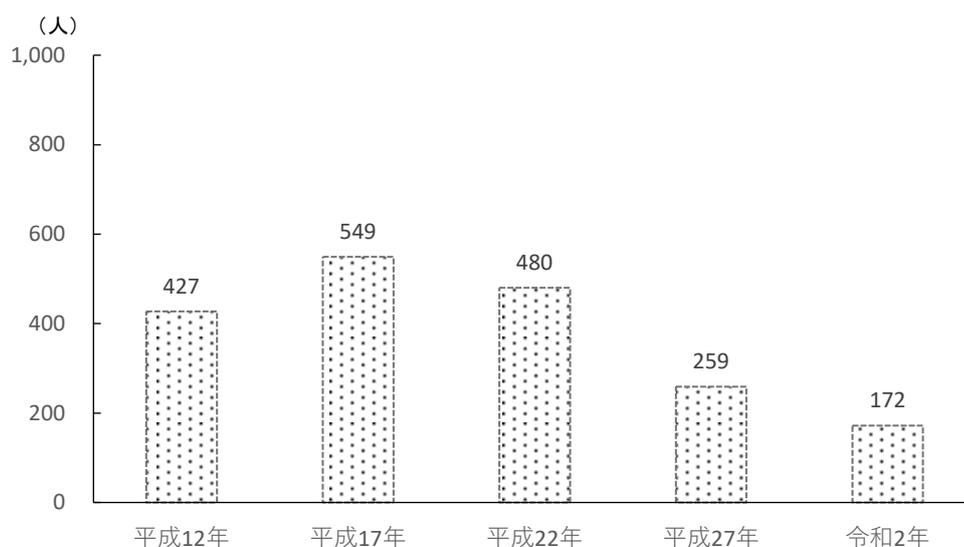
若者(15～39歳)の就業者数の推移をみると、令和2(2020)年では5,374人で、平成27(2015)年より799人減少しています。完全失業者数については、平成22(2010)年までは、400人以上で推移していましたが、平成27(2015)年では259人、令和2(2020)年では172人と大幅に減少しています。

■就業者数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査の解説第5版」

■完全失業者数の推移

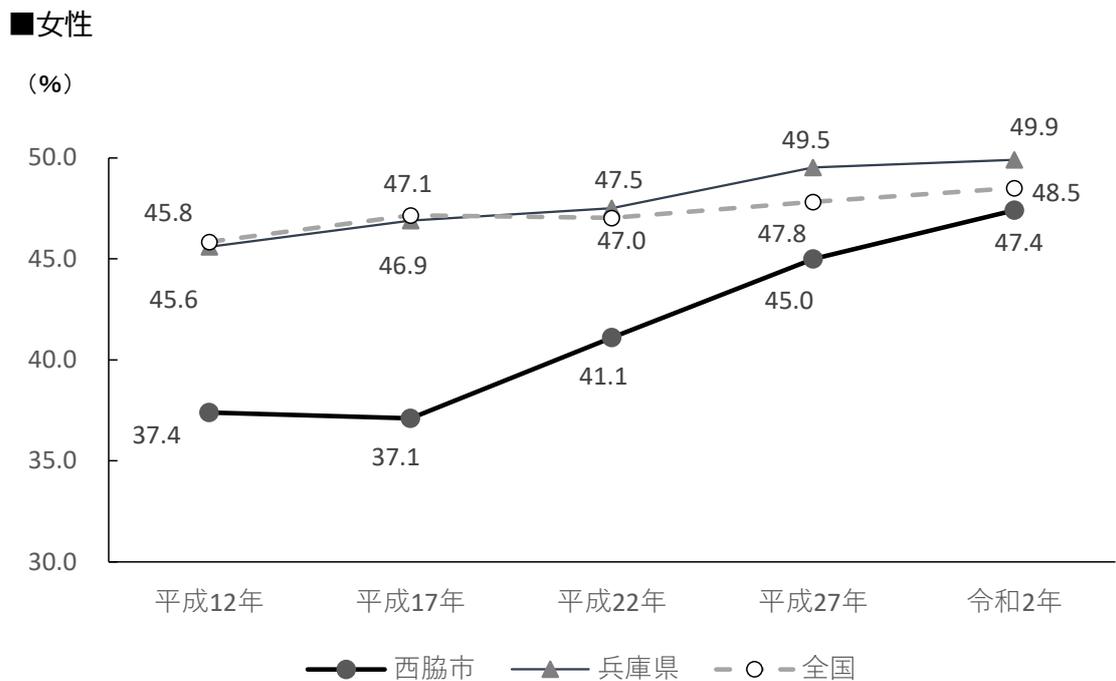
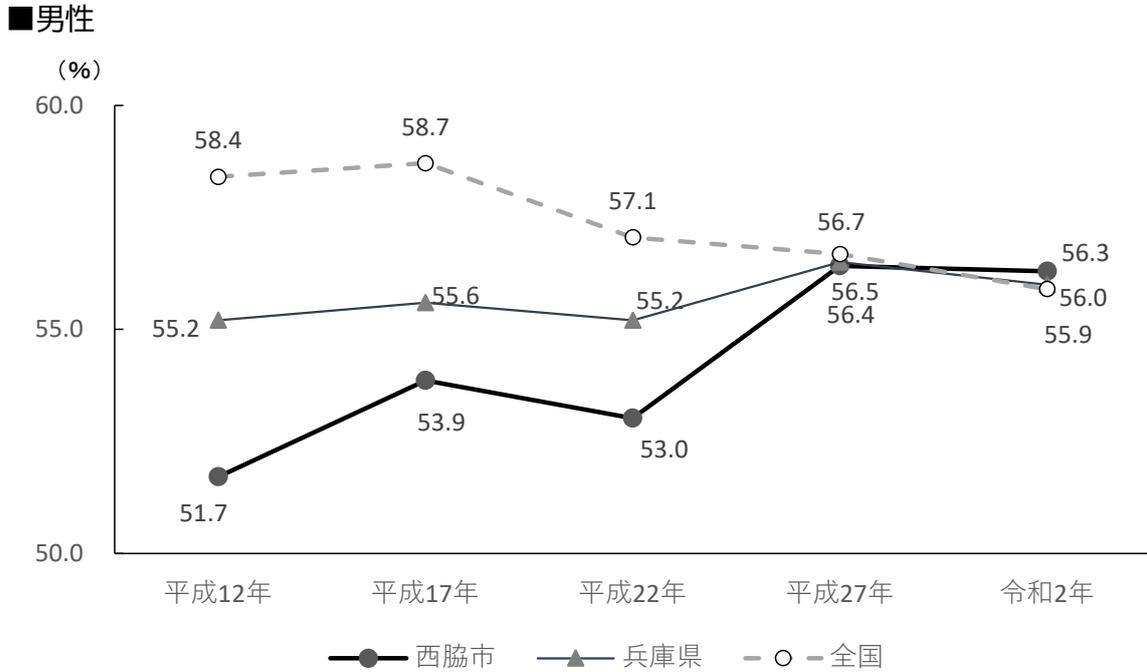


資料：総務省統計局「労働力調査の解説第5版」



⑥未婚率の推移

男性の20～39歳の未婚率は上昇傾向にあり、令和2(2020)年に56.3%となっています。女性の20～39歳の未婚率も上昇傾向にあり、令和2(2020)年は47.4%となっています。平成12(2000)年の男性及び女性の未婚率は、兵庫県、全国の数値を下回っているものの、令和2(2020)年の男性の未婚率は、兵庫県、全国の数値を上回っています。



資料: 国勢調査



2 アンケート調査等の結果概要

(1) 保護者対象：子育て支援に関するアンケート

①調査の目的

西脇市こども計画策定の基礎資料とすることを目的に、調査を実施しました。

②調査対象

就学前(小学校入学まで)のお子さんがある全世帯

小学生のお子さんがある全世帯

中学生のお子さんがある全世帯

ただし複数のお子さんがある世帯については一番年齢が下のお子さんに対応した調査を実施

③調査期間

令和6年1月1日～令和6年1月21日

④調査方法

郵送による配布・回収

インターネットによる回答

⑤回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,084通	472通	43.5%
小学生の保護者	951通	397通	41.7%
中学生の保護者	493通	168通	34.1%

⑥調査結果の表示方法

- ・回答は各設問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・平成30(2018)年度調査(前回調査)において、設定されていなかった選択肢については、図表に割合を表示していません。

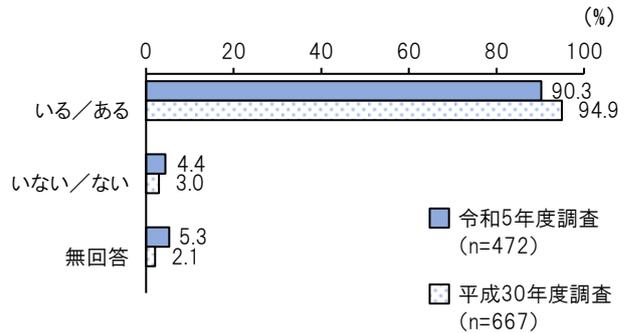


○子育てをする上で、気軽に相談できる人(場所)の有無について

①就学前児童の保護者

「いる／ある」の割合が90.3%、「いない／ない」の割合が4.4%となっています。

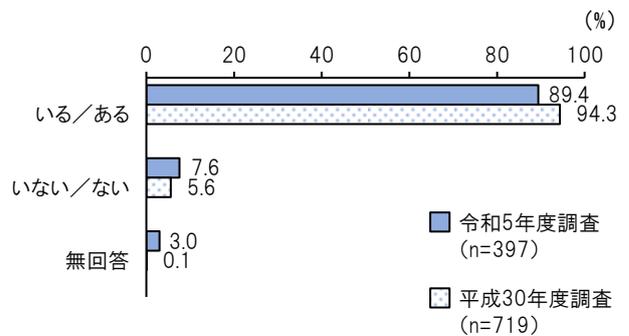
平成30(2018)年度調査と比較すると、「いる／ある」の割合が減少しています。



②小学生の保護者

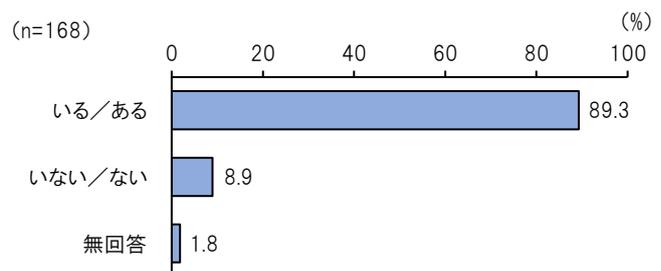
「いる／ある」の割合が89.4%、「いない／ない」の割合が7.6%となっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると、「いる／ある」の割合が減少しています。



③中学生の保護者

「いる／ある」の割合が89.3%、「いない／ない」の割合が8.9%となっています。

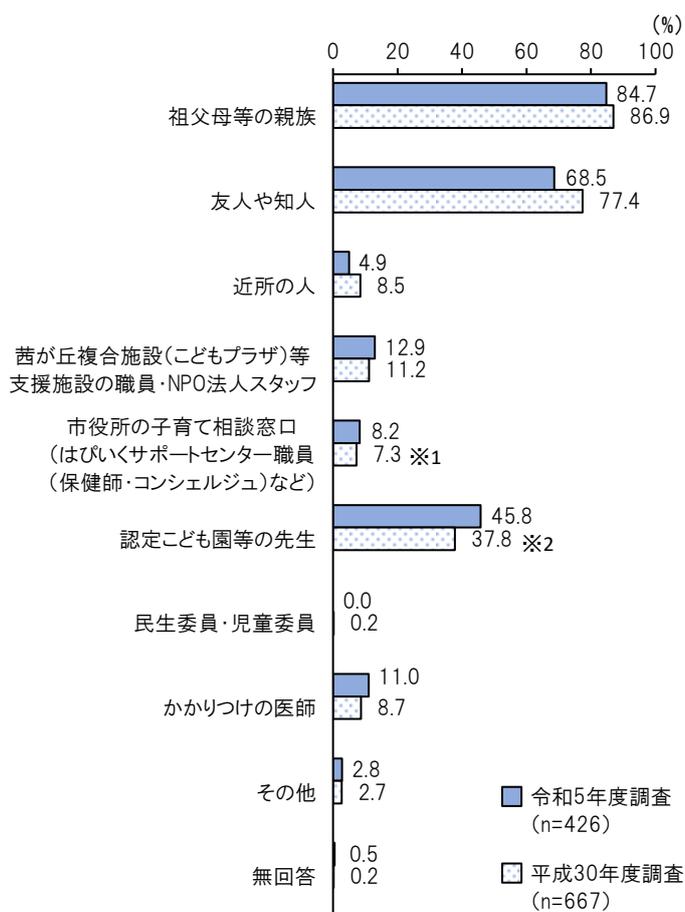


○気軽に相談できる先は誰(どこ)かについて

①就学前児童の保護者

「祖父母等の親族」の割合が84.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が68.5%、「認定こども園等の先生」の割合が45.8%となっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると、「友人や知人」の割合が減少しています。



※1 平成30(2018)年度調査では「市役所の子育て相談窓口」が1.6%、「健康づくりセンター職員」が5.7%で合計7.3%となっています。

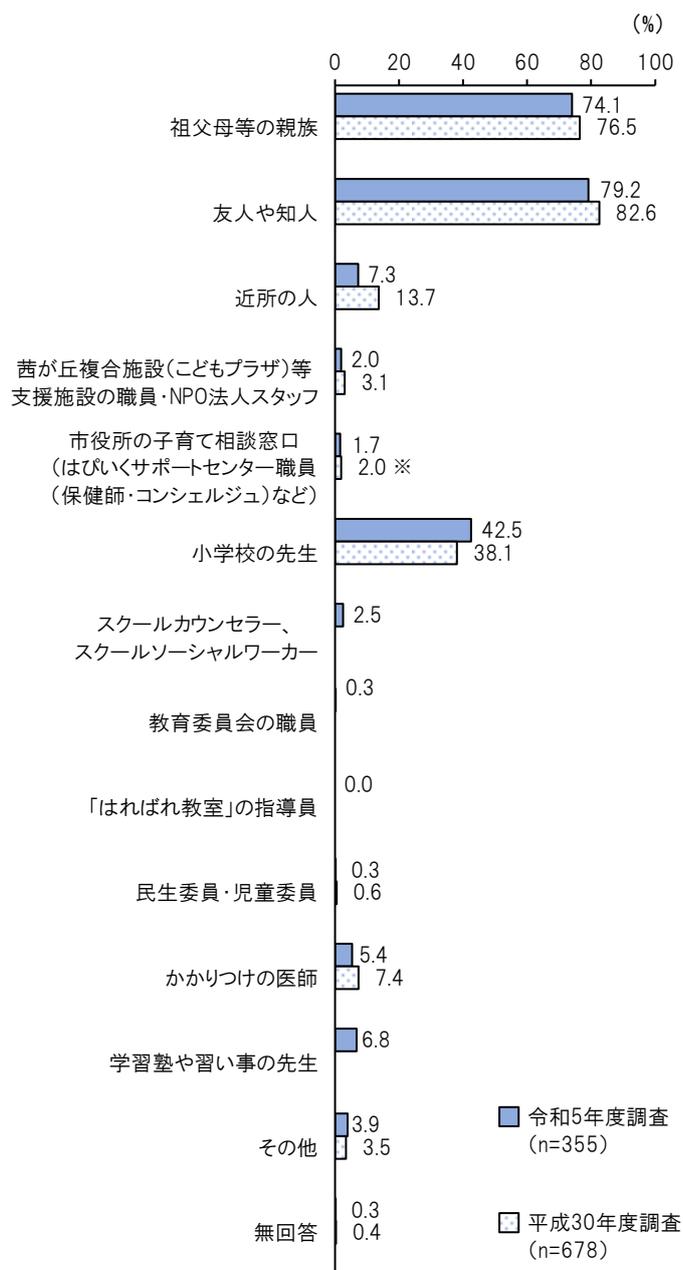
※2 平成30(2018)年度調査では「保育士・保育教諭」が29.7%、「幼稚園教諭」が8.1%で合計37.8%となっています。



②小学生の保護者

「友人や知人」の割合が79.2%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が74.1%、「小学校の先生」の割合が42.5%となっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると、「近所の人」の割合が減少しています。

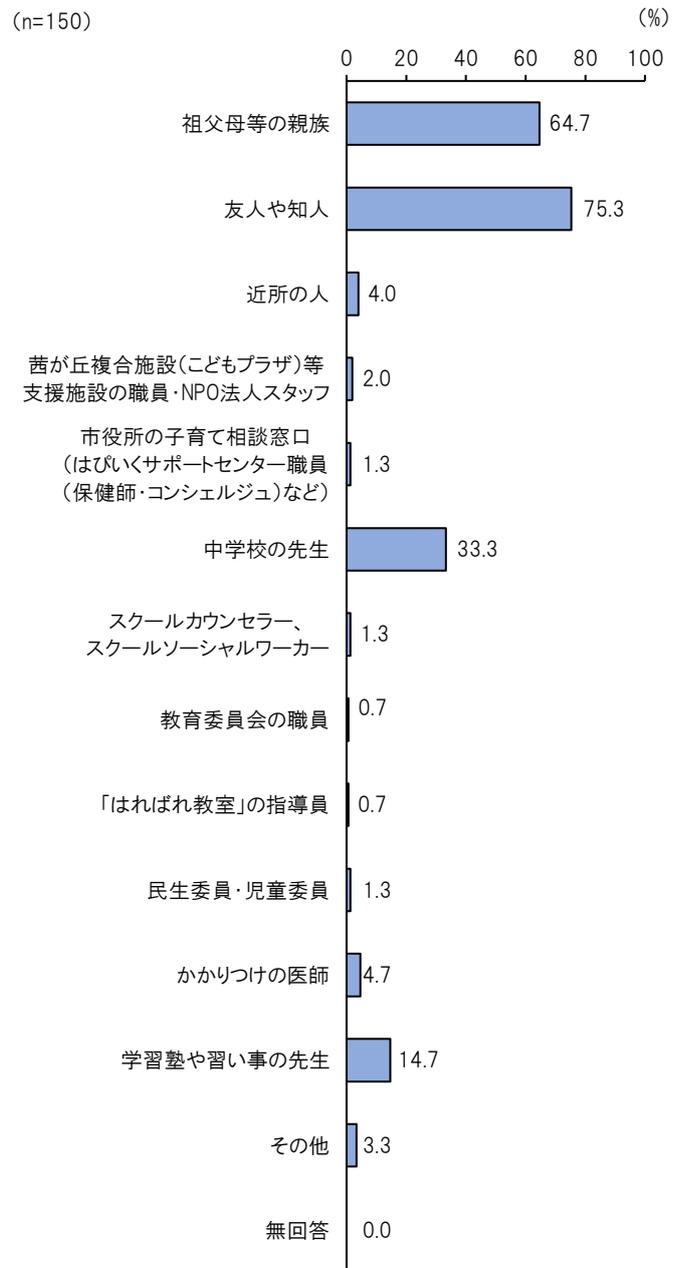


※ 平成30(2018)年度調査では「市役所の子育て相談窓口」が1.0%、「健康づくりセンター職員」が1.0%で合計2.0%となっています。



③中学生の保護者

「友人や知人」の割合が75.3%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が64.7%、「中学校の先生」の割合が33.3%となっています。



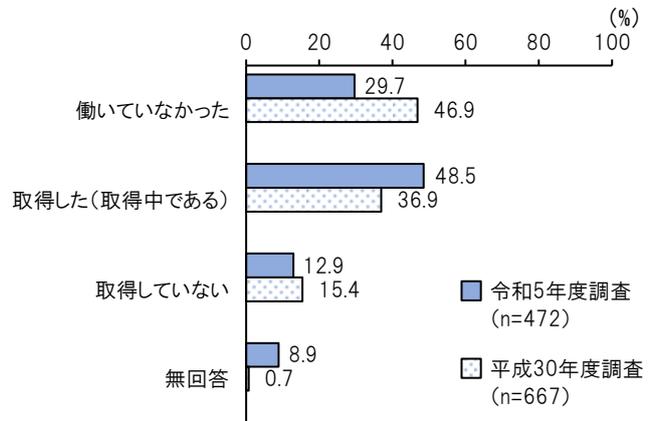
○父母の育児休業の取得状況について

①母親

「取得した(取得中である)」の割合が48.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が29.7%、「取得していない」の割合が12.9%となっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると、「働いていなかった」の割合が減少しています。

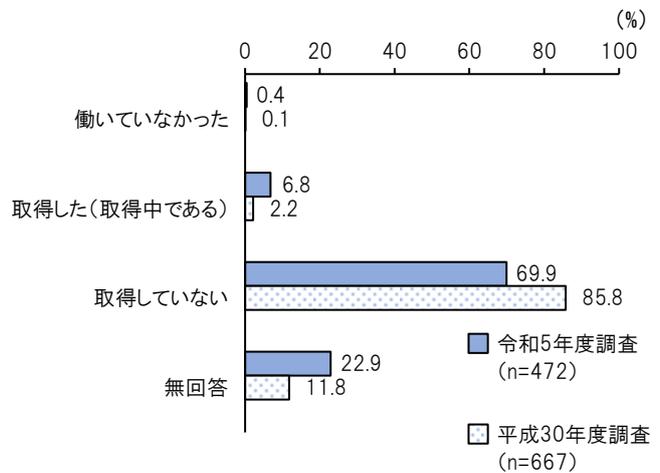
一方、「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。



②父親

「取得していない」の割合が69.9%と最も高くなっています。

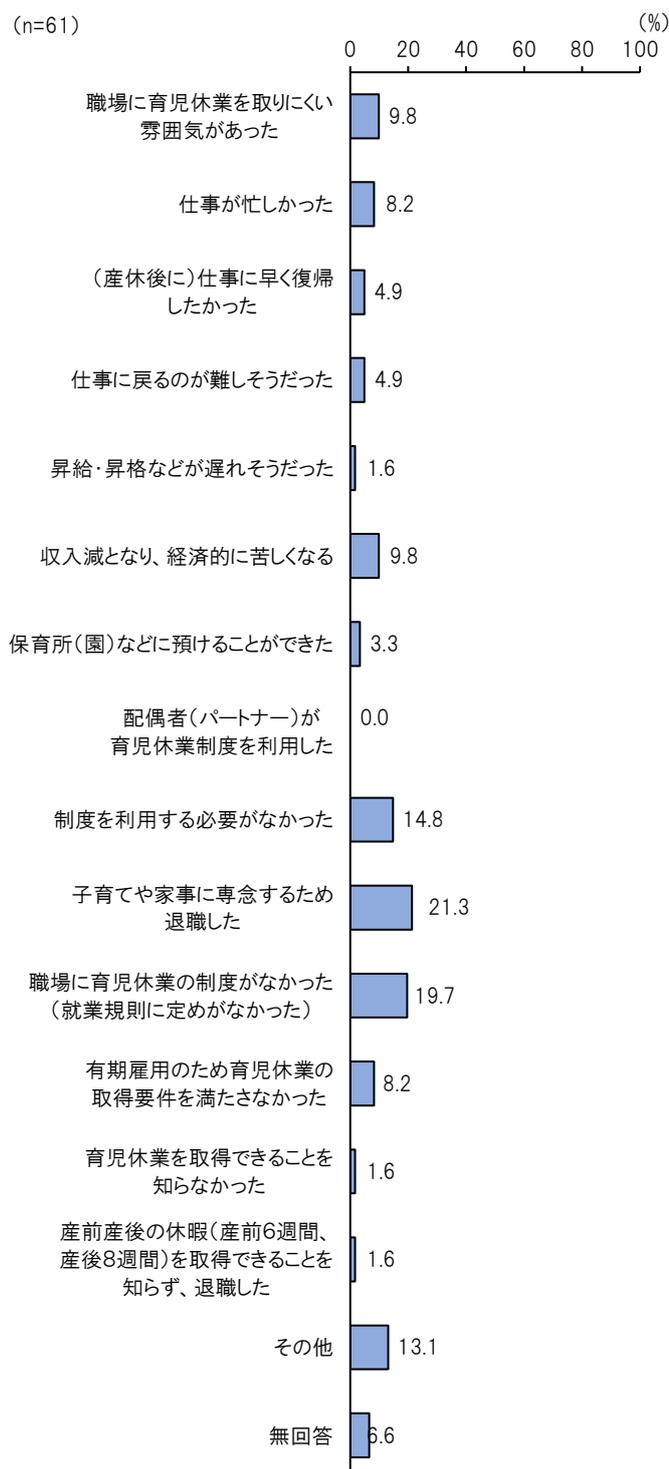
平成30(2018)年度調査と比較すると、「取得していない」の割合が減少しています。



○育児休業を取得していない理由について

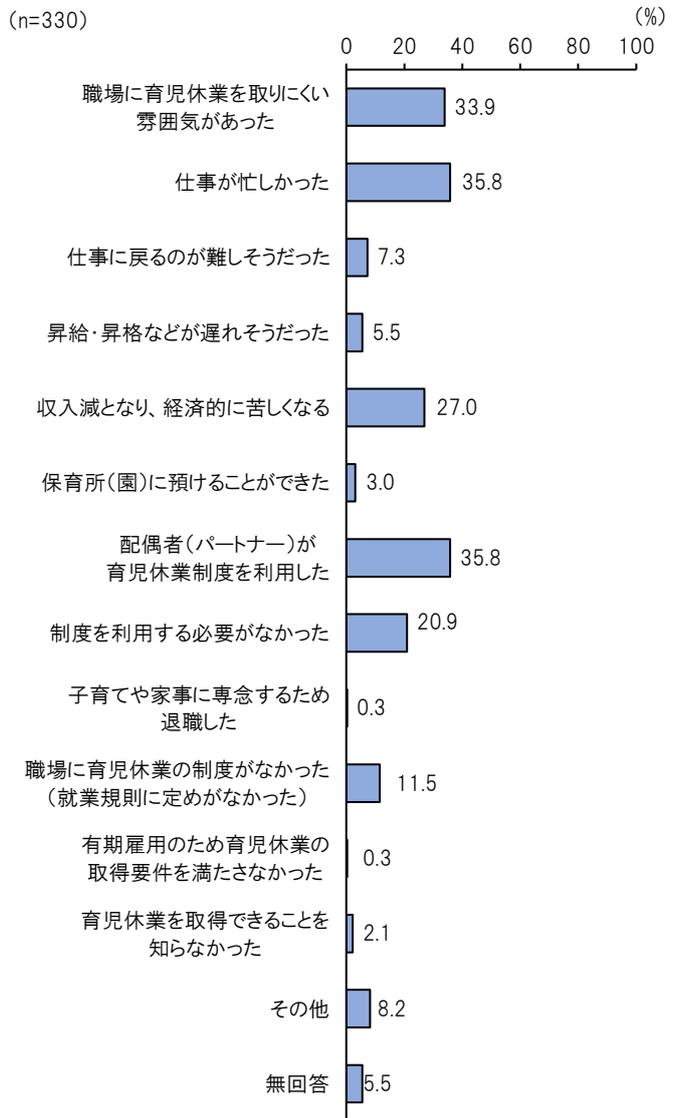
①母親

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が21.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が19.7%となっています。



②父親

「仕事が忙しかった」の割合と「配偶者(パートナー)が育児休業制度を利用した」の割合がいずれも35.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が33.9%となっています。



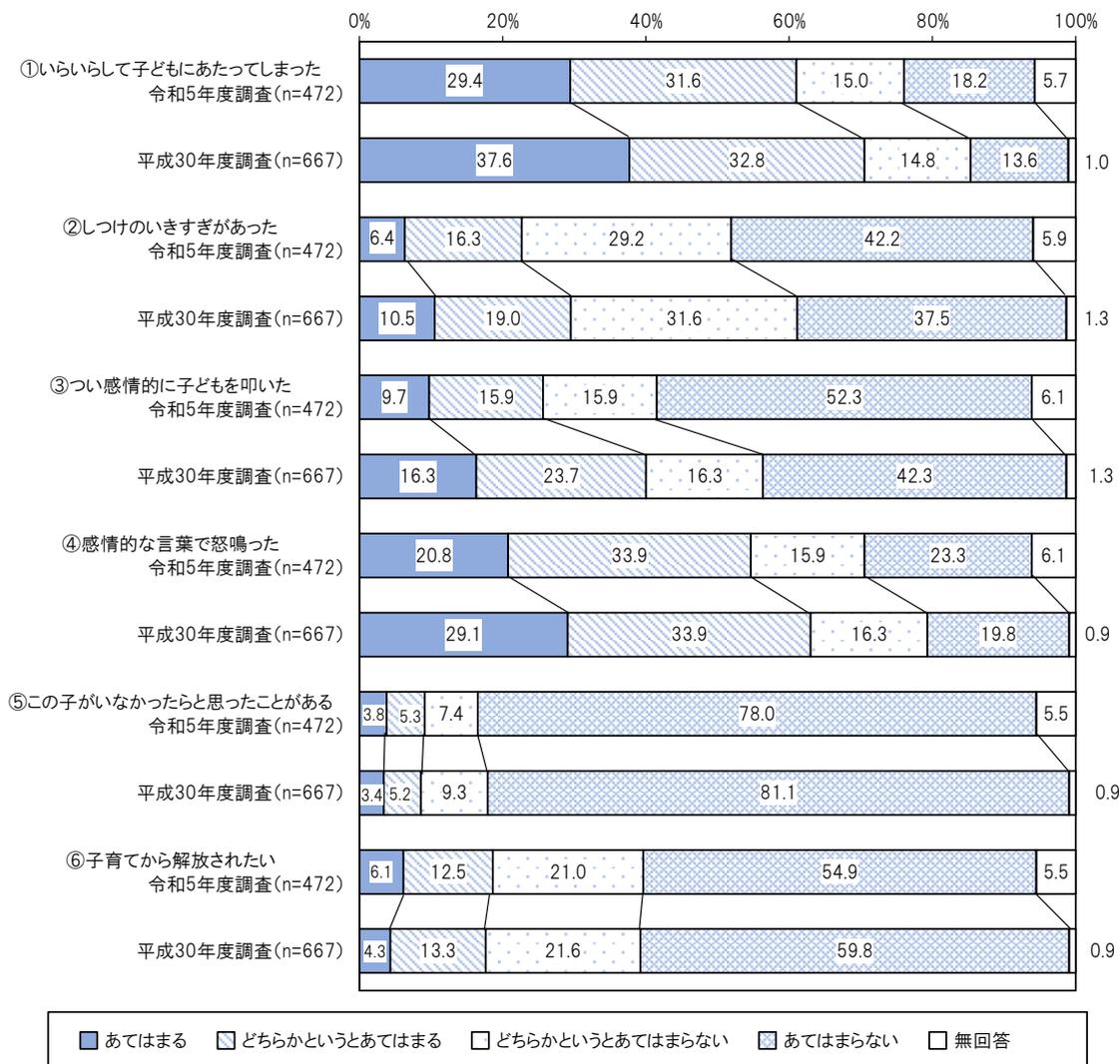
○子育て中の思いや行動について

①就学前児童の保護者

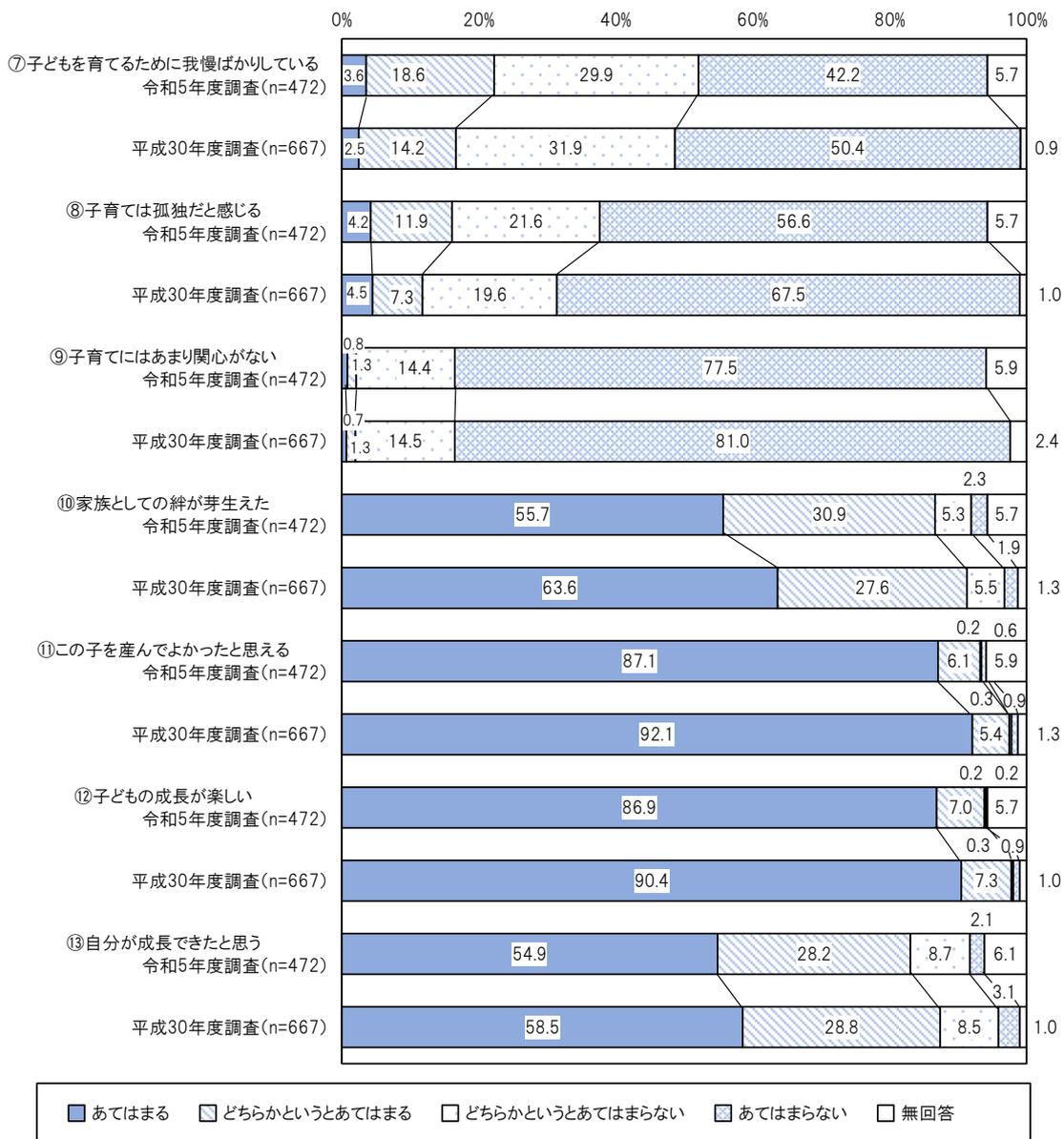
子育て中の思いや行動をみると、「②子どもの成長が楽しい」、「⑪この子を産んでよかったと思える」で、「あてはまる」「どちらかというあてはまる」を合わせた『あてはまる』の割合が高くなっています。また、「⑨子育てにはあまり関心がない」で「あてはまらない」「どちらかというあてはまらない」を合わせた『あてはまらない』の割合が高くなっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると、「③つい感情的に子どもを叩いた」、「④感情的な言葉で怒鳴った」の割合が減少しています。

一方、「⑦子どもを育てるために我慢ばかりしている」、「⑧子育ては孤独だと感じる」等の割合がやや増加しています。



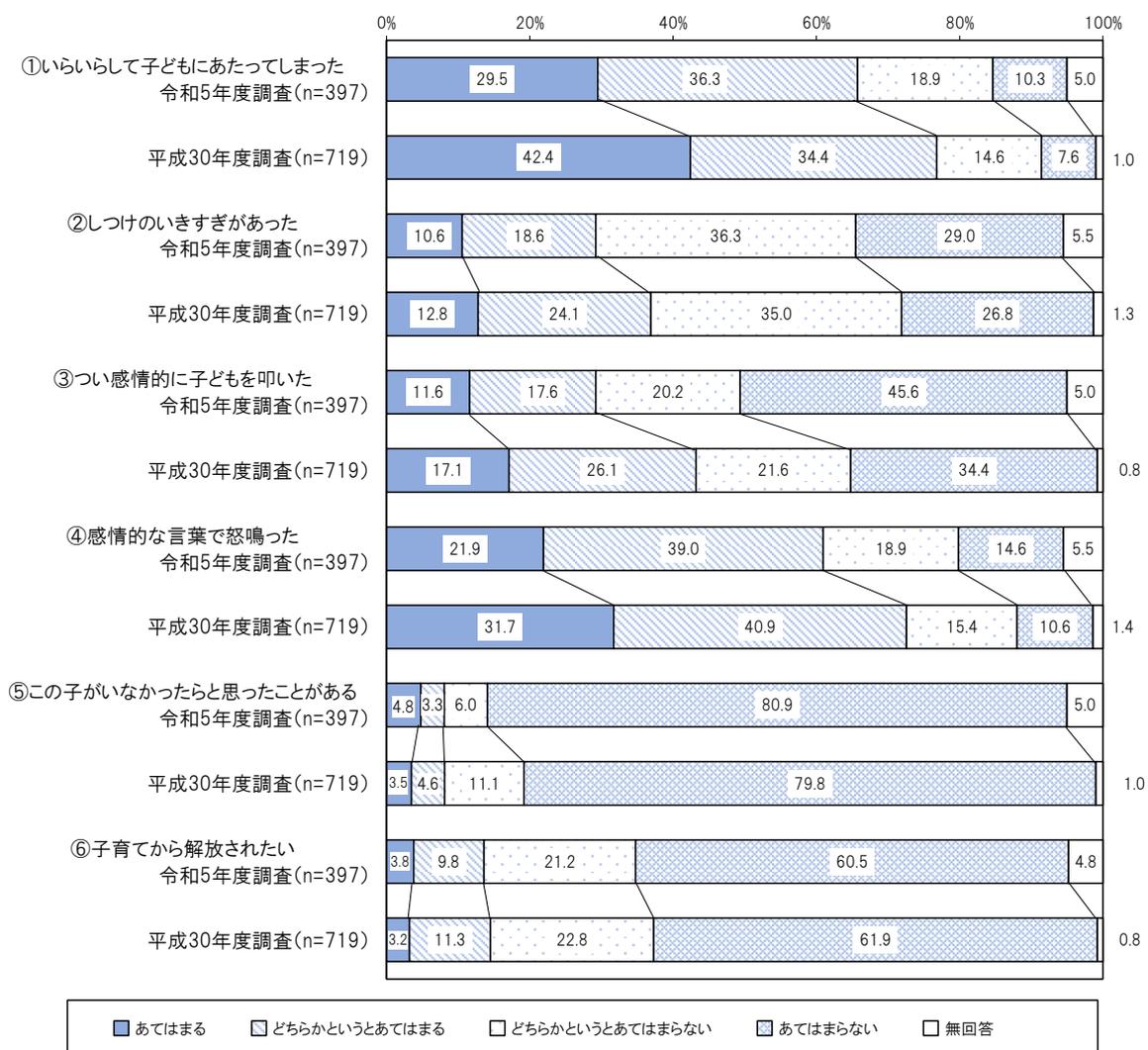
第2章 西脇市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状と課題

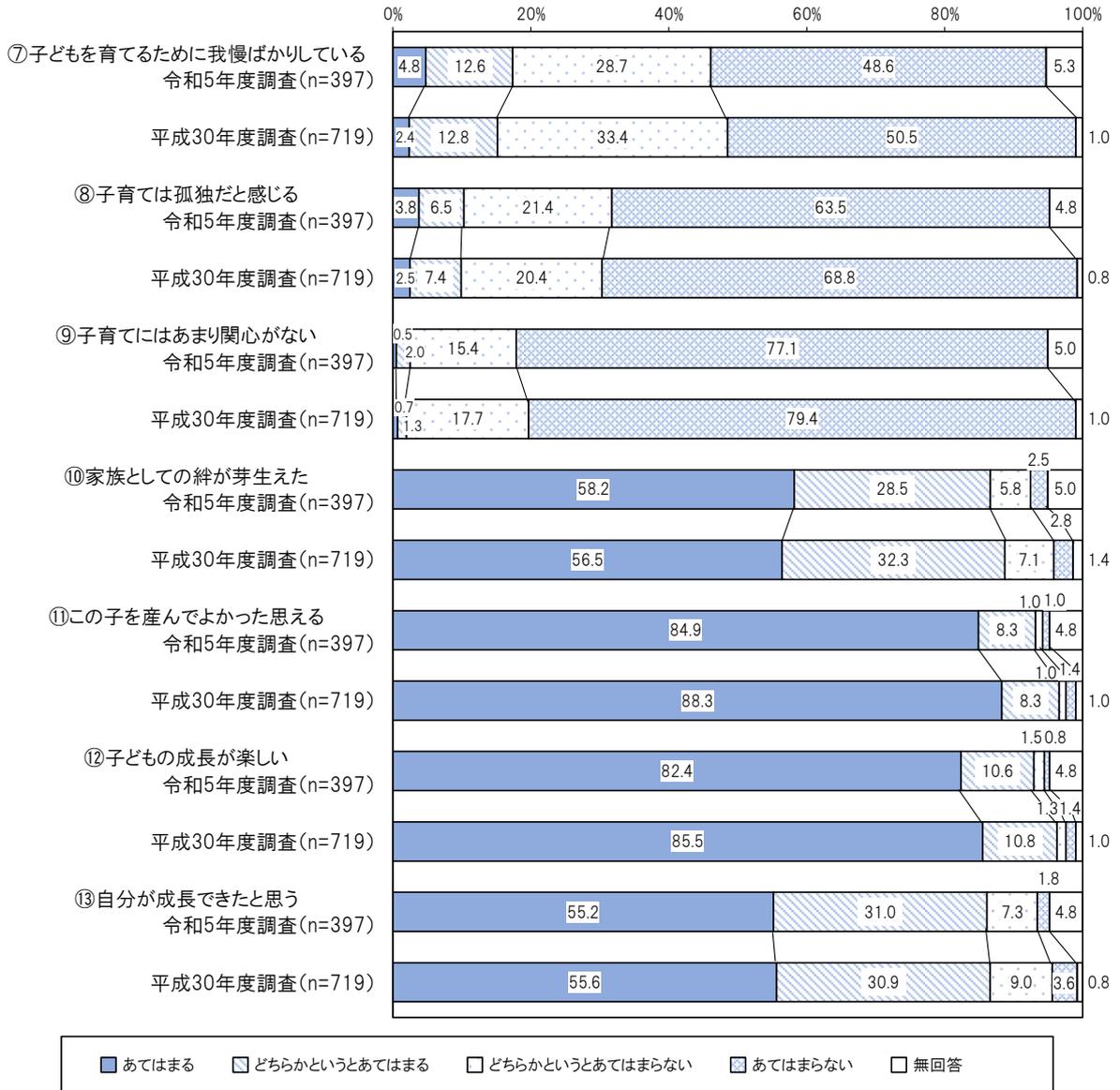


②小学生の保護者

子育て中の思いや行動をみると、「⑪この子を産んでよかったと思える」、「⑫子どもの成長が楽しい」で、「あてはまる」「どちらかというあてはまる」を合わせた『あてはまる』の割合が高くなっています。また、「⑨子育てにはあまり関心がない」で「あてはまらない」「どちらかというあてはまらない」を合わせた『あてはまらない』の割合が高くなっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると、「③つい感情的に子どもを叩いた」の割合が減少しています。一方、「⑦子どもを育てるために我慢ばかりしている」の割合がやや増加しています。



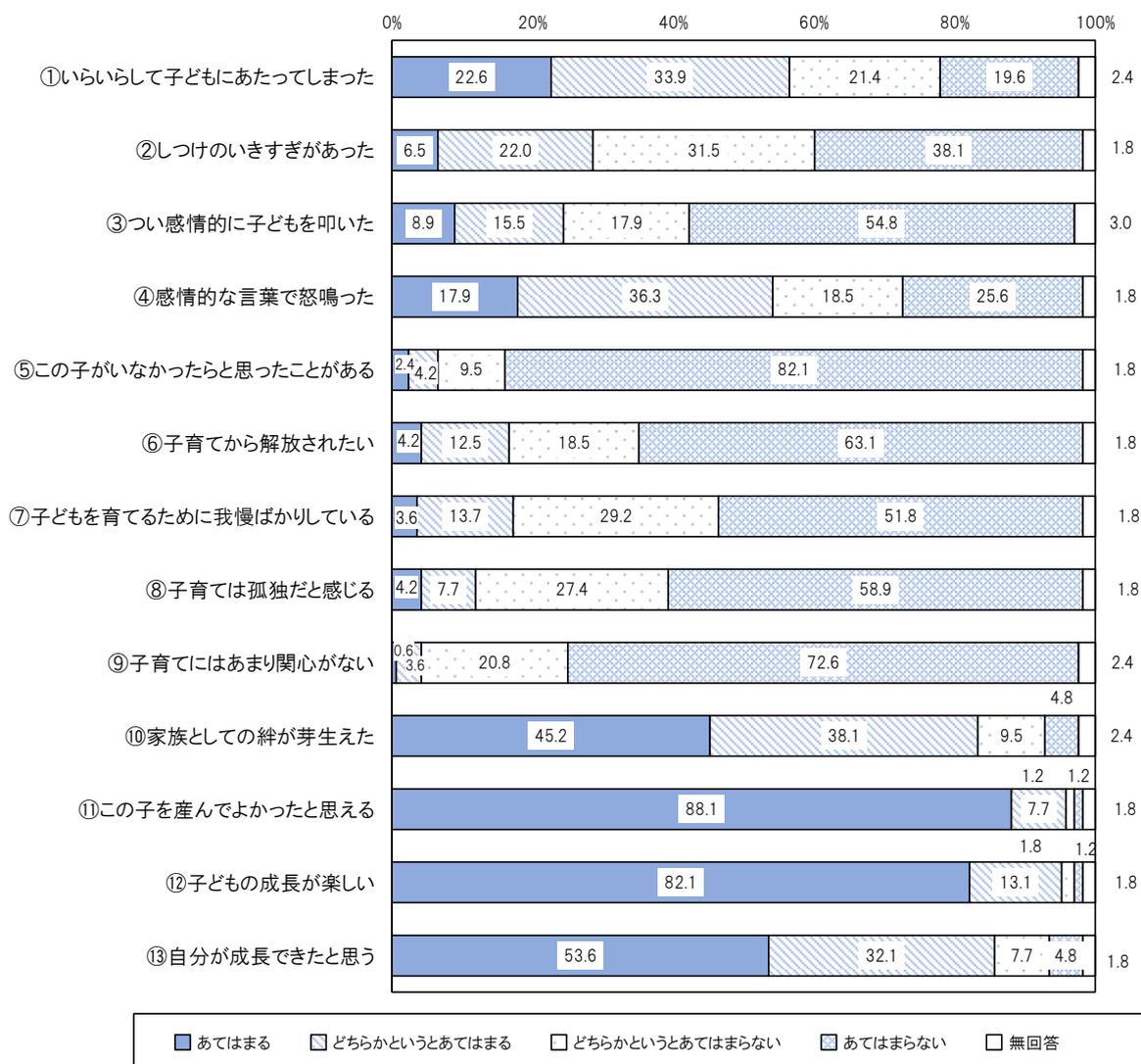


③中学生の保護者

子育て中の思いや行動をみると、「⑪この子を産んでよかったと思える」、「⑫子どもの成長が楽しい」で、「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」を合わせた『あてはまる』の割合が高くなっています。

また、「⑨子育てにはあまり関心がない」で「あてはまらない」「どちらかというにあてはまらない」を合わせた『あてはまらない』の割合が高くなっています。

(n=168)



○「子どもの権利」を知っているかについて

①就学前児童の保護者

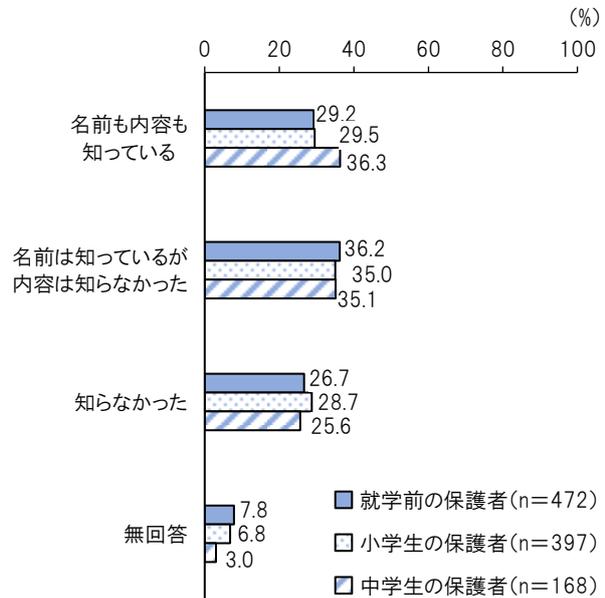
「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が36.2%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が29.2%、「知らなかった」が26.7%となっています。

②小学生の保護者

「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が35.0%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が29.5%、「知らなかった」が28.7%となっています。

③中学生の保護者

「名前も内容も知っている」の割合が36.3%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」が35.1%、「知らなかった」が25.6%となっています。



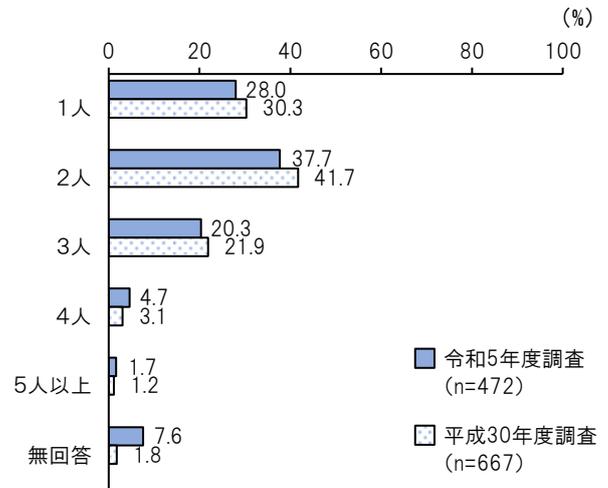
○現在の子ども的人数、今後の出産予定の人数、理想とする子ども的人数について

●**現在の子ども的人数**

①就学前児童の保護者

「2人」の割合が37.7%と最も高く、次いで「1人」の割合が28.0%、「3人」の割合が20.3%となっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると、「1人」、「2人」、「3人」の割合が減少しています。

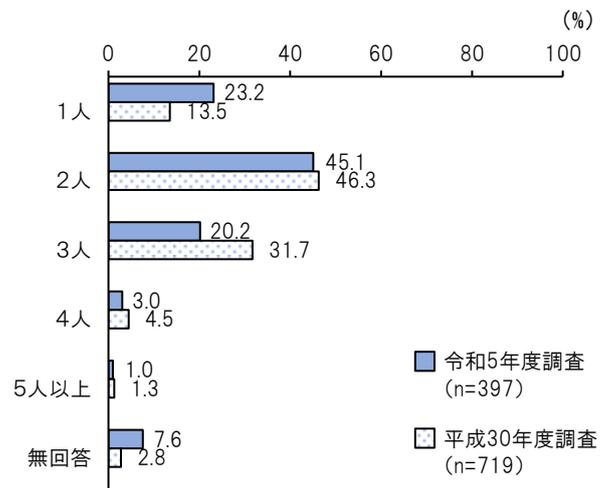


②小学生の保護者

「2人」の割合が45.1%と最も高く、次いで「1人」の割合が23.2%、「3人」の割合が20.2%となっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると、「2人」、「3人」の割合が減少しています。

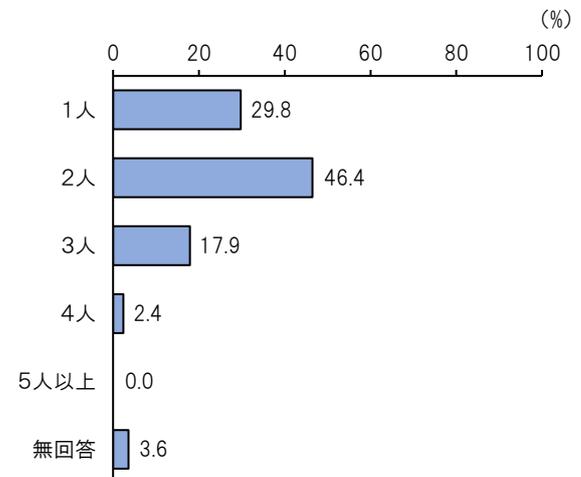
一方、「1人」の割合が増加しています。



③中学生の保護者

「2人」の割合が46.4%と最も高く、次いで「1人」の割合が29.8%、「3人」の割合が17.9%となっています。

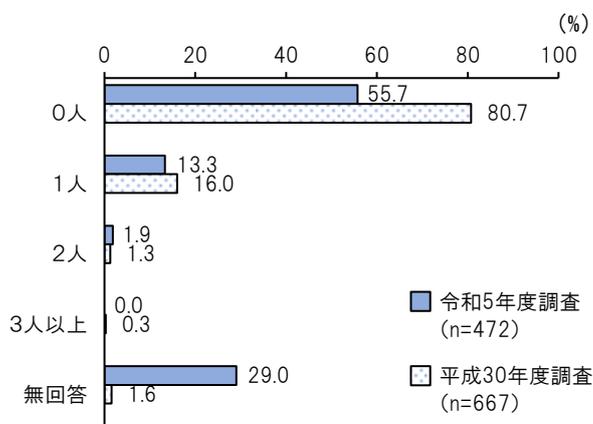
(n=168)



●今後の出産予定の人数

①就学前児童の保護者

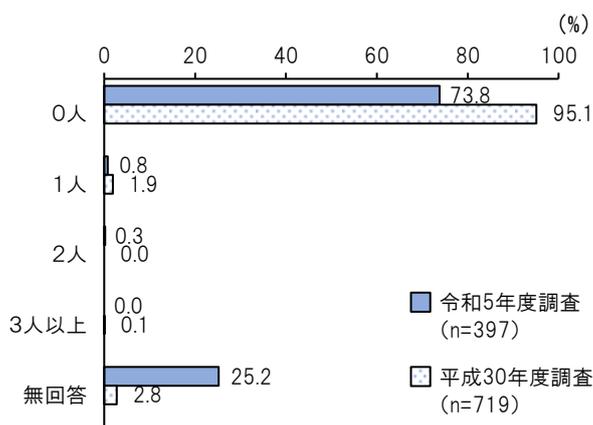
「0人」の割合が55.7%と最も高く、次いで「1人」の割合が13.3%となっています。



※無回答には「わからない」「未定」等の表記が含まれています。

②小学生の保護者

「0人」の割合が73.8%と最も高くなっています。



※無回答には「わからない」「未定」等の表記が含まれています。



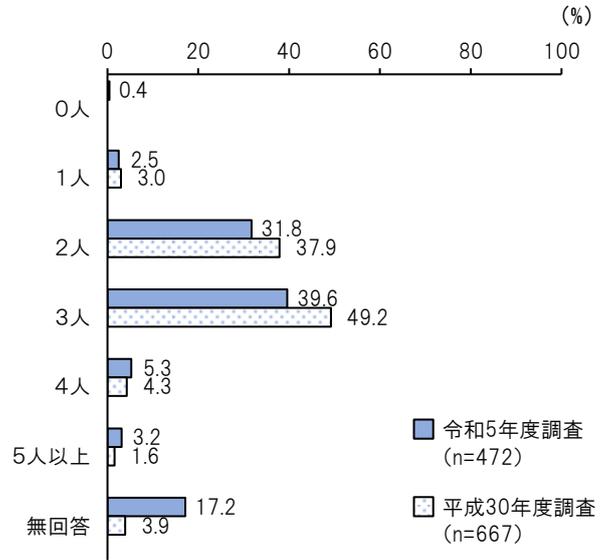
●理想とする子どもの人数

①就学前児童の保護者

「3人」の割合が39.6%と最も高く、次いで「2人」の割合が31.8%となっています。

※平成30(2018)年度調査時には「0人」の選択肢はありません。

※無回答には「わからない」「未定」等の表記が含まれています。

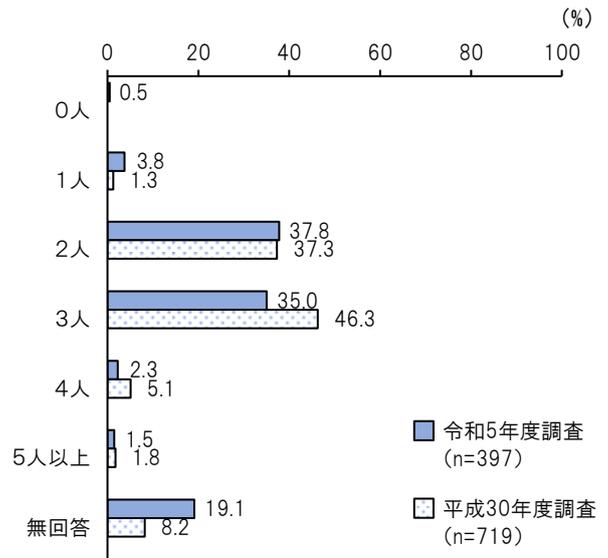


②小学生の保護者

「2人」の割合が37.8%と最も高く、次いで「3人」の割合が35.0%となっています。

※平成30(2018)年度調査時には「0人」の選択肢はありません。

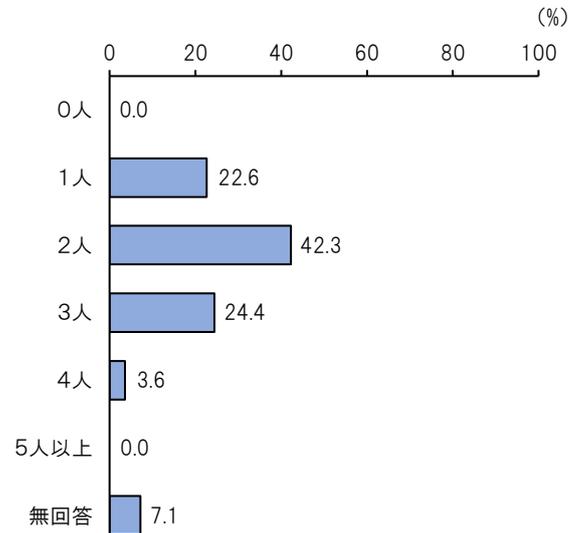
※無回答には「わからない」「未定」等の表記が含まれています。



③中学生の保護者

「2人」の割合が42.3%と最も高く、次いで「3人」の割合が24.4%、「1人」の割合が22.6%となっています。

(n=168)

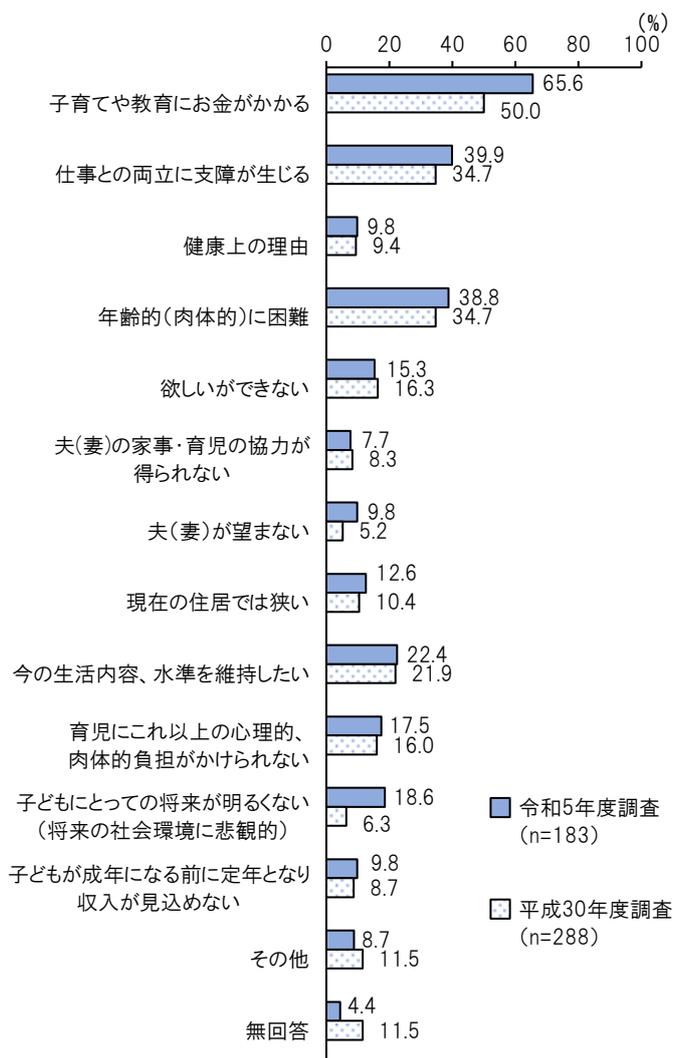


○理想とする子どもの人数を実現できない理由について

① 就学前児童の保護者

「子育てや教育にお金がかかる」の割合が65.6%と最も高く、次いで「仕事との両立に支障が生じる」の割合が39.9%、「年齢的(肉体的)に困難」の割合が38.8%となっています。

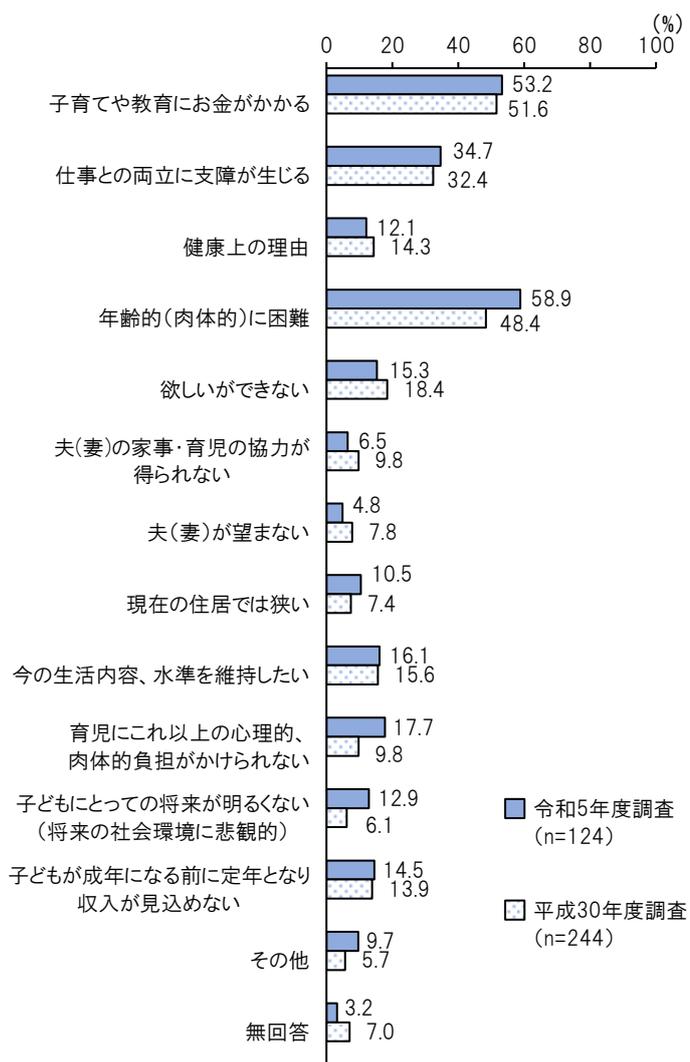
平成30(2018)年度調査と比較すると、「子育てや教育にお金がかかる」の割合が増加しています。



② 小学生の保護者

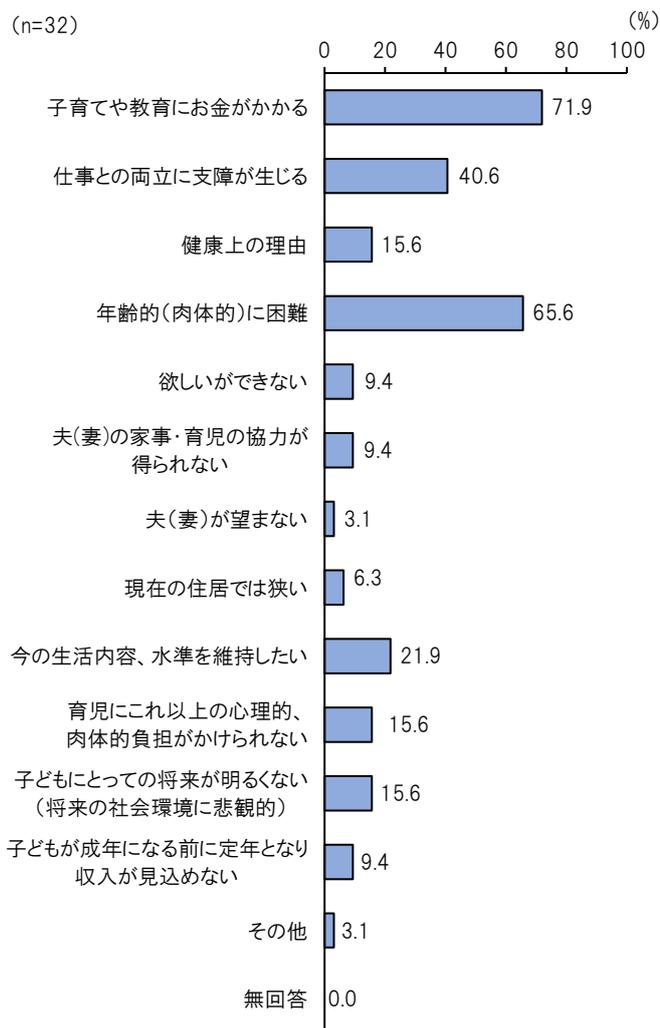
「年齢的(肉体的)に困難」の割合が58.9%と最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかる」の割合が53.2%、「仕事との両立に支障が生じる」の割合が34.7%となっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると、「年齢的(肉体的)に困難」の割合が増加しています。



③ 中学生の保護者

「子育てや教育にお金がかかる」の割合が71.9%と最も高く、次いで「年齢的(肉体的)に困難」の割合が65.6%、「仕事との両立に支障が生じる」の割合が40.6%となっています。

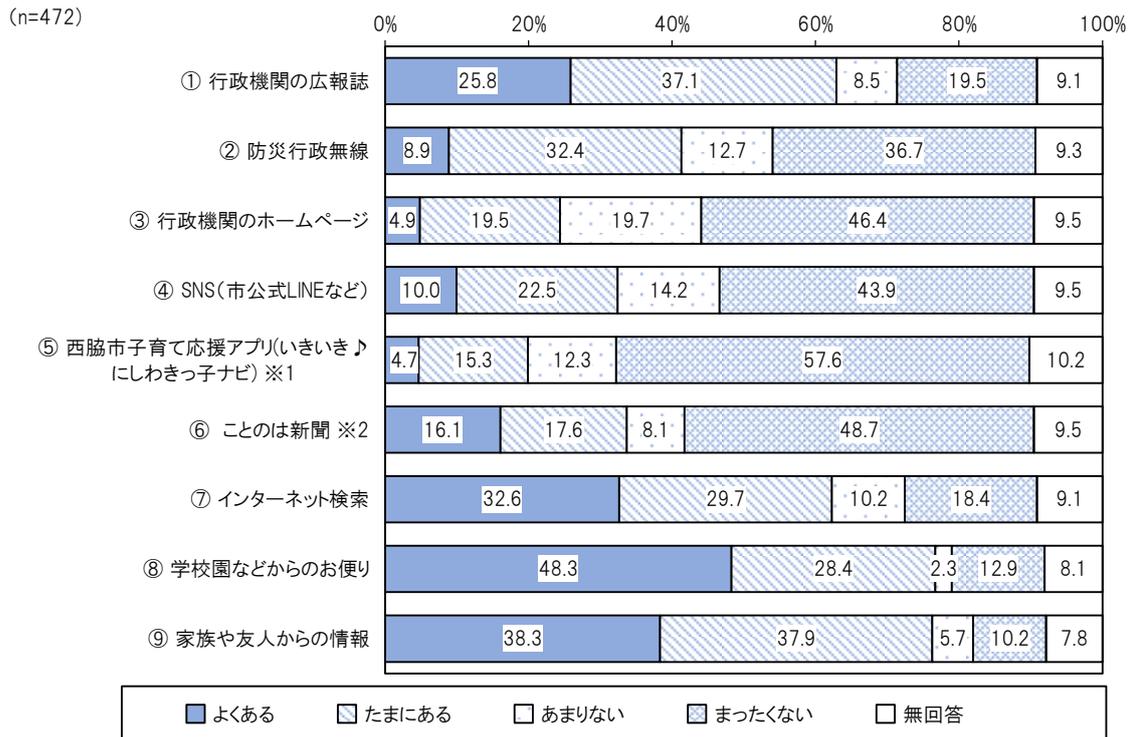


○子どもに関する施策等の情報を得るために参考にしているものについて

①就学前児童の保護者

「⑨家族や友人からの情報」、「⑧学校園などからのお便り」、「①行政機関の広報誌」、「⑦インターネット検索」の割合が高くなっています。

一方、「⑤西脇市子育て応援アプリ(いきいき♪にしわきっ子ナビ)」、「③行政機関のホームページ」、「④SNS(市公式LINEなど)」の割合が低くなっています。



※1 モバイル端末やパソコンを利用した各種子育て支援情報(イベントや予防接種等)の配信を行う事業です。

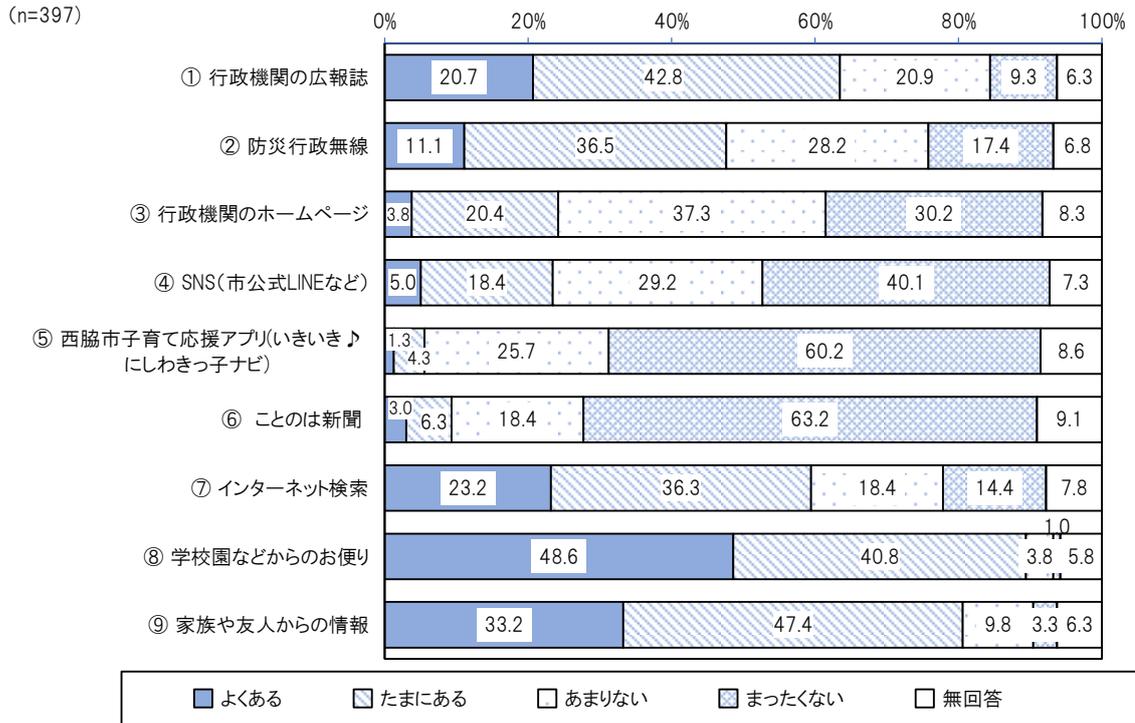
※2 子育て中の親子に向けた情報誌です。気軽に参加できる「つどい」や「広場事業」「児童館事業」の他、登録制の「西脇おやこ交流教室」のお知らせや子育てに役立つ情報を、毎月1回こどもプラザから発信しています。



②小学生の保護者

「⑧学校園などからのお便り」、「⑨家族や友人からの情報」、「①行政機関の広報誌」の割合が高くなっています。

一方、「⑤西脇市子育て応援アプリ(いきいき♪にしわきっ子ナビ)」、「⑥ことのは新聞」の割合が低くなっています。

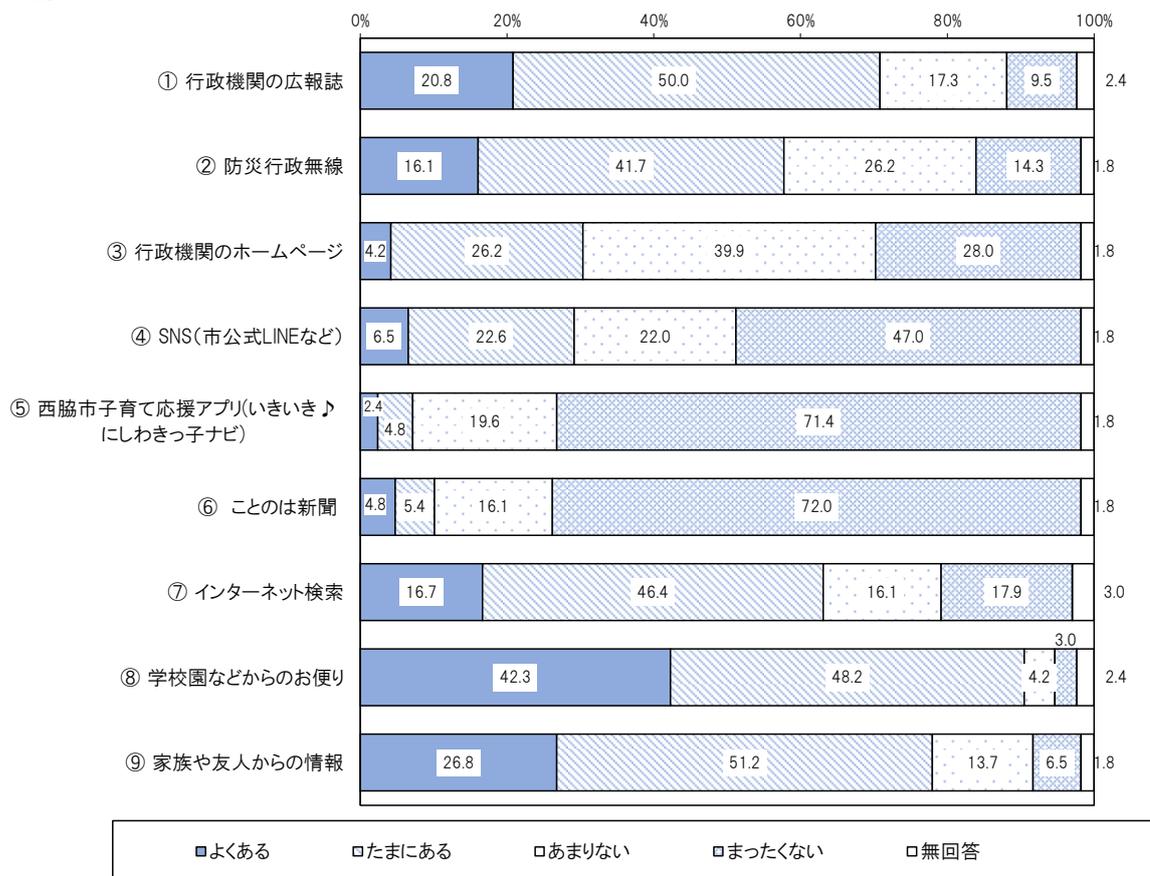


③中学生の保護者

「⑧学校園などからのお便り」、「⑨家族や友人からの情報」、「①行政機関の広報誌」の割合が高くなっています。

一方、「⑤西脇市子育て応援アプリ(いきいき♪にしわきっ子ナビ)」、「⑥ことのは新聞」の割合が低くなっています。

(n=168)

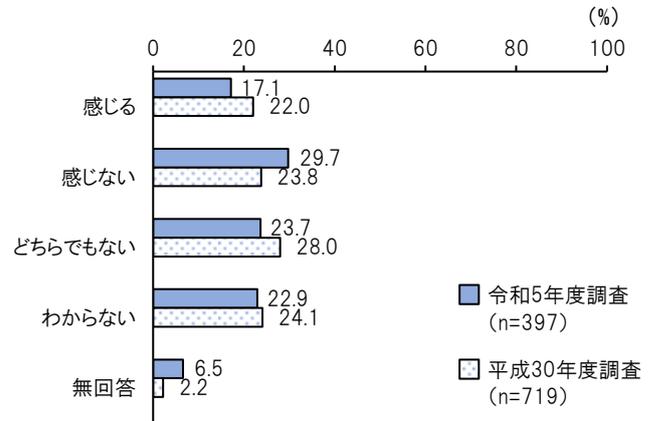


○お住まいの地域で、子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるかについて

②小学生の保護者

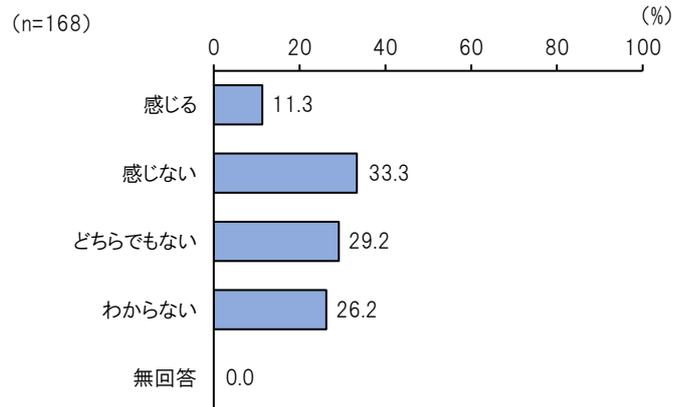
「感じない」の割合が29.7%と最も高く、次いで「どちらでもない」の割合が23.7%、「わからない」の割合が22.9%となっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると「感じない」の割合が増加しています。



③中学生の保護者

「感じない」の割合が33.3%と最も高く、次いで「どちらでもない」の割合が29.2%、「わからない」の割合が26.2%となっています。

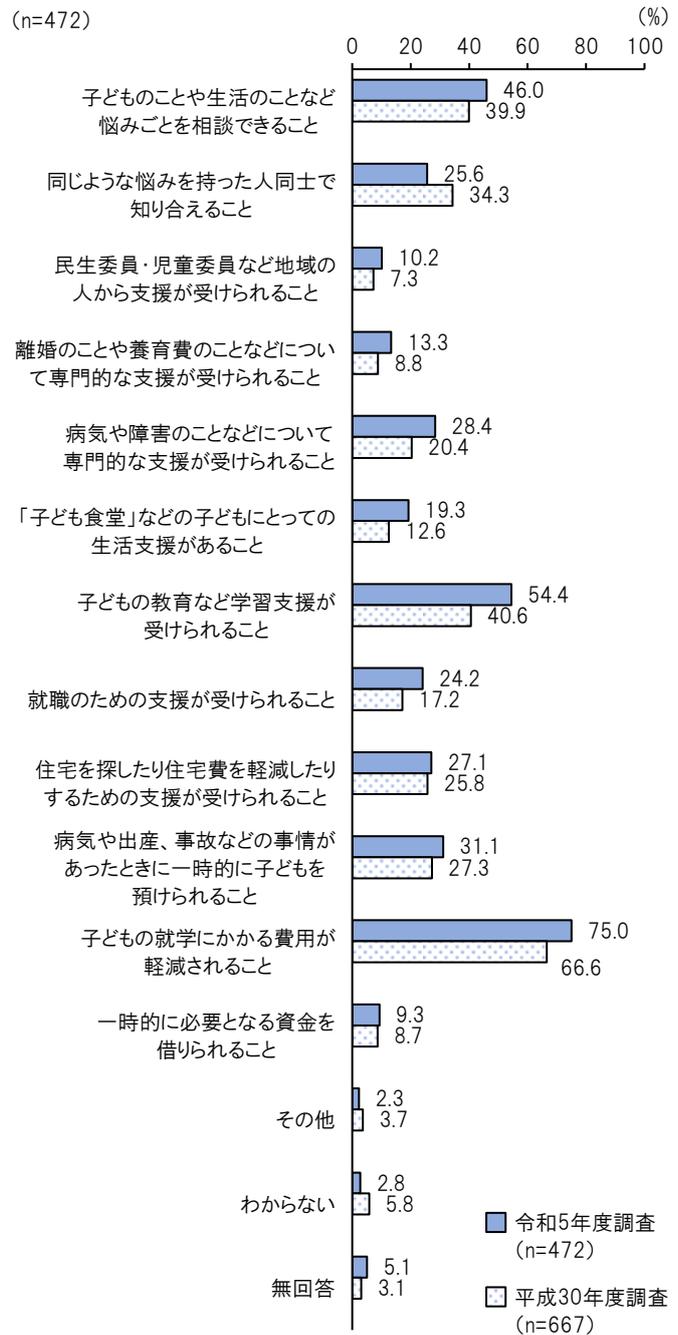


○現在または将来的に必要としていること、重要だと思う支援について

①就学前児童の保護者

「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が75.0%と最も高く、次いで「子どもの教育など学習支援が受けられること」の割合が54.4%、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が46.0%となっています。

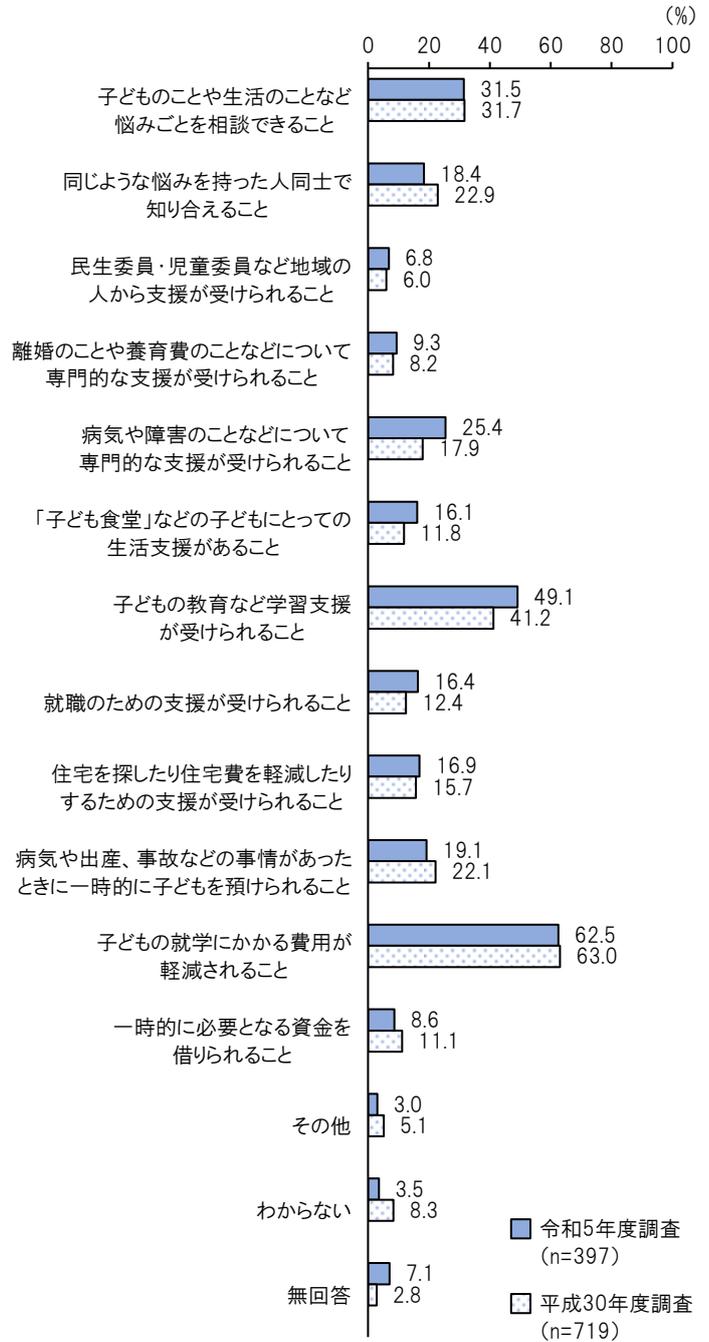
平成30(2018)年度調査と比較すると、「子どもの教育など学習支援が受けられること」、「病気や障害のことなどについて専門的な支援が受けられること」、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」等の割合が増加しています。



②小学生の保護者

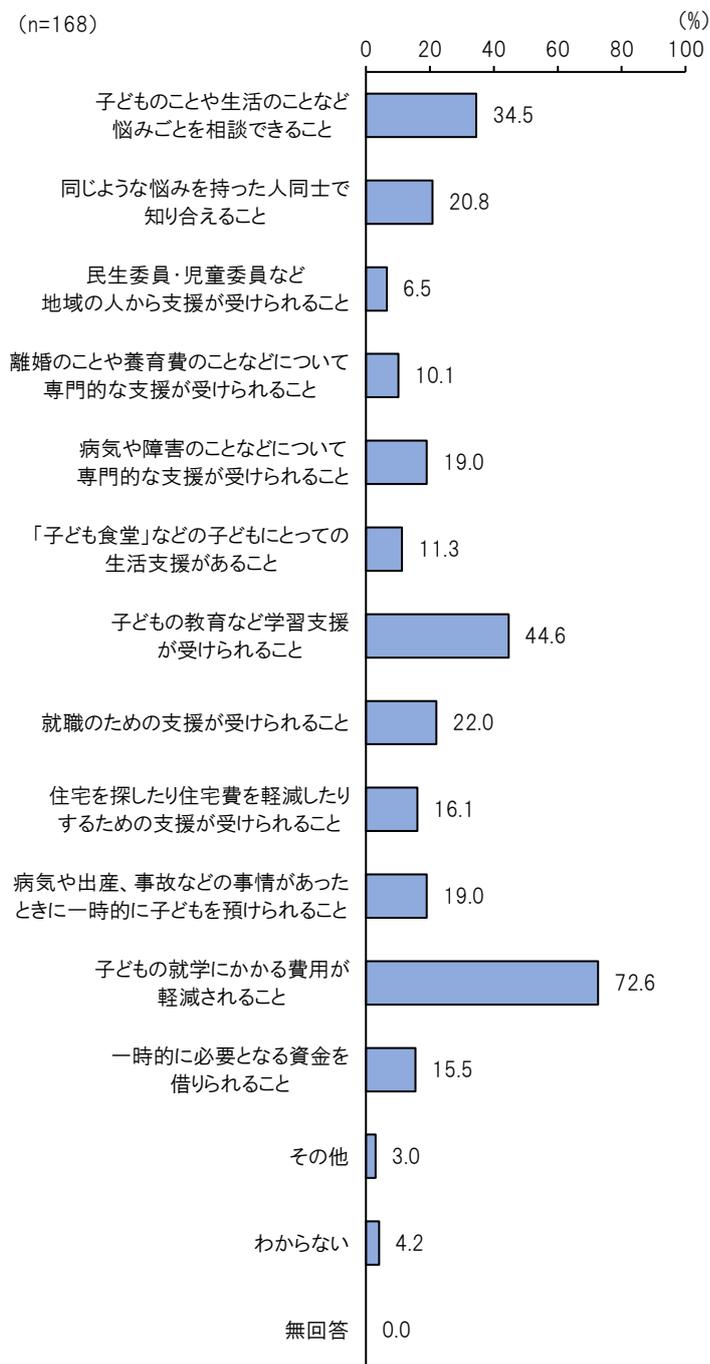
「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が62.5%と最も高く、次いで「子どもの教育など学習支援が受けられること」の割合が49.1%、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が31.5%となっています。

平成30(2018)年度調査と比較すると「子どもの教育など学習支援が受けられること」、「病気や障害のことなどについて専門的な支援が受けられること」等の割合が増加しています。



③中学生の保護者

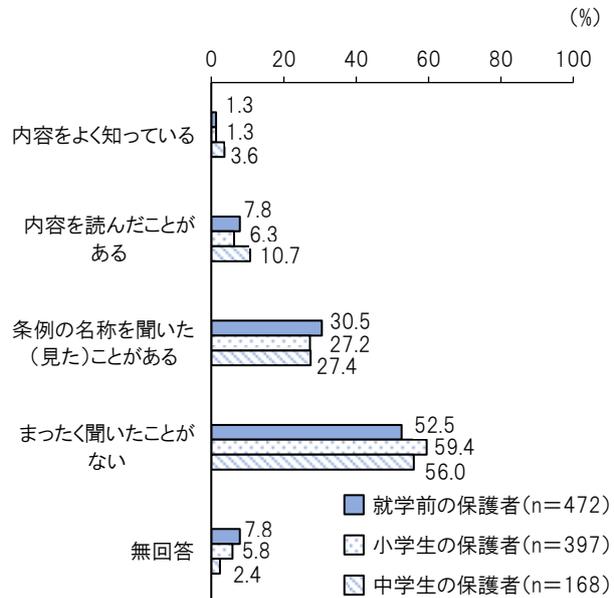
「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が72.6%と最も高く、次いで「子どもの教育など学習支援が受けられること」の割合が44.6%、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が34.5%となっています。



○「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」をどの程度知っているかについて

①就学前児童の保護者

「まったく聞いたことがない」の割合が52.5%と最も高く、次いで「条例の名称を聞いた(見た)ことがある」の割合が30.5%、「内容を読んだことがある」の割合が7.8%となっています。



②小学生の保護者

「まったく聞いたことがない」の割合が59.4%と最も高く、次いで「条例の名称を聞いた(見た)ことがある」の割合が27.2%、「内容を読んだことがある」の割合が6.3%となっています。

③中学生の保護者

「まったく聞いたことがない」の割合が56.0%と最も高く、次いで「条例の名称を聞いた(見た)ことがある」の割合が27.4%、「内容を読んだことがある」の割合が10.7%となっています。



○ヤングケアラーという言葉を知っているかについて

①就学前児童の保護者

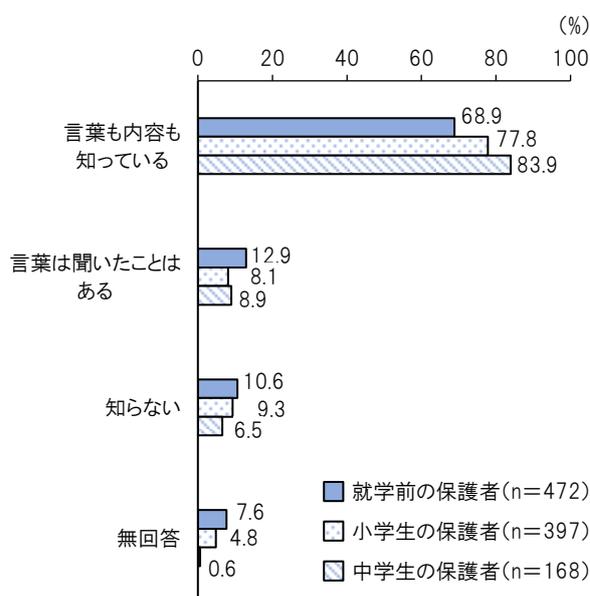
「言葉も内容も知っている」の割合が68.9%、「言葉は聞いたことはある」の割合が12.9%、「知らない」の割合が10.6%となっています。

②小学生の保護者

「言葉も内容も知っている」の割合が77.8%、「知らない」の割合が9.3%、「言葉は聞いたことはある」の割合が8.1%となっています。

③中学生の保護者

「言葉も内容も知っている」の割合が83.9%、「言葉は聞いたことはある」の割合が8.9%、「知らない」の割合が6.5%となっています。



○周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合、どのように対応するかについて

①就学前児童の保護者

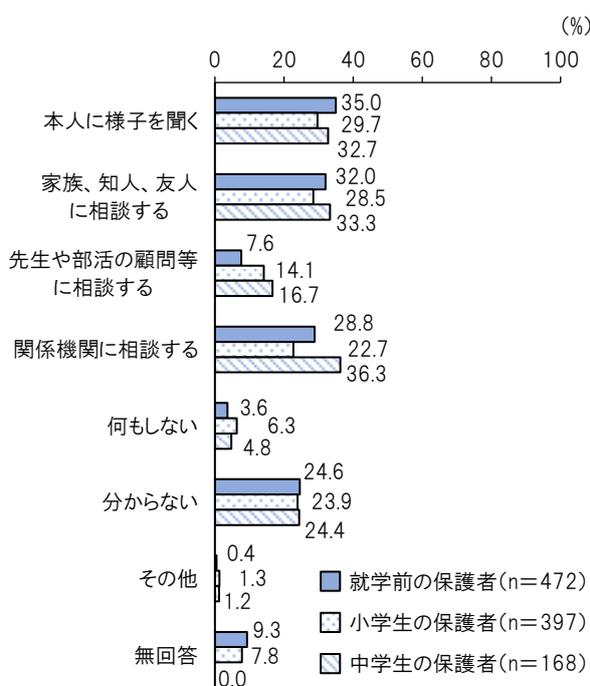
「本人に様子を聞く」の割合が35.0%で最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」の割合が32.0%、「関係機関に相談する」の割合が28.8%となっています。

②小学生の保護者

「本人に様子を聞く」の割合が29.7%で最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」の割合が28.5%、「分からない」の割合が23.9%となっています。

③中学生の保護者

「関係機関に相談する」の割合が36.3%で最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」の割合が33.3%、「本人に様子を聞く」の割合が32.7%となっています。



(2)本人対象：子ども・若者アンケート

①調査の目的

西脇市こども計画策定の基礎資料とすることを目的に、調査を実施しました。

②調査対象

小学生(小学4年生～小学6年生)

中学生

若者(18歳～39歳)

③調査期間

令和6年1月1日～令和6年1月21日

④調査方法

郵送による配布・回収

インターネットによる回答

⑤回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生	473通	161通	34.0%
中学生	493通	143通	29.0%
若者	500通	70通	14.0%

⑥調査結果の表示方法

- ・回答は各設問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・調査結果の一部は、国の①内閣官房こども家庭庁設立準備室「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書(令和5(2023)年3月)」又は②株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書(令和5(2023)年3月)」(内閣官房委託)と比較しています。なお、図表では国①、国②と表示しています。
- ・国の調査において、設定されていなかった選択肢については、図表に割合を表示していません。



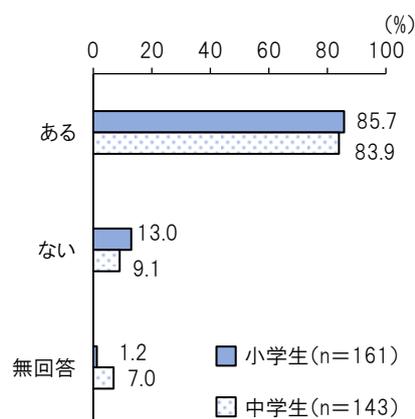
○「ここに居たい」と感じる居場所があるかについて

①小学生

「ある」の割合が85.7%、「ない」の割合が13.0%となっています。

②中学生

「ある」の割合が83.9%、「ない」の割合が9.1%となっています。



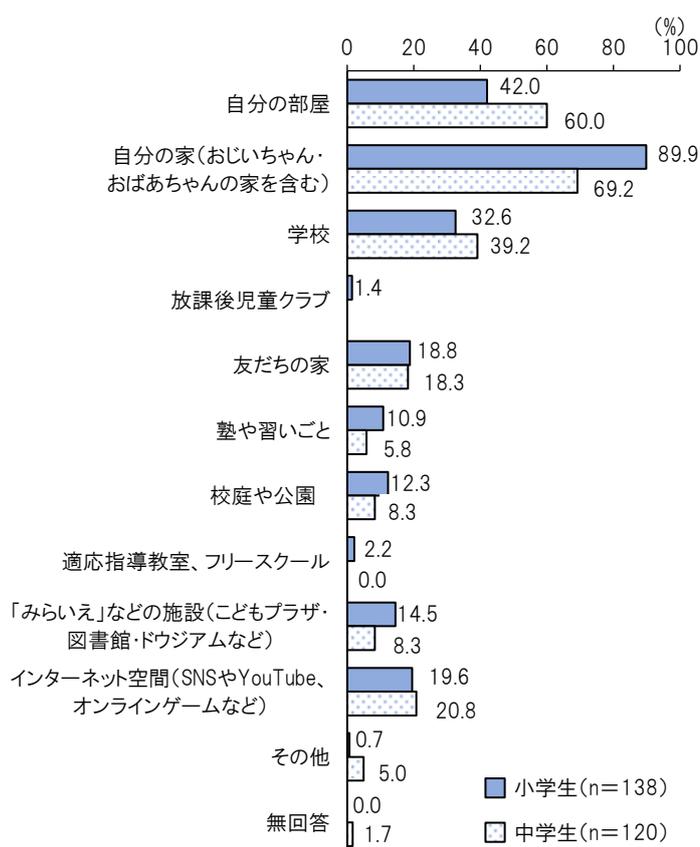
○「ここに居たい」と感じる「居場所」は、どのような場所かについて

①小学生

「自分の家(おじいちゃん・おばあちゃんの家を含む)」の割合が89.9%と最も高く、次いで「自分の部屋」の割合が42.0%となっています。

②中学生

「自分の家(おじいちゃん・おばあちゃんの家を含む)」の割合が69.2%と最も高く、次いで「自分の部屋」の割合が60.0%となっています。



※中学生には放課後児童クラブの選択肢はありません。



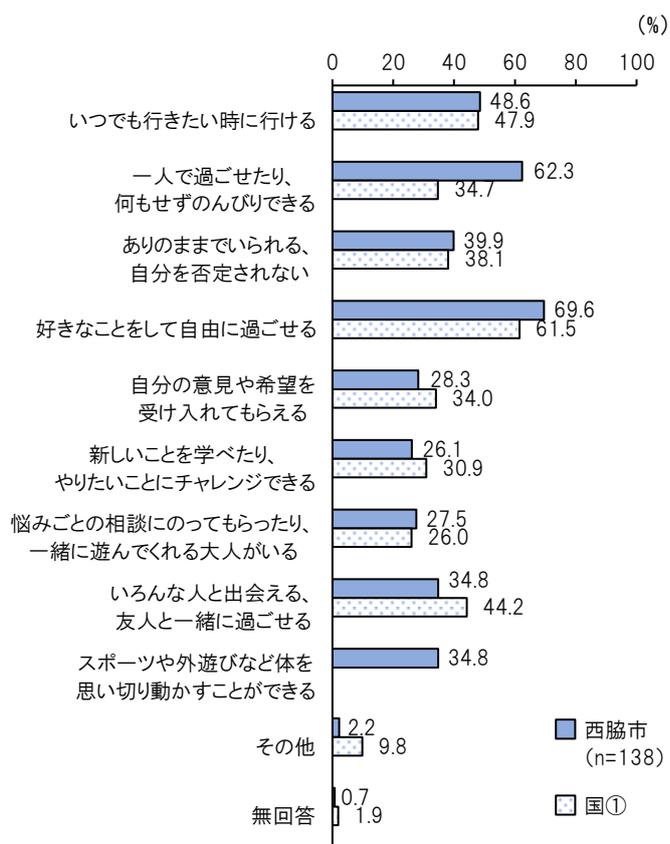
○「あなたの居場所」は、どのような場所かについて

①小学生

「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が69.6%と最も高く、次いで「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が62.3%となっています。

国の調査と比較してみると、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」の割合は本市の結果が27.6ポイント高くなっています。

※国①調査には「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる」の選択肢はありません。

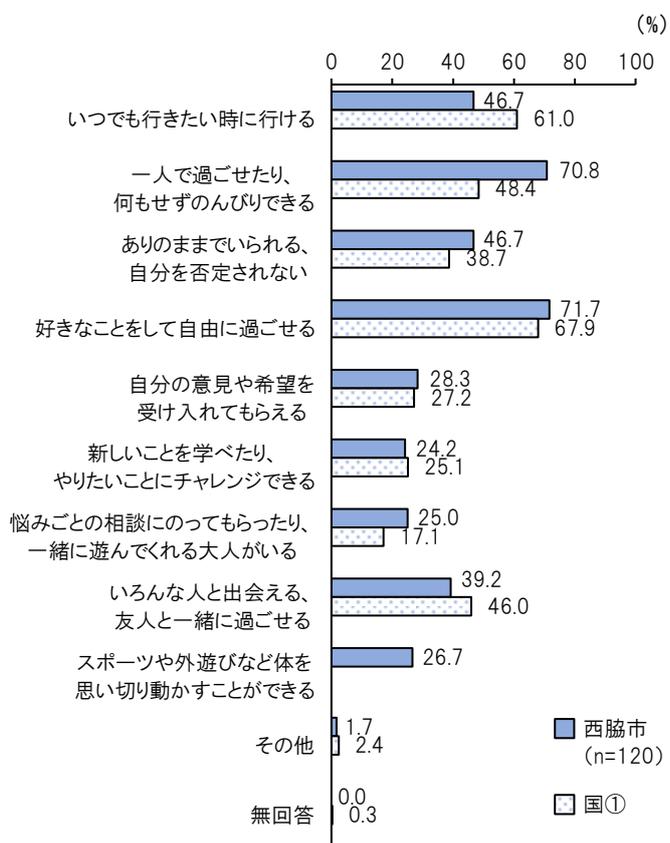


②中学生

「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が71.7%と最も高く、次いで「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が70.8%となっています。

国の調査と比較してみると、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」の割合は本市の結果が22.4ポイント高くなっています。

※国①調査には「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる」の選択肢はありません。



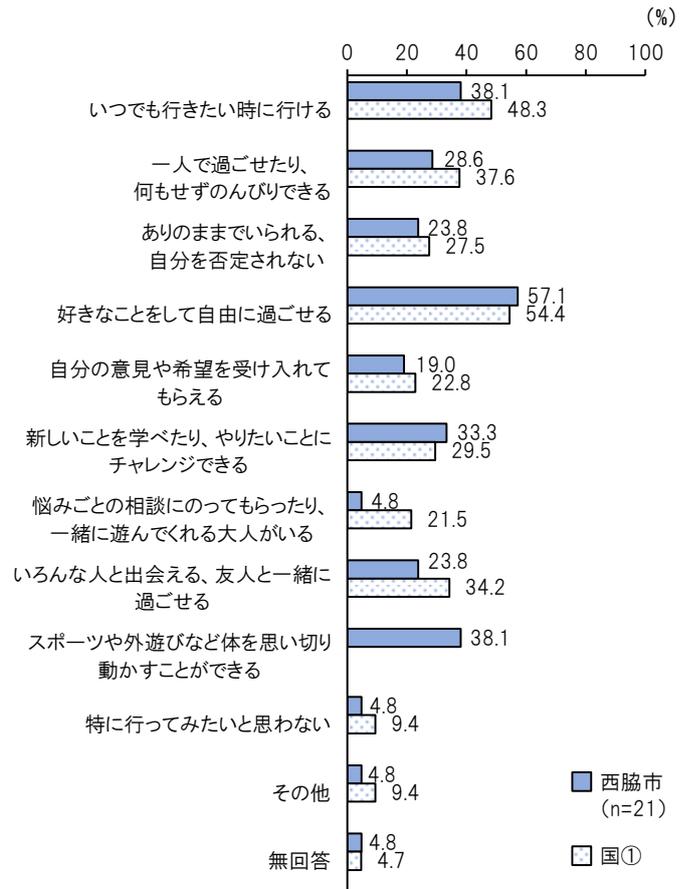
○居場所が「ない」場合、どのような場所であれば行ってみたいと思うかについて

①小学生

「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が57.1%と最も高く、次いで「いつでも行きたい時に行ける」、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」など体を思い切り動かすことができる」が38.1%となっています。

国の調査と比較してみると、「悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる」は本市の結果が16.7ポイント低くなっています。

※国①調査には「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる」の選択肢はありません。

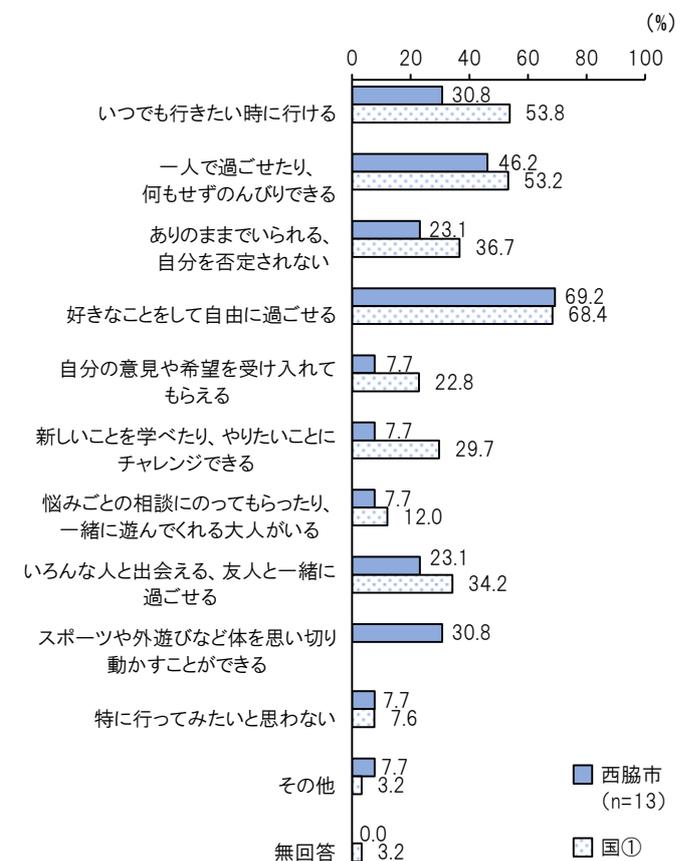


②中学生

「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が69.2%と最も高く、次いで「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」の割合が46.2%、「いつでも行きたい時に行ける」、「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる」の割合が30.8%となっています。

国の調査と比較してみると、「いつでも行きたい時に行ける」は本市の結果が23.0ポイント低くなっています。

※国①調査には「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる」の選択肢はありません。



○自分のことについてどう思うかについて

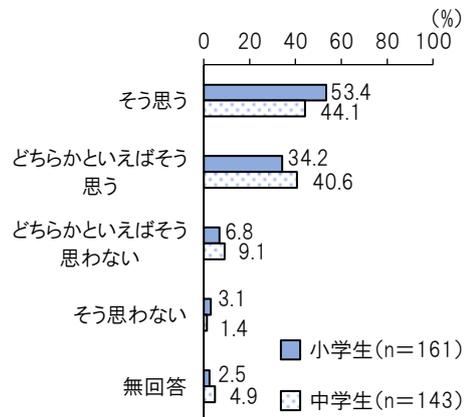
●**自分には自分らしさというものがあると思う**

①小学生

「そう思う」の割合が53.4%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が34.2%、「そう思わない」の割合が3.1%となっています。

②中学生

「そう思う」の割合が44.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が40.6%となっています。



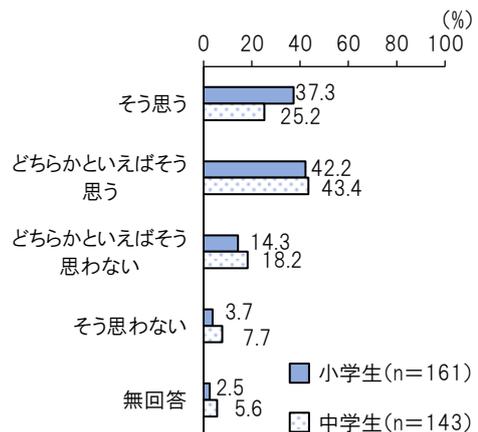
●**今の自分が好きだ**

①小学生

「どちらかといえばそう思う」の割合が42.2%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が37.3%となっています。

②中学生

「どちらかといえばそう思う」の割合が43.4%と最も高くなっています。



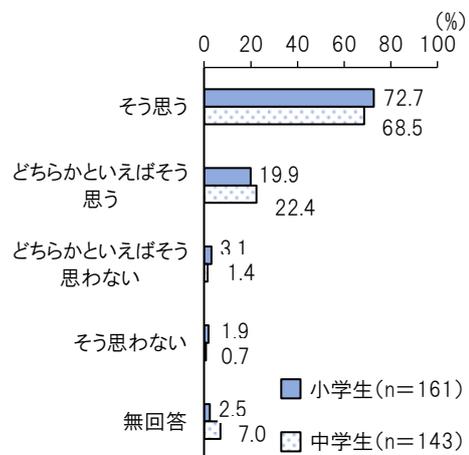
●**自分の親(保護者)に愛されていると思う**

①小学生

「そう思う」の割合が72.7%と最も高くなっています。

②中学生

「そう思う」の割合が68.5%と最も高くなっています。



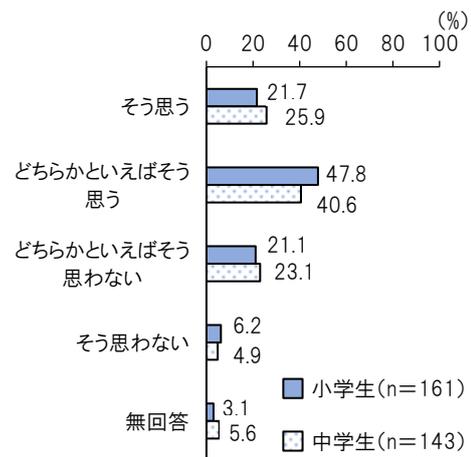
● **うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む**

①小学生

「どちらかといえばそう思う」の割合が47.8%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が21.7%となっています。

②中学生

「どちらかといえばそう思う」の割合が40.6%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が25.9%となっています。



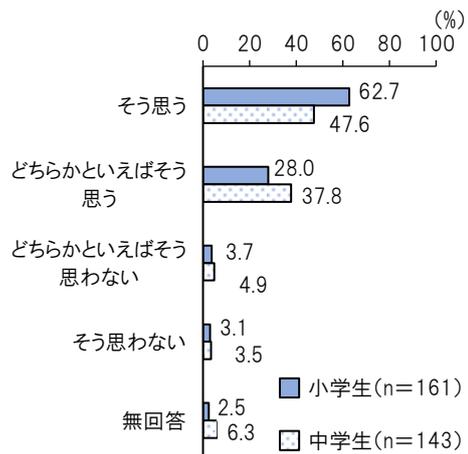
● **今、自分が幸せだと思う**

①小学生

「そう思う」の割合が62.7%と最も高くなっています。

②中学生

「そう思う」の割合が47.6%と最も高くなっています。



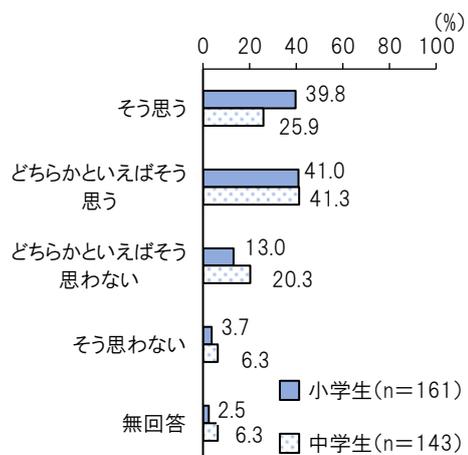
● **自分の将来について明るい希望を持っている**

①小学生

「どちらかといえばそう思う」の割合が41.0%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が39.8%となっています。

②中学生

「どちらかといえばそう思う」の割合が41.3%と最も高くなっています。



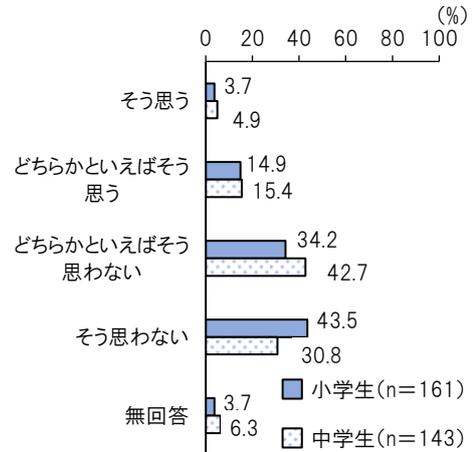
●**自分は役に立たないと強く感じる**

①小学生

「そう思わない」の割合が43.5%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」の割合が34.2%となっています。

②中学生

「どちらかといえばそう思わない」の割合が42.7%と最も高く、次いで「そう思わない」の割合が30.8%となっています。



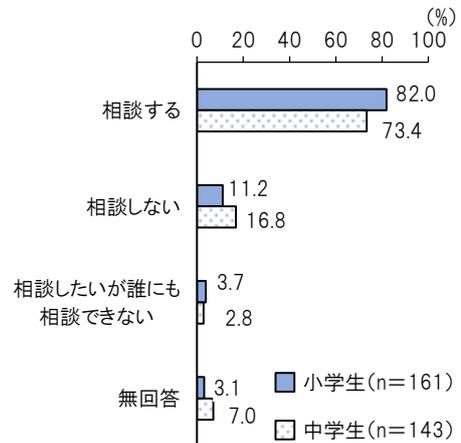
○**悩みや心配なことがあるときに相談するかについて**

①小学生

「相談する」の割合が82.0%、「相談しない」の割合が11.2%となっています。

②中学生

「相談する」の割合が73.4%、「相談しない」の割合が16.8%となっています。



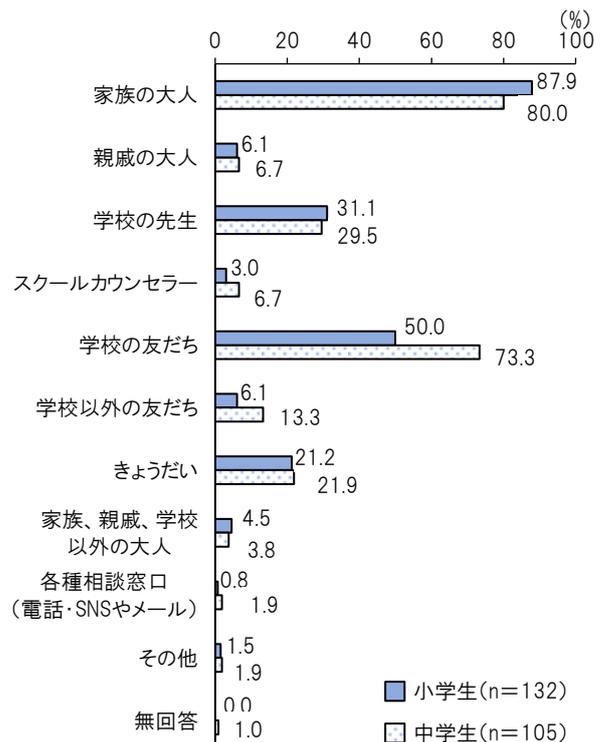
○**誰に相談するかについて**

①小学生

「家族の大人」の割合が87.9%と最も高く、次いで「学校の友だち」の割合が50.0%、「学校の先生」の割合が31.1%となっています。

②中学生

「家族の大人」の割合が80.0%と最も高く、次いで「学校の友だち」の割合が73.3%、「学校の先生」の割合が29.5%となっています。



○「子どもが意見を表明する権利」※を知っているかについて

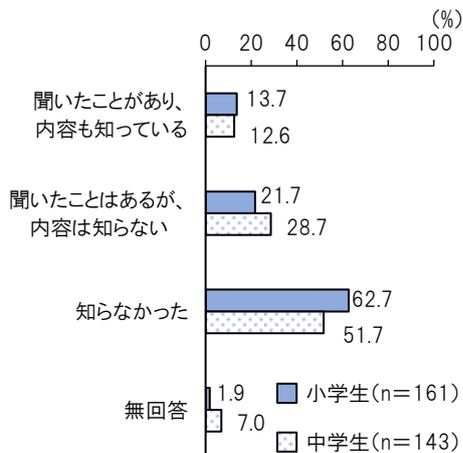
※児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)第12条では、子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっていると規定されています。その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。

①小学生

「知らなかった」の割合が62.7%と最も高くなっています。

②中学生

「知らなかった」の割合が51.7%と最も高くなっています。



○西脇市の取組について思ったことや意見を、西脇市に伝えたいと思うかについて

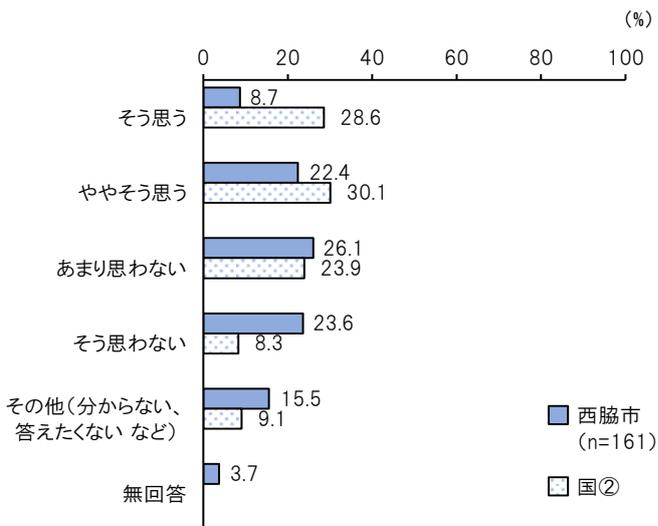
①小学生

「あまり思わない」の割合が26.1%と最も高くなっています。

国の調査と比較してみると、「そう思う」の割合は、本市の結果が19.9ポイント低くなっています。

また、「そう思わない」の割合は本市の結果が15.3ポイント高くなっています。

※国②調査には「無回答」の選択肢はありません。



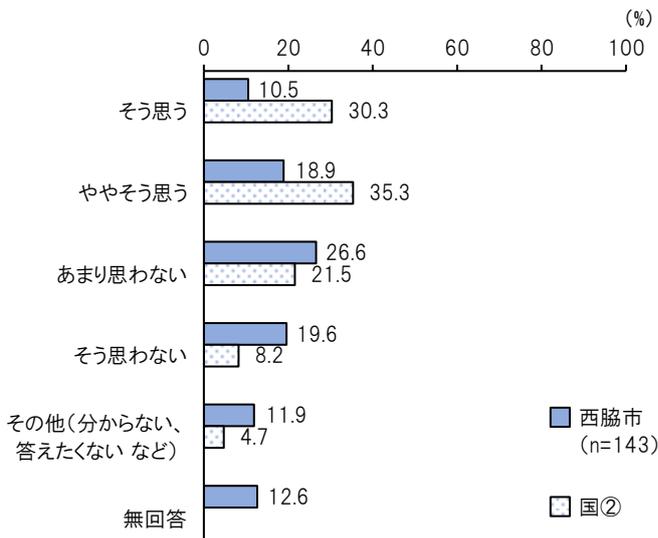
②中学生

「あまり思わない」の割合が26.6%と最も高くなっています。

国の調査と比較してみると、「そう思う」の割合は、本市の結果が19.8ポイント低くなっています。

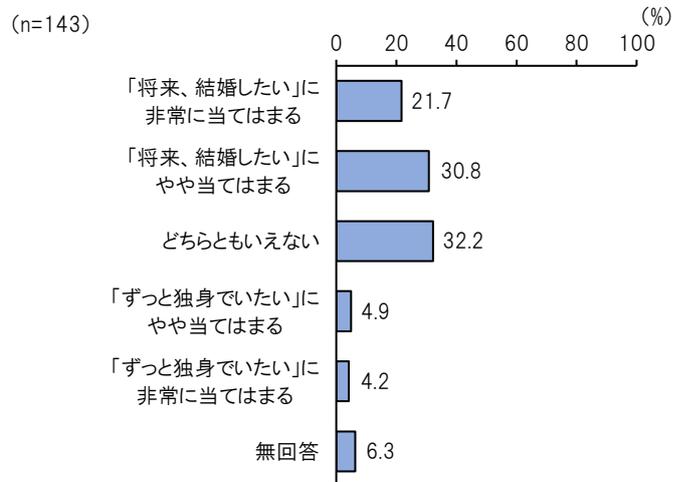
また、「そう思わない」の割合は本市の結果が11.4ポイント高くなっています。

※国②調査には「無回答」の選択肢はありません。



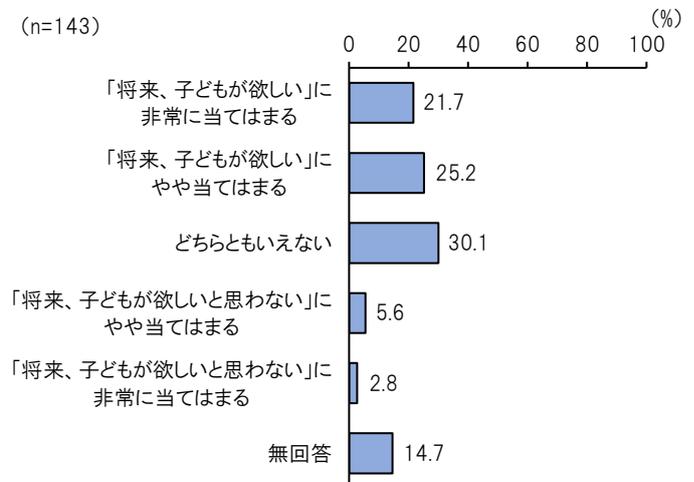
○将来、結婚したいと思うかについて(中学生のみ)

「どちらともいえない」の割合が32.2%と最も高く、次いで「将来、結婚したい」にやや当てはまる」の割合が30.8%、「将来、結婚したい」に非常に当てはまる」の割合が21.7%となっています。



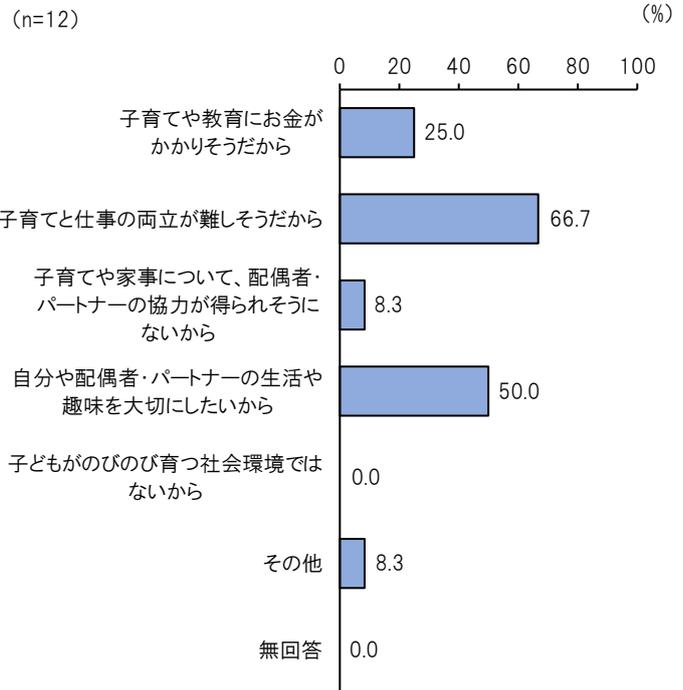
○将来、子どもが欲しいと思うかについて(中学生のみ)

「どちらともいえない」の割合が30.1%と最も高く、次いで「将来、子どもが欲しい」にやや当てはまる」の割合が25.2%、「将来、子どもが欲しい」に非常に当てはまる」の割合が21.7%となっています。



○子どもが欲しいと思わない理由について(中学生のみ)

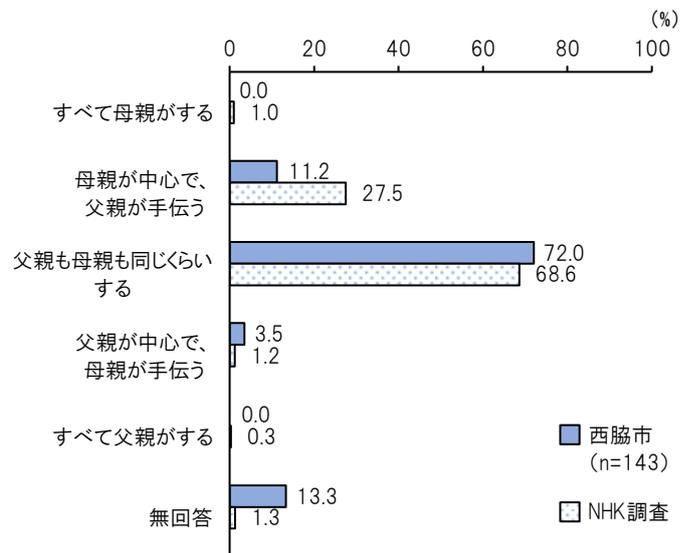
「子育てと仕事の両立が難しそうだから」の割合が66.7%と最も高く、次いで「自分や配偶者・パートナーの生活や趣味を大切にしたいから」の割合が50.0%、「子育てや教育にお金がかかりそうだから」の割合が25.0%となっています。



○将来、子どもが生まれたとしたら、子育ての分担についてどのようにしたいと思うかについて (中学生のみ)

「父親も母親も同じくらいする」の割合が72.0%と最も高く、次いで「母親が中心で、父親が手伝う」の割合が11.2%となっています。

NHK調査と比較してみると、「父親も母親も同じくらいする」は、本市の結果が3.4ポイント高くなっています。

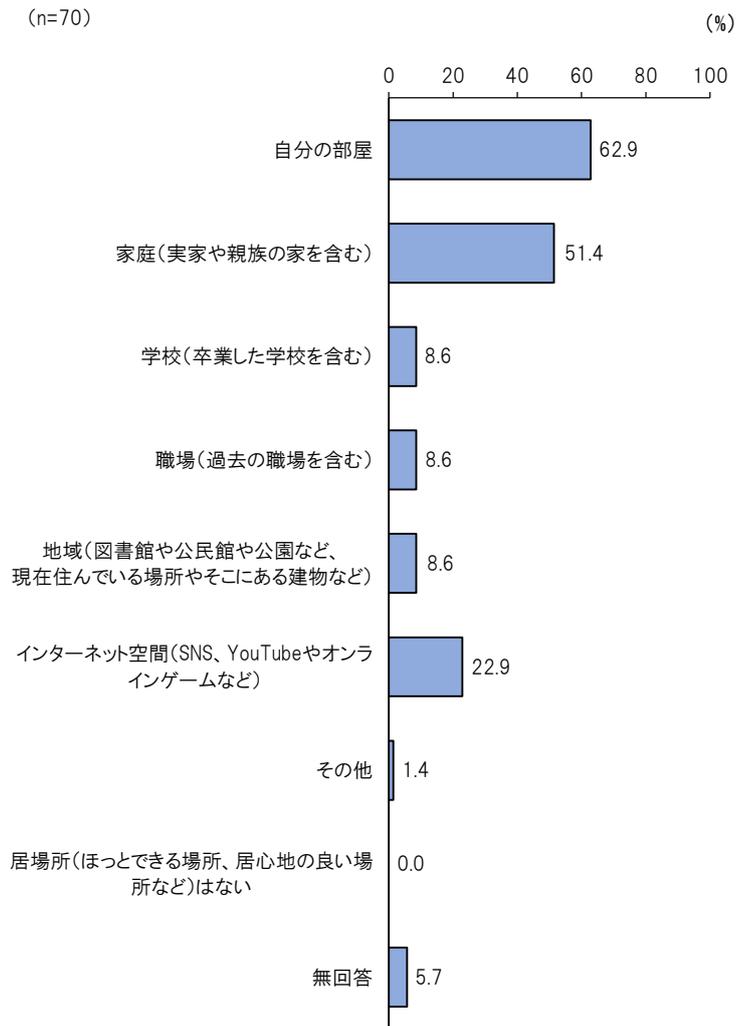


資料: NHK 放送文化研究所「中学生・高校生の生活と意識調査 2022」



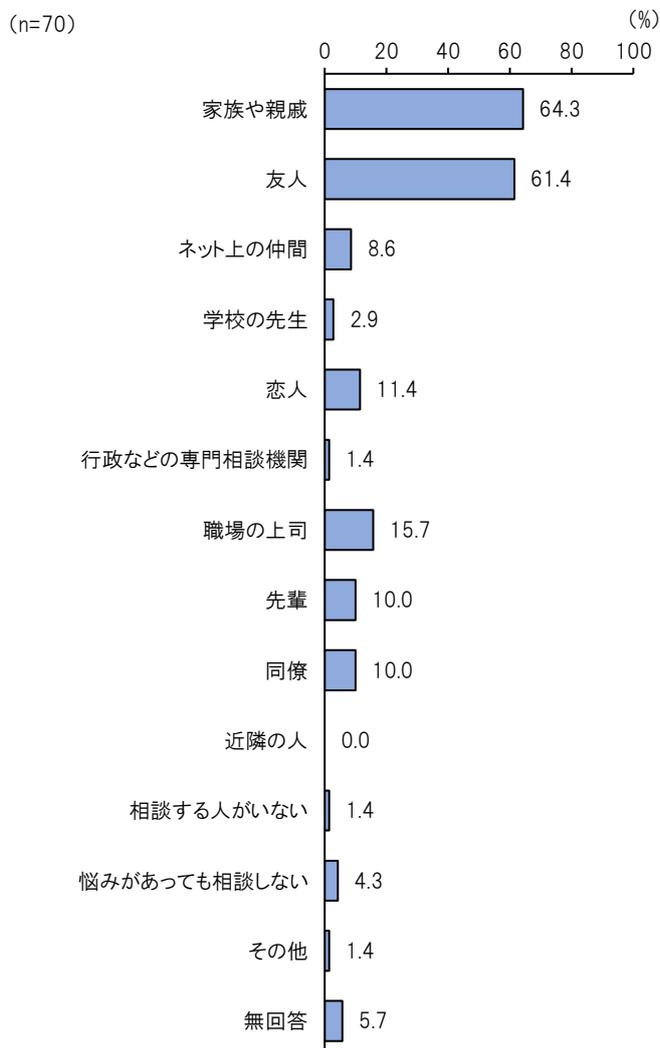
○「ここに居たい」と感じる居場所について(若者のみ)

「自分の部屋」の割合が62.9%と最も高く、次いで「家庭(実家や親族の家を含む)」の割合が51.4%となっています。



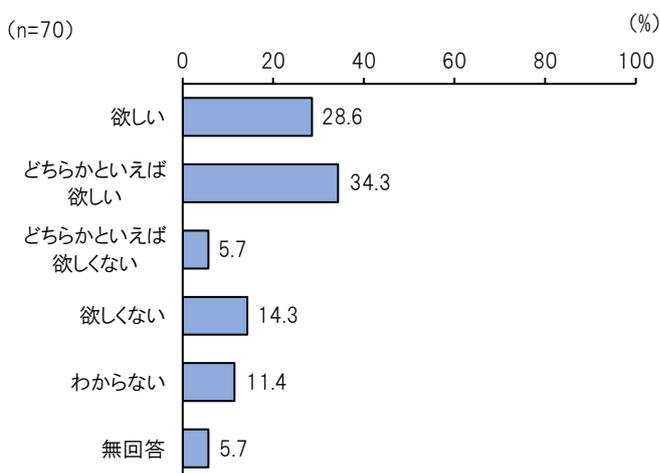
○悩みや心配ごと、困っていることを相談する相手について(若者のみ)

「家族や親戚」の割合が64.3%と最も高く、次いで「友人」の割合が61.4%となっています。



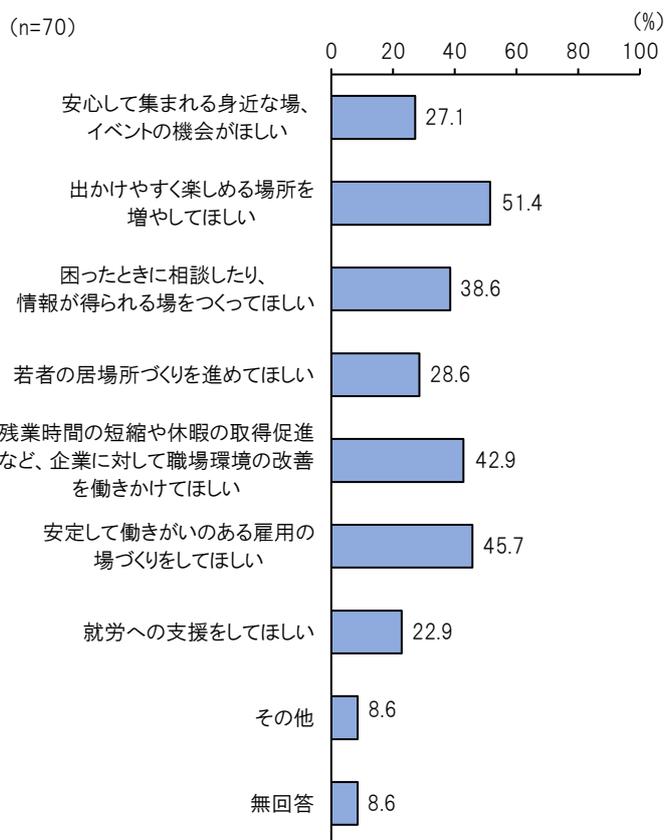
○これから、子どもが欲しいと思うかについて(若者のみ)

「どちらかといえば欲しい」の割合が34.3%と最も高く、次いで「欲しい」の割合が28.6%となっています。



○西脇市のこれからの若者支援において期待することについて(若者のみ)

「出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が51.4%と最も高く、次いで「安定して働きがいのある雇用の場づくりをしてほしい」の割合が45.7%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」の割合が42.9%となっています。



(3)認定こども園・子育て支援活動団体への意見聴取

①調査対象団体

西脇市内の幼保連携型認定こども園(8園)

NPO法人 みなみ会

NPO法人 西脇てとて広場

子育て支援ボランティアグループきらきら

②意見聴取まとめ

- ・発育や発達に関することについて、悩みを抱えている子育て世帯が多い。一人ひとりの子どもの健全やかな成長を支えていく必要があるため、発達に支援が必要な子どもへの施策を充実していく必要がある。
- ・豊かな遊びや体験、挑戦などの機会は大切であり、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所をもち、自己肯定感や自己有用感を高めることができる施策を推進していくことが重要である。
- ・共働きの家庭が多く、長時間こども園で過ごす子どもが多くなっているなど、親子のふれあいの時間が少なくなっているのではないかと感じることもある。乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)形成が必要不可欠である。
- ・子育てと仕事が両立できる就労環境の整備とともに、保護者の子育て力の向上を図る必要がある。
- ・安心できる相談支援体制を充実させるとともに、保護者だけでなく、地域社会全体で子どもを育てることができるよう支援していく必要がある。



3 第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画の評価基準

第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに評価を行います。
評価基準については4つに分類しています。

4	よくできた (拡充して実施した取組・事業、国等の制度に基づき確実に実施した取組・事業、 計画以上の成果が得られた取組・事業)
3	ある程度できた (計画どおり実施した取組・事業)
2	あまりできなかった (コロナ禍の影響を含め、計画どおり実施できなかった取組・事業)
1	できなかった

また、今後の方向性については、「継続」、「見直し」、「他事業と統合」、「廃止」の4つで表記しています。

(2) 子ども・子育てに係る施策の評価結果

第2期計画での事業数は134事業199取組となっています。

199取組中「よくできた」が27件13.6%、「ある程度できた」が154件77.4%、「あまりできなかった」が11件(うち、コロナ禍の影響によるものが3件あり、該当する主な取組・事業については、※を付けています。) 5.5%、「できなかった」が0件、「事業終了」が7件3.5%となっており、「よくできた」と「ある程度できた」の合計は91.0%と9割を超えています。

評価内容	取組評価数	構成比
よくできた	27	13.6%
ある程度できた	154	77.4%
あまりできなかった	11	5.5%
できなかった	0	0.0%
事業終了	7	3.5%
合計	199	100.0%



(3)基本目標別の評価と今後の方向性

基本目標Ⅰ 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

評価	4	3	2	1	事業終了	計
取組数	8	35	2	0	0	45
構成比	17.8%	77.8%	4.4%	0.0%	0.0%	100.0%

妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについては、おおむね計画どおりの取組ができていますが、子育てワンストップサービス事業の対象である児童手当や認定こども園入園に関するオンライン申請サービスの利用はありませんでした。

基本施策1 安心できる相談支援体制の充実

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
1	子育てコンシェルジュによる総合的な相談支援	3	継続	はびいくサポートセンター こどもプラザ
2	子育て家庭や児童相談、教育相談等に関する相談体制の充実	3	継続	はびいくサポートセンター 青少年センター こどもプラザ
3	子育て応援ステーション「はびいく」の実施	3	継続	はびいくサポートセンター
4	教育カウンセリング事業の充実	3	継続	学校教育課
5	心の問題に対する電話相談(22-8080はればれ)などの相談体制の充実	3	継続	青少年センター
6	子どものSOSを受け止める意思表示カード(仮称)の制作・活用	3	継続	学校教育課 青少年センター

基本施策2 わかりやすい子育て情報の発信

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
7	広報紙や市ホームページ、SNS、防災行政無線、PR映像などによる子育て支援情報の発信	3	継続	関係各課
8	子育て支援ガイドブックの作成・配布	4	継続	こども政策課
9	こどもプラザによる子育て情報新聞「ことのは」の発行	3	継続	こどもプラザ
10	子育てワンストップサービス事業の実施	2	継続	はびいくサポートセンター 幼保連携課
11	外国につながる子どもやその家庭へのわかりやすい情報提供	4	継続	秘書広報課 人権教育課

基本施策3 母子保健及び健康づくりの充実

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
12	妊娠・出産支援の充実	3	継続	健幸都市推進課
13	母子健康手帳の交付・妊娠期の健康増進に関する情報提供	3	継続	はびいくサポートセンター
14	妊娠期の健康増進	3	継続	はびいくサポートセンター
15	乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導の実施	3	継続	はびいくサポートセンター
16	予防接種事業の推進	3	継続	健幸都市推進課
17	乳幼児の安心・安全な暮らしに関する情報提供	3	継続	健幸都市推進課 はびいくサポートセンター
18	産後の健康増進・支援の充実	3	継続	はびいくサポートセンター
19	食に関する知識の普及	3	継続	健幸都市推進課 はびいくサポートセンター
20	未熟児養育医療給付の実施	4	継続	はびいくサポートセンター
21	小児医療体制の充実	3	継続	西協病院

基本施策4 子どもの健やかな心身の育成

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
22	望ましい食生活・睡眠時間の確保等、基本的な生活習慣に関する指導・啓発	3	継続	学校教育課
				幼保連携課
				健幸都市推進課
				はびいくサポートセンター
23	栄養教諭を中核とし、小学校・中学校と連携した食育の推進及び学校給食を「生きた教材」とした実践的な食育指導の充実	4	継続	給食センター
				3
24	生活習慣病の予防や心身の悩みなどについての保健指導の実施	3	継続	学校教育課
25	つながる命の大切さや子育てを行うことの意義などを学ぶ教育の推進	3	継続	こどもプラザ
				はびいくサポートセンター
26	子育て力の向上や男女が協力して家庭を築くための意識づくりの啓発	3	継続	こどもプラザ
27	人権、道徳、男女共同参画、国際理解などの教育の推進	4	継続	人権教育課
28	健康・体力づくりの推進	3	継続	生涯学習課
29	伝統文化にふれる教育の推進	3	継続	生涯学習課

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
30	保育料の無償化・軽減、多子世帯の保育料の軽減	4	継続	幼保連携課
31	各種手当の支給や医療費の助成	3	継続	健幸都市推進課
		4	継続	保険医療課

基本目標Ⅱ 子どもの社会参加の促進

評価	4	3	2	1	事業終了	計
取組数	1	9	1	0	0	11
構成比	9.1%	81.8%	9.1%	0.0%	0.0%	100.0%

子どもの社会参加の促進については、おおむね計画どおりの取組ができています。「各種ボランティア活動・地域行事への参加の奨励」については、コロナ禍の影響等もあり「あまりできなかった」となっています。

次年度以降、学校教育課による「まちづくりや学校運営に対して子どもの意見が尊重されるよう、意見表明できる機会の提供」及び「市長ふるさとを語る事業の実施」は、事業内容を「見直し」としています。また、「自主的な地域貢献活動の奨励」については、「他事業と統合」としています。

基本施策1 子どもの意見表明の機会確保

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
32	子どもが利用する施設運営への意見を取り入れる仕組みづくり	3	継続	こどもプラザ
33	まちづくりや学校運営に対して子どもの意見が尊重されるよう、意見表明できる機会の提供	4	継続	関係各課
		3	見直し	学校教育課
34	様々な分野で子どもが意見表明できる機会の充実	3	継続	関係各課
35	参加しにくい子どもへの意見表明の支援	3	継続	はびいくサポートセンター
				人権教育課

基本施策2 地域における社会活動の機会確保

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
36	社会に積極的に関わることができる機会の充実	3	継続	学校教育課
37	自主的な地域貢献活動の奨励	3	他事業と統合	学校教育課
38	市長ふるさとを語る事業の実施	3	見直し	学校教育課
39	高校生による地域課題の解決に向けた活動の支援	3	継続	政策推進課
40	各種ボランティア活動・地域行事への参加の奨励	2 ※	継続	学校教育課

基本目標Ⅲ 地域社会における子ども・子育て支援の充実

評価	4	3	2	1	事業終了	計
取組数	7	44	4	0	0	55
構成比	12.7%	80.0%	7.3%	0.0%	0.0%	100.0%

地域社会における子ども・子育て支援の充実については、おおむね計画どおりの取組ができています。「多様な体験・交流活動の充実、世代間交流の推進」については、コロナ禍やインフルエンザの流行の影響等もあり「あまりできなかった」となっています。また、「レッツコミュニケーション事業の実施」については、認定こども園において同様の事業が実施されているため、「廃止」としてしています。「地域(地区)における子育て支援体制の確立」については、就園率が向上する中、地区マミイの育成が課題となっており、「見直し」としてしています。

基本施策1 子どもの居場所づくりの推進

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
41	放課後の居場所づくり	3	継続	学校教育課 生涯学習課
42	多様な体験・交流活動の充実、世代間交流の推進	2 ※	継続	学校教育課
		3	継続	生涯学習課
		2 ※	継続	青少年センター
43	子ども会活動やスポーツ活動団体などの運営支援	3	継続	生涯学習課 青少年センター
44	こどもプラザの運営・市内サテライトの充実	3	継続	こどもプラザ
45	中高生の居場所づくり	3	継続	こどもプラザ
46	スポーツ教室の充実	3	継続	生涯学習課
47	屋外・屋内体育施設の開放	3	継続	生涯学習課
48	子ども食堂などの地域での居場所づくりへの支援	3	継続	はぴいくサポートセンター

基本施策2 子どもと親が学び、育ち合う環境づくり

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
49	「まちの子育てひろば」事業の実施	3	継続	こどもプラザ
				幼保連携課
50	レッツコミュニケーション事業の実施	2	廃止	こどもプラザ
51	園庭開放による親子のふれあいの場の提供	4	継続	幼保連携課
52	図書館・経緯度地球科学館などの活用	3	継続	図書館
				生涯学習課
53	未就学児の親子の学びの場の提供	3	継続	こどもプラザ

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
54	みんなの広場(ハそっこ広場・きらきら広場等)の実施	3	継続	こどもプラザ
55	子育てボランティアサークルの育成	3	継続	こどもプラザ
56	市外市内を問わず誰でも参加できるつどい事業の実施	3	継続	こどもプラザ
57	ブックスタート事業の推進	3	継続	図書館

基本施策3 地域の人に関わる子育て支援体制の推進

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
58	子ども会活動への支援	3	継続	青少年センター
59	地域や学校、家庭との連携事業の実施	3	継続	学校教育課 こどもプラザ
60	ファミリー・サポート・センター事業の実施	3	継続	こども政策課
61	地域(地区)における子育て支援体制の確立	2	見直し	こどもプラザ
62	みらいえ地域子育て事業の支援	3	継続	こどもプラザ
63	子育て支援者研修会の実施	3	継続	こどもプラザ
64	NPO法人等子育て支援団体や子育てボランティアサークルへの支援	3	継続	こどもプラザ
65	図書館ボランティアなどとの連携による図書館事業	3	継続	図書館
66	放課後こども教室の実施	3	継続	生涯学習課
67	外国につながる子どもの家庭が安心して子育て・子育てができるサポート体制確立の推進	4	継続	秘書広報課
		3	継続	人権教育課

基本施策4 子どもの安全と安心の確保

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
68	地域による公園美化・環境整備体制づくり	3	継続	まちづくり課
				施設管理課
69	妊婦や乳幼児を同伴する保護者に配慮したユニバーサルデザインの推進	3	継続	関係各課
70	交通安全教育の推進・防犯教育の推進・防災教育の推進	4	継続	防災安全課
		3	継続	学校教育課
		4	継続	幼保連携課
71	交通環境の整備	3	継続	工務課
		3	継続	防災安全課
		3	継続	青少年センター
		4	継続	幼保連携課



No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
72	子どもを交通事故や災害、犯罪から守る取組の推進	3	継続	防災安全課
		3	継続	青少年センター
		3	継続	学校教育課
		4	継続	幼保連携課
		3	継続	施設管理課
73	事業者や各種団体による見守りの推進	3	継続	はびいくサポートセンター
74	情報モラルに関する講演会の実施等による情報教育の推進	4	継続	青少年センター
		3	継続	学校教育課
75	心の問題に対する電話相談(22-8080はればれ)などの相談体制の充実	3	継続	青少年センター
76	有害物質(アルコール・たばこ・薬物等)についての指導・啓発	3	継続	青少年センター

基本目標Ⅳ 仕事と子育てを両立できる環境づくり

評価	4	3	2	1	事業終了	計
取組数	4	11	1	0	0	16
構成比	25.0%	68.7%	6.3%	0.0%	0.0%	100.0%

仕事と子育てを両立できる環境づくりについては、おおむね計画どおりの取組ができています。「子育てがしやすい仕組み・制度の啓発」については、更なる周知・啓発が必要です。

基本施策1 仕事と子育てが両立できる就労環境の整備

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
77	子育てがしやすい仕組み・制度の啓発	2	継続	商工観光課
78	市民に向けた育児休業制度等諸制度の情報提供	3	継続	男女共同参画センター
79	女性のための就労・起業セミナーや再就業に向けた相談支援の実施	3	継続	男女共同参画センター
80	雇用情報の提供	4	継続	商工観光課
81	職業能力の向上に向けた事業促進	4	継続	商工観光課

基本施策2 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
82	男女共同による子育てを推進するための広報・啓発活動、各種教育、学習機会の充実	3	継続	男女共同参画センター



No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
83	男性の家事・育児の参画を促進する事業の実施	3	継続	男女共同参画センター
				はびいくサポートセンター
				こどもプラザ
84	ワーク・ライフ・バランス等の啓発セミナーの実施	3	継続	男女共同参画センター

基本施策3 仕事と子育てが両立できる保育の提供の充実

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
85	延長保育、病児保育、障害児保育、休日保育、一時預かり保育の実施支援	4	継続	幼保連携課
86	待機児童の解消(認定こども園等、放課後児童クラブ)	3	継続	幼保連携課
		4	継続	学校教育課
87	放課後児童クラブ、障害児学童保育(特別支援学校に通学する児童生徒を対象とした学童保育)の運営	3	継続	学校教育課
				社会福祉課
88	ファミリー・サポート・センター事業の実施	3	継続	こども政策課

基本目標V 子どもを守る仕組みづくり

評価	4	3	2	1	事業終了	計
取組数	7	55	3	0	7	72
構成比	9.7%	76.4%	4.2%	0.0%	9.7%	100.0%

子どもを守る仕組みづくりについては、おおむね計画どおりの取組ができています。「いじめ問題等対策委員会の設置・運営」、「いじめ防止基本方針」に基づく情報把握・対応の実施といじめ未然防止のための取組の推進については、いじめ問題等対策委員会がより機能するよう改善に向けて取り組んだところです。

「障害のある子どもの社会参加の促進」については、保護者同士の交流の機会や活動等が既にあるため、「廃止」としてあります。また、「発達サポートセンター(仮称)の設置」については、はびいくサポートセンター(発達支援担当)の設置により、事業終了となっています。「奨学金の貸付」については、令和3(2021)年度末をもって貸付事業は終了しています。

基本施策1 児童虐待防止対策の推進

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
89	要保護児童対策地域協議会の運営、調整担当者の設置	3	継続	はびいくサポートセンター
90	家庭児童相談員等による相談支援	3	継続	はびいくサポートセンター

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
91	子ども家庭総合支援拠点の運営	3	継続	はびいくサポートセンター
92	子育てコンシェルジュや保健師による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援	3	継続	はびいくサポートセンター
93	民生委員・児童委員による虐待防止・対応への支援	3	継続	社会福祉課
94	児童虐待防止に関する啓発	3	継続	はびいくサポートセンター
95	子どものSOSを受け止める意思表示カード(仮称)の制作・活用、「いじめ・虐待見逃し0週間」の制定	3	継続	学校教育課
				青少年センター

基本施策2 いじめ防止対策の推進

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
96	いじめ問題等対策委員会の設置・運営	2	継続	学校教育課
97	道徳教育、人権教育等の推進	3	継続	人権教育課
98	教職員、保護者等研修会の実施	3	継続	学校教育課
99	「いじめ防止基本方針」に基づく情報把握・対応の実施といじめ未然防止のための取組の推進	2	継続	学校教育課
				青少年センター
100	教育カウンセリング事業の充実	3	継続	学校教育課
101	適応指導教室「はればれ教室」の実施	3	継続	青少年センター
102	子どものSOSを受け止める意思表示カード(仮称)の制作・活用、「いじめ・虐待見逃し0週間」の制定	3	継続	学校教育課
				青少年センター

基本施策3 発達に支援が必要な子どもを対象とした施策の推進

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
103	相談支援体制の充実	3	継続	はびいくサポートセンター
				社会福祉課
				学校教育課
				青少年センター
104	障害児保育、特別支援教育の充実	3	継続	幼保連携課
				学校教育課
105	就学前から小中高校まで、支援が必要な子どもへの一貫した切れ目のない支援の実施	3	継続	はびいくサポートセンター
				学校教育課
				幼保連携課
106	障害児学童保育の運営	3	継続	社会福祉課

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
107	就園・就学指導の実施	3	継続	学校教育課
				はびいくサポートセンター
				幼保連携課
108	療育支援事業の実施	3	継続	はびいくサポートセンター
109	障害児福祉サービスの充実	3	継続	社会福祉課
110	児童福祉法による障害児通所サービスの無償化	4	継続	社会福祉課
111	福祉手当等の支給や医療費の助成	4	継続	はびいくサポートセンター
		3	継続	社会福祉課
		3	継続	保険医療課
112	障害のある子どもの社会参加の促進	事業終了	廃止	社会福祉課
				学校教育課
113	発達に支援が必要な親子の活動支援	3	継続	こどもプラザ
114	発達サポートセンター(仮称)の設置	事業終了	廃止	はびいくサポートセンター
				社会福祉課
				学校教育課
				幼保連携課

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
115	相談支援	3	継続	はびいくサポートセンター
116	就業支援	3	継続	はびいくサポートセンター
117	経済的支援	4	継続	こども政策課
		4	継続	はびいくサポートセンター
		3	継続	保険医療課

基本施策5 経済的困難を抱える家庭への支援(子どもの貧困対策推進計画)

【教育の支援】

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
118	幼児教育・保育に係る無償化等の経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上	3	継続	幼保連携課
119	スクールソーシャルワーカー配置による学校と福祉部門との連携	3	継続	学校教育課
				はびいくサポートセンター
120	教育カウンセリング事業の充実	3	継続	学校教育課
121	就学援助事業等の実施	3	継続	教育総務課

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
122	奨学金の貸付	事業終了	廃止	教育総務課
123	地域における学習支援の実施	3	継続	こどもプラザ 黒田庄隣保館
124	生活保護制度による教育扶助・生業扶助	3	継続	社会福祉課

【生活の安定に資するための支援】

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
125	子育てコンシェルジュによる各種手当や就学援助等の各種制度案内	3	継続	はびいくサポートセンター
126	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援に伴う困窮家庭の早期把握、早期支援	3	継続	はびいくサポートセンター こどもプラザ
127	主任児童委員やスクールソーシャルワーカー等と連携した家庭児童相談事業の実施	3	継続	はびいくサポートセンター 社会福祉課 学校教育課
128	子どもの自立を支援する事業の実施	3	継続	はびいくサポートセンター

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
129	ひとり親の就労支援	3	継続	はびいくサポートセンター
130	親の学びなおしの支援	3	継続	はびいくサポートセンター
131	困窮度が高いふたり親の就労支援	3	継続	社会福祉課
132	生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施	3	継続	社会福祉課

【経済的支援】

No.	主な取組・事業	評価	方向性	所管課
133	各種手当の支給や医療費の助成、貸付金等の経済的負担の軽減	4	継続	こども政策課 はびいくサポートセンター 保険医療課
134	助産施設措置委託事業	3	継続	はびいくサポートセンター



4 子ども・若者・子育て支援施策に関する課題

(1) 子ども・若者の権利の周知

小学生及び中学生を対象としたアンケート調査結果において、子どもが意見を表明する権利に対する認知度や市の取組について意見したいという意欲が低くなっています。

子ども・若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆる子ども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会が必要です。また、子ども・若者が権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、環境整備と気運の醸成に取り組むことが重要です。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について情報発信を行うことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していく必要があります。

子ども・若者一人ひとりの最善の利益が尊重される地域社会をつくっていくことが重要です。

(2) ヤングケアラーへの支援

令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に実施された厚生労働省のヤングケアラー実態調査では、小学6年生の6.5%、中学2年生の5.7%が、世話をしている家族がいると回答しています。ヤングケアラーは、家庭内で起こるため問題が表面化しにくいことや、ヤングケアラーである子ども自身がケアラーであることを認識していないため、発見が難しいことが課題となっています。本市においても、支援につながっていないヤングケアラーが一定数存在していると考えられます。

また、令和6(2024)年度に本市で実施した小学6年生及び中学3年生対象のアンケート調査結果によると、「ヤングケアラーについて、聞いたことがある」と回答した割合が、小学生で25.7%、中学生で49.8%にとどまっています。ヤングケアラーである子どもが、自身がケアラーであることに気づき、周囲に支援を求めることができるよう、子どもを対象にヤングケアラーや相談窓口の周知を行う必要があります。

ヤングケアラーの支援については、複雑な心情に十分配慮しつつ、福祉・介護・医療・教育等との連携により、様々な観点から支援を行っていく必要があります。

(3) 児童虐待の防止

就学前児童及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査結果において、子育て中に「つい感情的に子どもを叩いた」の割合が平成30(2018)年度調査と比較すると減少しているものの、「子どもを育てるために我慢ばかりしている」や「子育ては孤独だと感じる」の割合が増加するなど、精神的負担感が存在しています。

また、家庭児童相談件数が年々増加するなど、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきています。

子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制の強化を図っていく必要があります。



(4) 相談支援体制の充実

就学前児童及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査結果をみると、子育てをする上で気軽に相談できる人が「いない」の割合が、平成30(2018)年度調査と比較して、やや増加しています。

また、就学前児童、小学生及び中学生の保護者を対象としたアンケート調査結果では、重要だと思う子育て支援施策について「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が高くなっています。

地域や友達とのつながりの希薄化など、子ども・若者、子育て家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念されます。

妊娠期から子育て中の多くの保護者が、様々な不安等を抱えている中で、子育て家庭の不安や負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、気軽に相談できる身近な相談機関や、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実が重要です。

(5) 情報発信の充実

就学前児童、小学生及び中学生の保護者を対象としたアンケート調査結果において、参考にしていく子ども・子育てに関する情報源について「学校園などからのお便り」、「家族や友人からの情報」が多く、行政からの発信はあまり参考にされていない状況です。

妊産婦や子ども・若者、子育て家庭に必要な情報や支援が届くよう、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報など、行政の情報発信や広報を改善・強化するとともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等を充実していく必要があります。

(6) 居場所づくりの推進

小学生及び中学生を対象としたアンケート調査結果によると、「今の自分が好きだ」、「自分の将来について明るい希望を持っている」との設問に対し、肯定的な回答をした割合が約7割にとどまっています。また、小学生、中学生及び若者に関するアンケート調査結果によると、「ここに居たい」と感じる居場所について、「自分の家」や「自分の部屋」などが多く、地域などを居場所と思う割合が低くなっています。

就学前児童及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査結果において、「子育ては孤独だ」と感じている保護者の割合が平成30(2018)年度調査よりも増加しています。

全ての子ども・若者、保護者が、安全で安心して過ごせる居場所を創出し、地域とのつながりを育むとともに、事業者や行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、子ども・若者が健やかに成長し、保護者が子どもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていく必要があります。



(7) 経済的支援の充実

就学前児童、小学生及び中学生の保護者を対象としたアンケート調査結果では、重要だと思う子育て支援施策について「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が高くなっています。子育てや教育に係る経済的な負担を軽減し、子育て家庭の日々の生活の安定を図ることが必要です。

また、貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組むことが重要です。

(8) 結婚・出産・子育てへの支援

出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。本市における平成30(2018)年～令和4(2022)年の合計特殊出生率は、1.42と減少しています。

就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果によると、理想とする子どもの人数は「3人」の割合が高くなっていますが、現在の子どもの人数は「2人」の割合が高く、理想と現実にギャップがあることがうかがえます。理想とする子どもの人数を実現できない理由として、「子育てや教育にお金がかかる」、「仕事との両立に支障が生じる」、「年齢的(肉体的)に困難」の割合が高くなっています。

また、育児休業を取得した割合は、平成30(2018)年度調査と比較すると、母親、父親ともに増加していますが、父親では取得していない割合が約7割と高くなっています。取得していない理由として、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が高く、父親では「仕事が忙しかった」ことや「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」ことがあげられています。

男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度等を使えるよう、事業所への啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めることが重要です。

中学生を対象としたアンケート調査結果では、将来結婚や子どもを持つことに対する意欲や希望について、「どちらともいえない」の割合が約3割で最も高くなっており、家庭や子どもを持つことの意義を考える機会が少ないことが考えられます。また、子どもが欲しいと思わない理由として、「子育てと仕事の両立が難しそうだから」の割合が最も高くなっています。

子ども・若者が乳幼児と触れ合う機会を創出し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描けるよう、意識啓発と情報提供に取り組むことが重要です。

地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人子どもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めるなどの結婚・子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図る取組を行っていく必要があります。



第3章
計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

本市では、西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例を制定し、家庭での子育てを基本としながらも地域社会全体で子育て家庭を支援することで、安心して子どもを育て、その成長に喜びを実感することができる社会、そして、地域の宝である子どもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指してきました。

また、令和5(2023)年12月に閣議決定されたこども大綱では、全ての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、子どもや若者の笑顔があふれ、市民みんなが子どもや若者の権利を大切にするとともに、より一層地域がつながり、誰もが互いに支え合い、共に育ち合うことのできる西脇市を目指します。

[基本理念]

『子どもや若者の笑顔があふれ、
権利が大切にされるまち 西脇』
～地域全体で支え合い、共に育ち合えるまちへ～

基本理念を踏まえた取組を着実に進め、子ども・若者だけでなく、子育て家庭や子育てにかかわる全ての人々が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現につなげていきます。

☆ こどもまんなか社会 ☆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会



2 計画の基本目標

基本理念を達成するため、次の4つの基本目標を設定し、それぞれの目標について、こども大綱等を勘案した施策の取組方針をまとめています。取組方針に基づき、子ども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

基本目標Ⅰ 子ども・若者の権利を守る

【こども基本法】

子ども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、子ども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。

- 子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。
- 子ども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に取り組みます。
- 虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの人権侵害を防止するとともに、学校や関係機関等と連携し、早期発見・早期対応に取り組みます。

基本目標Ⅱ ライフステージに応じた切れ目のない支援

【こども大綱】

子育てとは、乳幼児期だけのものではなく、子どもの誕生前から乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものであり、ライフステージを通じて社会全体で子育て家庭を支えていく必要があります。

- 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分な支援を行います。
- 妊娠や出産、子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することがないように、わかりやすい情報の発信や相談体制の充実に図るとともに、関係機関と連携を図りながら総合的で継続的な支援を行います。
- 悩みや不安を抱える子ども・若者が、安心して気軽に相談できるよう、相談体制の充実に図ります。
- 子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、母子保健事業等の充実に図るとともに、食育などを通じ、基本的な生活習慣を身に付けられるよう努めます。
- 子育てや教育に係る経済的な負担を軽減し、生活の安定を図ります。



基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

【こども大綱】

乳幼児期の育ちには、愛着(アタッチメント)の形成と豊かな遊びと体験が不可欠です。子どもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつけるスキルなどの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

【幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン】

生涯にわたる幸せの向上のために、乳幼児期に必要な豊かな遊びと体験を通じた挑戦は、多様な子どもや大人との出会い、モノ・自然・絵本等・場所といった環境との関わりを通して、様々な感覚を働かせながら、環境からの刺激を受けることが必要であり、そうした機会を、保護者・養育者、幼児教育・保育施設や子育て支援施設の保育者等を含めた全ての人の取組を通じて、日常的に保障することが大切です。

【こどもの居場所づくりに関する指針】

自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素であり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。

- 就学前の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、質の高い保育・教育環境の整備を推進します。
- 子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。
- 子育て中の保護者同士のつながりへの支援、関係機関等との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを進めます。
- 子どもや子育て支援に関わる市民が、子育てに参加する機会を設けるなど、地域全体で子育てを支援する意識を高めます。
- 犯罪などから子ども・若者を守る取組を進めます。
- 子どもの発達に不安を持つ保護者の悩みや心配の相談に対応できる体制の充実を進めるとともに、発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に努めます。
- 発達に支援が必要な子ども・若者、ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭など、支援を必要としている子ども・若者や子育て家庭に対して、関係機関との連携強化により、子ども・若者の状況や置かれた環境に応じた支援を行います。



基本目標Ⅳ 若い世代の生活基盤の安定

【こども大綱】

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、男性の家事や子育てへの参画の促進を図るとともに、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくる必要があります。

男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度等を使えるよう、事業所への啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めることが重要です。

○子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革に取り組みます。

○若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていきます。

○結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援するとともに、男性の家事や子育てへの参画を促進することで、共に協力しながら子育てできる社会を推進します。

○働きながらも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と就労環境の整備を促進します。

○プレコンセプションケアの推進や乳幼児と触れ合う機会などを創出し、子ども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

3 重点施策

本市が推進する子ども・若者・子育て支援施策の中でも、特に本計画の期間中に重点的に推進する施策は、子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状や課題、法制度の動向等を踏まえ、次の3つの施策とします。

(1)子ども・若者の社会参画・意見反映の促進 ≪基本目標Ⅰ≫

(2)安心できる相談体制と情報発信の充実 ≪基本目標Ⅱ≫

(3)子ども・若者の居場所づくりの推進 ≪基本目標Ⅲ≫



4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



第4章 施策の展開



基本目標Ⅰ 子ども・若者の権利を守る

基本施策1 子ども・若者の権利の周知

【現状と課題】

- ・小学生及び中学生を対象としたアンケート調査結果において、子どもが意見を表明する権利に対する認知度や市の取組について意見したいという意欲が低くなっています。
- ・こども基本法やこどもの権利条約の趣旨・内容について情報発信を行うことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していく必要があります。

【方向性】

- ・こども基本法やこどもの権利条約の趣旨・内容についての普及啓発に取り組むことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知します。
- ・子どもの権利を守るという意識を社会に浸透させるため、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を行います。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○ こども基本法 や こどもの権利条約 に関する普及啓発 (西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の推進ほか)	こども政策課 学校教育課 人権教育課
○教員等を対象とした子どもの権利を含む人権教育の実施	人権教育課 学校教育課 幼保連携課
○子どもを対象とした教育の場における子どもの権利の理解促進に向けた教育の実施	学校教育課
○子ども・若者の人権に関する講座、啓発活動の実施	人権教育課

こども基本法って？

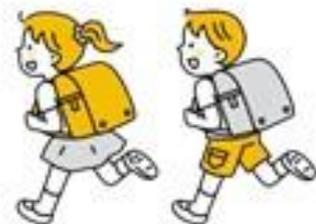
全ての子どもや若者が、将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するためにつくられた法律です。

こどもの権利条約って？

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められました。
現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

こどもの権利条約の「四つの原則」

- ① 生命、生存および発達に対する権利
- ② 子どもの最善の利益
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 差別の禁止



基本目標Ⅰ 子ども・若者の権利を守る

基本施策2 (重点施策) 子ども・若者の社会参画・意見反映の促進

【現状と課題】

- ・子ども・若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆる子ども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組むことが重要です。
- ・子ども・若者一人ひとりの最善の利益が尊重される地域社会をつくっていくことが重要です。

【方向性】

- ・あらゆる子ども・若者の意見を施策に反映させることができるよう、SNSやこども会議といった多様な手法で意見聴取を行うなど、意見を表明しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・子ども・若者が、未来に向けて主体的に人生を切り開き、社会に積極的に参画できるよう、地域活動等を通して、社会の発展に寄与する態度や前向きに挑戦し、やり遂げる力を養う機会の充実に取り組みます。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○まちづくりや市の施策など、様々な分野で子ども・若者が意見表明できる機会の充実 ・対面、オンラインでの意見交換、アンケートなど多様な手法を組み合わせた意見聴取に関する取組 ・ こどもプラザキッズ・ジュニアサポーター ・ こども会議 、高校生議会 等	こども政策課 関係課
○学校運営に対して子どもの意見が尊重されるよう、意見表明できる機会の提供 (学校での日常的な活動のなかでの子どもの意見表明の場の設定 等)	学校教育課
○声を聴かれにくい子ども・若者※への意見表明の支援 (子ども家庭支援員やスクールカウンセラー等の設置、子ども多文化共生サポーター等の派遣(市内学校園) 等)	はぴいくサポートセンター 人権教育課
○社会に積極的に関わることができる機会の充実 (トライやる・ウィーク、「トライやる」アクションの実施 等)	学校教育課
○高校生による地域活動の支援 (高校生による探求活動や地域活性化の取組の支援 等)	政策推進課

※ 声を聴かれにくい子ども・若者：不登校の子ども、ヤングケアラー、障害児、医療的ケア児・者、外国人の子ども・若者、虐待を受ける、または受けたことがある子ども・若者、いじめを受ける、または受けたことがある子ども・若者、乳幼児期の子どもなど

○各種ボランティア活動・地域行事への参加や自主的な地域貢献活動の奨励	学校教育課
○子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成 ・意見聴取及び意見反映の結果についての発信 ・子ども・若者の視点に立った子ども施策に関する情報提供 ・こどもの権利条約の普及啓発 （子ども・若者の意見を表明する権利） ・社会参画・意見反映を支えるファシリテータ等人材の育成	こども政策課 関係課

こども会議って？

西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例第10条に基づき、子どもたちが自分の意見を表明できる場として開催している会議です。

こども会議に参加した子どもたちの声

- ・こども会議に参加するのは初めてだったけど、自分の意見を伝えることができたし、他の人の意見も聞くことができたのでよかった。
- ・今まで、このような発表をする機会があまりなかった。たくさんの人と話し合えてよかった。また参加してみたい。
- ・自分の意見をまとめたり、書いたり、伝えたりするのが楽しかった。



こども会議での 子どもたちの声

…を反映しました！

過去に自分たちが企画し、年齢が違う人たちがひとつのことを協力してやることで交流ができ、皆が笑顔になった。

西脇市の多世代の方々が交流し、笑顔になるものを自分たちが企画できるのでは？

「こどもプラザキッズ・ジュニアサポーター」

キッズ・ジュニアサポーターの子どもたちの意見を聴きながら一緒にイベントなどを考えています！



基本目標Ⅰ 子ども・若者の権利を守る

基本施策3 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

- ・就学前児童、小学生及び中学生のアンケート調査結果において、子育て中に「つい感情的に子どもを叩いた」の割合が平成30(2018)年度調査と比較すると減少しているものの、「子どもを育てるために我慢ばかりしている」や「子育ては孤独だと感じる」の割合が増加するなど、精神的負担感が高まっています。
- ・家庭児童相談件数が年々増加するなど、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきています。
- ・子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制の強化を図っていく必要があります。

【方向性】

- ・児童虐待は、子どもの心身を深く傷つけ、成長後においても様々な生きづらさにつながる可能性があります。虐待に至った様々な困難に対して支援するとともに、家庭や子どものSOSを把握するため、相談員等の資質の向上を図り、警察や医療機関などの関係機関等が連携を深めながら、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○こども家庭センター(はびいくサポートセンター)の支援体制の強化及び要保護児童対策地域協議会での連携	はびいくサポートセンター
○子ども家庭支援員等による相談支援(家庭児童相談)	はびいくサポートセンター
○子育てコンシェルジュ・子ども家庭支援員や保健師による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援	はびいくサポートセンター
○民生委員・児童委員による虐待防止・対応への支援	社会福祉課
○ 児童虐待防止 に関する啓発	はびいくサポートセンター
○子どものSOSを受け止める意思表示カード「ハートキャッチカード」の活用、「いじめ・虐待見逃し0週間」の実施	学校教育課 青少年センター
○家庭支援事業の実施 (子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、レスパイトケア等を目的とした子育て家庭ショートステイ事業 等)	はびいくサポートセンター

虐待かも？と思ったら、ためらわずに相談・通告を！ あなたの通告で救われる命があります。

児童相談所全国共通ダイヤル いちはやく ☎ 189 24時間対応

こんなときにはすぐお電話を！ …お住まいの地域の児童相談所につながります。

- 子育てが辛くてつい子どもに当たってしまう…
- 自分は虐待を受けているかも…



基本目標Ⅰ 子ども・若者の権利を守る

基本施策4 ヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

- ・令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に実施された厚生労働省のヤングケアラー実態調査では、小学6年生の6.5%、中学2年生の5.7%が世話をしている家族がいると回答しています。ヤングケアラーは、家庭内で起こるため問題が表面化しにくいことや、ヤングケアラーである子ども自身がケアラーであることを認識していないため、発見が難しいことが課題となっています。本市においても、支援につながっていないヤングケアラーが一定数存在していると考えられます。
- ・就学前児童、小学生及び中学生の保護者へのアンケート結果では、認知度は高くなっていますが、ヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応について、「本人に様子を聞く」、「家族や関係機関に相談する」などの割合が高い一方で、「わからない」、「何もしない」が約3割を占めており、ヤングケアラーへの支援の必要性や相談窓口の周知を行っていく必要があります。
- ・ヤングケアラーの支援については、複雑な心情に十分配慮しつつ、福祉・介護・教育等との連携により、様々な観点から支援を行っていく必要があります。

【方向性】

- ・ヤングケアラーの広報啓発に努め、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげていきます。
- ・学校において把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関と連携した教育相談を充実します。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○社会的認知度向上のための広報啓発 ・子ども・若者への相談窓口の周知 ・周囲の大人への理解を促す広報啓発	はびいくサポートセンター
○ ヤングケアラー の実態把握 ・福祉関係部局、介護・障害福祉サービス事業者、学校等との連携による早期把握	学校教育課 はびいくサポートセンター 関係課
○こども家庭センター(はびいくサポートセンター)の支援体制の強化 ・ヤングケアラー本人の気持ちに寄り添った支援の実施 ・要保護児童対策地域協議会での検討 ・多分野(福祉、介護、医療、教育等)の連携による支援	はびいくサポートセンター 関係課
○関係機関と連携した教育相談体制の充実	学校教育課 青少年センター
○ヤングケアラーへの具体的な支援体制の整備 ・家庭支援事業の実施(子育て世帯訪問支援事業、子育て家庭ショートステイ事業等) ・介護保険サービス、障害福祉サービス等の利用調整 ・本人へのカウンセリングの実施	はびいくサポートセンター 関係課

ヤングケアラーってどんな人？

家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のことをいいます。体調不良や学業などへの悪影響が生じる前に、支援へと導くためには、周囲の気づきが大切です。



基本目標Ⅰ 子ども・若者の権利を守る

基本施策5 いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

・子どもの心身に深刻な影響を及ぼすいじめ問題は、深刻化・複雑化しており、本市においても、いじめの認知件数の増加など、青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

【方向性】

- ・いじめ防止対策推進法や、いじめ防止基本方針の内容について周知を図るとともに、いじめ防止等への取組を徹底するための研修等を充実するなど、未然防止や早期発見・対応などにつながる取組を行います。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の学校派遣や各種関係機関との連携、協力により相談体制を強化するとともに、児童生徒の自死予防に向けて取り組みます。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○いじめ問題に適切に対応するための体制の強化	学校教育課
○道徳教育、人権教育等の推進	人権教育課 学校教育課
○教職員、保護者等研修会の実施	学校教育課
○「いじめ防止基本方針」に基づく情報把握・対応の実施といじめ未然防止のための取組の推進	学校教育課 青少年センター
○教育カウンセリング事業の充実 (スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置 等)	学校教育課
○教育相談(電話・面接)の実施	青少年センター
○子どものSOSを受けとめる意思表示カード「 ハートキャッチカード 」の活用、「いじめ・虐待見逃し0週間」の実施	学校教育課 青少年センター

ハートキャッチカードって？

「あなたの悩みをいつでも聞くよ」という、大人の姿勢を子どもに示すもので、子どもがSOSを出すことのできる方法として作成されました。

子どもの声

・いじめなどをされていたら、安心して相談しやすい場所で話を聞いてほしい。



基本目標Ⅱ ライフステージに応じた切れ目のない支援

基本施策1 **重点施策** 安心できる相談体制と情報発信の充実

【現状と課題】

- ・就学前児童及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査結果をみると、子育てをする上で気軽に相談できる人が「いない」の割合が、平成30(2018)年度調査と比較して、やや増加しています。
- ・地域や友達とのつながりの希薄化など、子ども・若者、子育て家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念されます。
- ・就学前児童、小学生及び中学生の保護者を対象としたアンケート調査結果では、重要だと思ふ子育て支援施策について「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が高くなっています。
- ・子ども・子育てに関する情報源については「学校園などからのお便り」、「家族や友人からの情報」が多く、行政からの発信はあまり参考にされていない状況です。
- ・気軽に相談できる身近な相談機関や、妊産婦や子ども・若者、子育て家庭に必要な情報や支援が届くよう、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報など、行政の情報発信や広報を改善・強化するとともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等を充実していく必要があります。

【方向性】

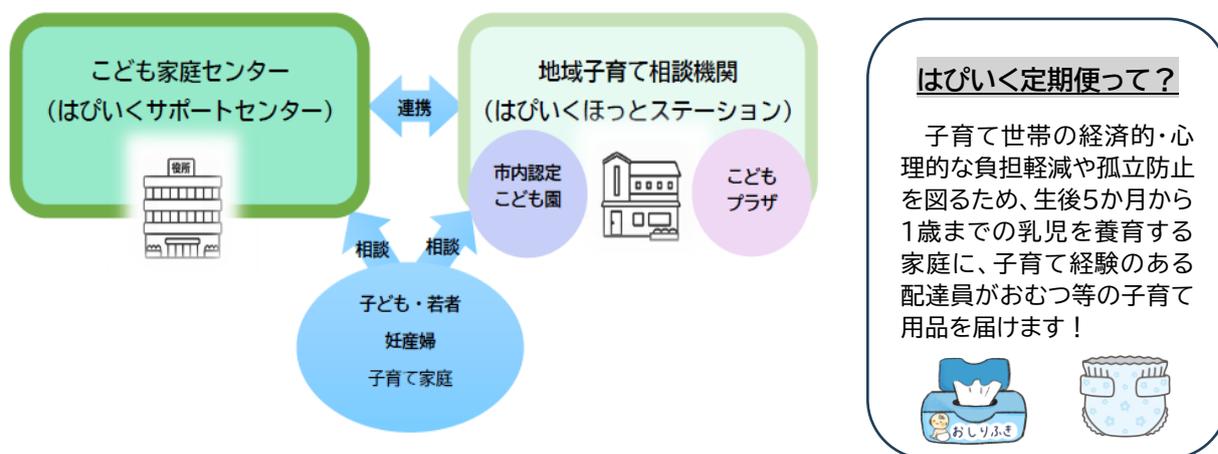
- ・児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う、こども家庭センター「はびいくサポートセンター」において、切れ目のない継続的な相談支援体制を充実します。
- ・子ども・若者や妊産婦、子育て家庭が気軽に相談でき、必要な支援につながるができるよう、身近な相談機関やSNS等を活用した相談体制の充実に向けた検討を進めます。
- ・様々な課題を抱える子どもが、悩みを気軽に相談することができるよう、教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を促進します。
- ・悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族が孤立することがないように、相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・子ども・若者や子育て家庭に必要な情報や支援が届くよう、様々な媒体を活用した広報活動に努めます。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○こども家庭センター「はびいくサポートセンター」における相談支援の充実 ・はびいく定期便 ・妊婦等包括相談支援(妊婦のための支援給付) ・健幸スマイルスタジオ(妊産婦及び子育て中の女性のための健康づくり事業) ・子育て応援ライフプラン事業 ・サポートプラン作成による相談支援 ・家庭児童相談	はびいくサポートセンター



○ 地域子育て相談機関（はびいくほっとステーション） における相談支援 （認定こども園やこどもプラザでの子育てコンシェルジュによる地域の身近な相談支援）	はびいくサポートセンター こどもプラザ
○教育カウンセリング事業の充実 （スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置 等）	学校教育課
○心の問題に対する相談体制の充実 ・教育相談 ・子どもの意見を聴く相談窓口の設置（電話相談（22-8080 ^{はればれ} など）） ・こころの相談	青少年センター 健幸都市推進課
○子どものSOSを受けとめる意思表示カード「ハートキャッチカード」の活用	学校教育課 青少年センター
○悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の実施 （ひきこもり等相談支援窓口の実施）	社会福祉課
○困難な問題を抱える女性への相談支援	はびいくサポートセンター
○重層的支援体制の整備	福祉部 関係課
○広報紙や市ホームページ、子育て応援アプリ、SNS、防災行政無線、PR映像などによる子育て支援情報の発信	関係課
○子育て支援ガイドブックの作成・配布	こども政策課
○こどもプラザによる子育て情報新聞「ことのは」やSNSを活用した情報発信	こどもプラザ
○子育てワンストップサービスの実施（マイナンバーカード利用による児童手当等のオンライン申請サービス 等）	はびいくサポートセンター 幼保連携課
○外国人の子ども・若者や海外から帰国した子ども・若者、その家庭へのわかりやすい情報提供 （多言語化などの推進、子ども多文化共生サポーター等の派遣（市内学校園） 等）	秘書広報課 人権教育課 まちづくり課 関係課



基本目標Ⅱ ライフステージに応じた切れ目のない支援

基本施策2 母子保健及び健康づくりの充実

【現状と課題】

- ・妊娠期から子育て中の多くの保護者が、様々な不安等を抱えている中で、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるように、また、子育て家庭の不安や負担の軽減を図るため、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実が重要です。
- ・「全ての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指し、医療、保健、教育、福祉など、各分野における施策の相互連携を図りつつ、横断的な視点での総合的な取組の推進が必要です。

【方向性】

- ・安心して、妊娠・出産・子育て期を迎えられるよう、医療と母子保健が連携し、切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・妊産婦等の健康増進や経済的支援に係る取組など、産前産後の支援の充実を図ります。
- ・女性やカップルを対象に将来の妊娠に向けた健康教育を促すプレコンセプションケアに関する知識など、必要な情報の発信や周知に努めます。
- ・国が進める母子保健情報等の情報連携基盤(PMH)を活用した乳幼児健診や電子版母子健康手帳の普及等母子保健のデジタル化を進めます。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○妊娠・出産支援の充実 (妊婦等包括相談支援、不妊治療ペア検査費の助成、不妊等相談窓口の周知 等)	はびいくサポートセンター 健幸都市推進課
○母子健康手帳の交付・妊娠期の健康増進に関する情報提供	はびいくサポートセンター
○妊娠期の健康増進 (妊婦歯科健診の実施、妊婦健康診査費及び多胎妊娠における妊婦健康診査費の助成、妊産婦及び子育て中の女性のための健康づくり(健幸スマイルスタジオ) 等)	はびいくサポートセンター
○乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導の実施 (乳幼児健診、乳児相談、乳児家庭全戸訪問事業、新生児聴覚検査の実施 等) ○乳幼児健診の推進(1か月児健診費用の助成、5歳児健診の実施)	はびいくサポートセンター
○予防接種事業の推進	健幸都市推進課
○乳幼児の安心・安全な暮らしに関する情報提供 (夜間・休日医療体制等小児医療に関する情報提供、事故防止対策に関する情報提供 等)	健幸都市推進課 はびいくサポートセンター
○産後の健康増進・支援の充実 (産婦健康診査事業、産後ケア利用助成事業、妊産婦及び子育て中の女性のための健康づくり事業(健幸スマイルスタジオ) 等)	はびいくサポートセンター
○食に関する知識の普及 (離乳食教室、児童館クッキング、親子クッキング 等)	はびいくサポートセンター こどもプラザ 健幸都市推進課



○未熟児養育医療費の給付	はぴいくサポートセンター
○小児医療体制の充実	健幸都市推進課 西脇病院
○ <u>プレコンセプションケア</u> や命の大切さ、子育てを行うことの意義などを学ぶ教育の推進(助産師による講話、乳幼児のふれあい体験、ライフデザイン教育 等)	はぴいくサポートセンター こどもプラザ
○母子保健(乳幼児健診等)のデジタル化の推進	はぴいくサポートセンター

プレコンセプションケアってどんな取組なの？

若い男女が将来を見据えて日々の生活や健康と向き合うことです。
早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げることが期待されています。



基本目標Ⅱ ライフステージに応じた切れ目のない支援

基本施策3 子ども・若者の健やかな心身の育成

【現状と課題】

- ・就学前児童、小学生及び中学生の保護者を対象としたアンケート調査結果では、重要だと思ふ子育て支援施策について「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が高くなっています。
- ・子育てや教育に係る経済的な負担を軽減し、子育て家庭の日々の生活の安定を図ることが重要です。

【方向性】

- ・子どもの生活リズムに関する指導・啓発や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進など、子どもの基本的な生活習慣の確立につながる活動を展開します。
- ・子ども・若者の健康増進に努め、健康や食に関する正しい知識を普及し、豊かな人間性をはぐくむことができるように支援します。
- ・人生をより深く生きる力を身に付けられるよう、文化芸術体験や読書活動の取組を推進します。
- ・子ども・若者の健やかな心身の育成のために必要な経済的支援の充実を図ることにより、家庭における生活の安定と子どもの健全な育成を支援します。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○望ましい食生活・睡眠時間の確保等、基本的な生活習慣に関する指導・啓発	学校教育課 幼保連携課 健幸都市推進課 はびいくサポートセンター
○栄養教諭を中核とし、小学校・中学校と連携した食育の推進及び学校給食を「生きた教材」とした実践的な食育指導の充実	給食センター 学校教育課
○生活習慣病の予防や心身の悩みなどについての保健指導の実施 (定期健康診断や保健指導及び感染症情報等の周知)	学校教育課 健幸都市推進課
○人権、道徳、男女共同参画、国際理解などの教育の推進・理解の促進	人権教育課 学校教育課 男女共同参画センター まちづくり課
○健康・体力づくりの推進(「スポーツクラブ21」への活動支援 等)	生涯学習課
○子どもの読書活動の推進	図書館



<p>○伝統文化にふれる教育の推進(いけばな教室、茶道教室 等)</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>○経済的支援</p> <p>・妊婦のための支援給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の無償化・軽減、多子世帯の保育料の軽減、副食費の助成 等 ・各種手当の支給や医療費の助成(児童手当の支給、乳幼児等・こども医療費や乳幼児法定外予防接種費の助成 等) ・紙おむつ等の子育て用品の現物支給(はぴいく定期便の実施) ・実用英語技能検定(英検)の検定料公費負担 ・中学校制服播州織シャツの支給 ・子育て世帯等に対する住宅支援の実施 	<p>はぴいくサポートセンター 幼保連携課 保険医療課 健幸都市推進課 学校教育課 商工観光課 都市住宅課</p>

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援って？

妊娠届出時等により把握した妊婦に対し、給付金の支給による経済的支援と、妊婦やその配偶者等に対して面談等により、子育ての情報提供や相談等を行う伴走型相談支援を組み合わせ実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うものです。



基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

基本施策1 質の高い就学前教育・保育の提供

【現状と課題】

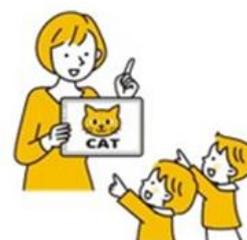
- ・就学前教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。子どもが主体的に行動できるよう教育・保育環境を充実させていく必要があります。

【方向性】

- ・就学前教育・保育施設において、平成28(2016)年12月に作成した「西脇市就学前教育・保育カリキュラム」に基づき、一人ひとりの子どもを大切にされた教育・保育を進めます。
- ・就学前教育・保育施設の保育教諭等への研修及び幼児教育センターによる現場交流事業の充実を図るとともに、西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員による第三者評価を実施し、就学前教育・保育の質の向上を推進します。
- ・就学前教育と小学校教育の接続を図るため、幼児と児童の交流や教員の合同研修を実施するなど、連携した取組を推進します。
- ・子ども・子育て支援新制度に基づき、保育教諭等の配置や処遇改善を通じた就学前教育・保育・子育て支援を更に推進します。
- ・質の高い就学前教育・保育の提供のため、教育・保育環境の改善に係る取組を支援します。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○課題別研修の実施・充実	幼保連携課
○幼児教育センターによる現場交流事業等の充実	幼保連携課
○就学前教育・保育の質の向上推進委員による各認定こども園への訪問指導・助言	幼保連携課
○就学前教育・小学校教育接続期カリキュラムの運用及び検証	学校教育課 幼保連携課
○就学前教育・保育施設への運営支援	幼保連携課



基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

基本施策2 **重点施策** 子ども・若者の居場所づくりの推進

【現状と課題】

- ・小学生及び中学生を対象としたアンケート調査結果によると、「今の自分が好きだ」、「自分の将来について明るい希望を持っている」との設問に対し、肯定的な回答をした割合が約7割にとどまっています。
- ・小学生、中学生及び若者に関するアンケート調査結果によると、「ここに居たい」と感じる居場所について、自分の家や自分の部屋などが多く、地域などを居場所と思う割合が低くなっています。
- ・全ての子ども・若者、保護者が、安全で安心して過ごせる居場所を創出し、地域とのつながりを育むとともに、事業者や行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、子ども・若者が健やかに成長し、保護者が子どもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていく必要があります。

【方向性】

- ・子ども・若者の声を聴きながら、全ての子ども・若者の視点に立った多様で安全・安心な居場所づくりを進めます。
- ・すでに多くの子ども・若者の居場所となっているこどもプラザや学習支援の場など地域にある多様な居場所などについても、子ども・若者にとってより充実した居場所になるよう努めます。
- ・居場所で多様な体験・活動を行うことができるよう、コミュニティ団体や市民活動団体等と連携・協働して取り組みます。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○放課後の居場所づくり (放課後児童クラブと放課後子ども教室(いけばな教室、茶道教室等)の連携)	学校教育課 生涯学習課
○ 子ども・若者の居場所づくり (子ども・若者が活躍できる場の提供(イベント等への参加 等))	こどもプラザ 茜が丘複合施設 関係課
○多様な体験・交流活動の充実、世代間交流の推進 (チャレンジ教室、放課後子ども教室、子ども芸術祭、環境体験活動、「トライやる」アクション 等)	学校教育課 生涯学習課 青少年センター こどもプラザ 環境課
○子ども会活動やスポーツ活動団体などの運営支援	生涯学習課 青少年センター
○スポーツ教室の充実 (卓球、ソフトテニス、ソフトボール、バドミントン 等)	生涯学習課
○屋外・屋内体育施設の開放	生涯学習課

○こどもプラザ(児童館)の運営・市内サテライトの充実 【サテライト】へそこランド・あいあいランド・わくわくランド	こどもプラザ
○地域での居場所(こども食堂等)づくりへの支援 (立ち上げや運営支援、食料品等の提供、ネットワークづくり)	こども政策課 はぴいくサポート センター 社会福祉課 関係課
○地域における学習支援の実施 (夏休み子ども教室 等)	こどもプラザ まちづくり課
○不登校児童生徒の居場所づくり (はればれ教室 等)	青少年センター 学校教育課
○養育環境等に課題があり、家庭や学校に居場所のない児童生徒の居場所づくり (児童育成支援拠点事業 等)	はぴいくサポート センター
○外出しづらい等の状態にある方の居場所づくり (サードプレイス OriOri(おりおり) 等)	社会福祉課

サードプレイス OriOri(おりおり)ってどんなところ？

月2回、茜が丘複合施設みらいえ等で開催される、学校や職場、家とは異なる居場所です。自分らしく、リラックスして過ごせる居場所づくりを心掛けています。

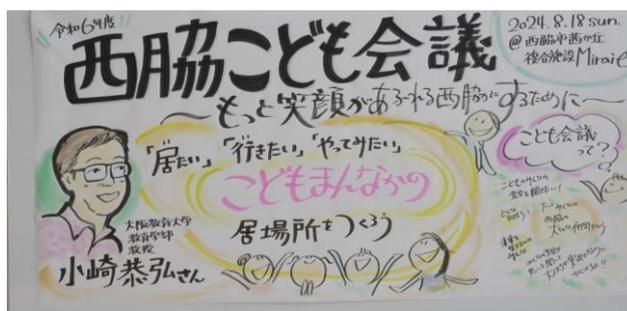


西脇こども会議(令和6(2024)年8月18日開催)

「居たい」「行きたい」「やってみたい」 こどもまんなかの居場所をつくろう！

参加した子どもたちの声

- ・たくさん勉強を教えてくれる人がいて欲しい。
- ・頑張ることができる場所が欲しい。
- ・USJのようなみんなで楽しく遊べる場所が欲しい。
- ・世代を超えて集まれる場所が欲しい。



グラフィックレコーディングを導入し、リアルタイムで、わかりやすく図解！



Graphic Recording by 奥野美里(株式会社コクリエ)

基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

基本施策3 子どもとともに育つ保護者・養育者の成長の支援・応援

【現状と課題】

・子どもを養育する立場にある保護者・養育者は、子どもに最も近い存在であり、子どもにとって「愛着(アタッチメント)」を形成する対象となります。子どものウェルビーイング向上に必要な考え方を保護者・養育者と共有することや、保護者・養育者が社会に支援・応援されながら、安心して子育てを行えるようにすることが、子どもの育ちにとって大切です。

【方向性】

- ・特に、幼児期までは、「愛着(アタッチメント)」の対象となる保護者・養育者が子どもの育ちに強く影響を与えることから、保護者・養育者への支援・応援をきめ細かにを行い、そのウェルビーイングと成長を全ての人で支えます。
- ・子どもの育ちには親の育ちも必要であることから、子育てと家庭教育の双方の観点で保護者・養育者の成長を支援・応援します。
- ・保護者・養育者同士がつながることで、その育ち合いを支援します。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○妊娠期の健康増進、妊娠・出産支援の充実 (妊産婦及び子育て中の女性のための健康づくり(健幸スマイルスタジオ)、妊婦等包括相談支援 等) ○産後の健康増進・支援の充実 (産後ケア利用助成事業、乳児家庭全戸訪問事業 等)	はぴいくサポートセンター
○「まちの子育てひろば」事業の実施 ・こどもプラザや認定こども園での、子育て中の保護者や子どもが交流を深めるプログラムの実施 ・地域子育て相談機関における相談支援	はぴいくサポートセンター こどもプラザ 幼保連携課
○図書館・にしわか経緯度地球科学館などの活用 (絵本読み聞かせ事業、子ども科学教室 等)	図書館 生涯学習課
○未就学児の親子の学びの場の提供(登録制の西脇おやこ交流教室、妊産婦及び子育て中の女性のための健康づくり(健幸スマイルスタジオ)) ・保護者同士がつながるプログラムの実施 ・保護者自身が、責任をもって役割を果たすプログラムの実施 ・地域の施設や高齢者等とのふれあい交流プログラムの実施	こどもプラザ
○みんなの広場(へそっこ広場・きらきら広場等(ボランティアグループによる企画・運営)の委託事業を含む。)の実施 ・保護者と子どもが、様々な体験を通してふれあうプログラムの実施 ・保護者が、将来支援者になれるような体験の場の提供	こどもプラザ

<p>○子育てボランティアサークルの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に必要なスキルを身に付けるための研修会への参加支援 ・託児等の経験の場の提供 ・スタッフとしての活躍の場の提供 	<p>こどもプラザ</p>
<p>○市外市内を問わず誰でも参加できるつどい事業の実施 (みんなのつどい、ベビーのつどい、ぴよぴよのつどい、多胎児親子のつどい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手遊び、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ、うた、ベビーマッサージ、リトミック、保護者同士・子ども同士がつながるプログラムの実施 	<p>こどもプラザ</p>
<p>○ブックスタート事業の推進</p>	<p>図書館</p>

未就学児の親子の学びの場の提供(登録制の西脇おやこ交流教室)って？

西脇おやこ交流教室には平日版と休日版があります！

①おやこ交流教室(平日版:年齢別教室)

月2回平日の午前中に集います。未就学児と保護者が様々な経験を通して学び、保護者同士がつながりを深めることを目的に開催します。

親子触れ合い、
命の学習、食育、
リトミックなど
を行っています！



②おやこ交流教室さくらんぼ(休日版)

月1回主に第3土曜日に集います。0歳から小学校低学年までの子どもを持つ家族を対象に、普段できない様々な体験をし、交流を図りながらパパ・ママのつながりを深めていきます。

棒焼きパンづくり、
寄せ植え、天体観測、
川遊びなどを行っています！



基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

基本施策4 地域の人に関わる子育て支援体制の推進

【現状と課題】

- ・核家族化の進行と共働きの増加等により、地域住民の交流が希薄化しているといわれています。子育て家庭の孤立を防ぐため、地域における子どもや子育て家庭との関わりが求められます。
- ・地域で子どもや子育て家庭を支援し、その育ちを支えるという意識を高めるとともに、NPO や子育てボランティアサークル等の自主的な組織、シニア世代や子育て経験者等、多様な団体や個人を支援していくことが重要です。

【方向性】

- ・子ども・若者及び子育て家庭が地域との関わりの中で健やかに育つことができるよう、市民との交流を促進し、地域における学びや体験の機会の充実を図ります。
- ・地域やこどもプラザ等で活躍する子育て支援ボランティアなど、市民活動に従事する人たちの育成及び支援を行います。
- ・地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じたコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進を図ります。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○子ども会活動への支援	青少年センター
○地域や学校、家庭との連携事業の実施 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進 ・シニアカレッジ等との連携イベントの実施	学校教育課 生涯学習課 こどもプラザ
○中学校部活動の地域展開の推進	学校教育課 生涯学習課
○ファミリー・サポート・センター事業の実施	こども政策課
○みらいえ地域子育て事業の実施 ・みらいえでの学習支援、遊びのサポート ・夏休みの宿題をやっつけよう(学習、絵画、読書感想文・工作)	こどもプラザ
○子育て支援者研修会の実施 ・子育て支援に役立つ情報や技術の習得の場の提供 ・地域の子育て力の向上を図る講座の実施 ・祖父母世代を対象とした地域の子育て支援講座の実施	こどもプラザ
○NPO法人等子育て支援団体や子育てボランティアサークル・地区マミィへの支援	こどもプラザ
○図書館ボランティアなどとの連携による図書館事業（読み聞かせ 等）	図書館
○放課後子ども教室の実施（いけばな教室、茶道教室 等）	生涯学習課

○外国人の子ども・若者や海外から帰国した子ども・若者、その家庭が安心して子育て・子育てができるサポート体制確立の推進(通訳ボランティアの活用、異文化交流体験 等)	秘書広報課 人権教育課
○男女共同参画市民活動グループとの連携による事業の実施	男女共同参画 センター
○ 里親制度 の啓発	はぴいくサポート センター

💡 「子ども会」に入ろう！

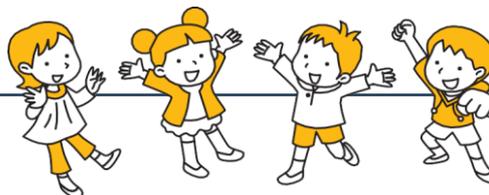
西脇市では「遊びは子どものエネルギー」「取り戻せ子どもの遊び場」「地域の子どもは地域で育てる」をスローガンに子ども会活動が行われています。

子ども会は、クリスマス会やバス旅行、夏祭り、秋祭り、資源回収等、地域の特色に合わせた活動が行われています。

子ども会活動では、子どもたちにとって、異年齢・異世代との交流の場となり、社会性や協調性が養われる機会となっています。

また、子ども会活動を通して、親同士のつながりを広げることができる場ともなっています。

気軽に子ども会活動に参加してみませんか。



里親制度って？

里親制度は、様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

子どもが成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着形成がとても重要です。そのため、より多くの子どもたちが家庭と同じような環境で生活することができる里親等における養育を推進しています。



基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

基本施策5 子ども・若者の安全と安心の確保

【現状と課題】

- ・小学生及び中学生の保護者を対象としたアンケート調査結果をみると、お住まいの地域で、子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じている保護者の割合が1割以上となっています。子どもの安全・安心の環境を整えていくことが重要です。

【方向性】

- ・子どもや子育て家庭が安全で安心して暮らすことができるよう、公共施設・公園等のバリアフリー化や通学路の交通安全対策、登下校防犯対策を推進します。
- ・犯罪被害から子ども・若者を守るため、教育による啓発や、関係機関等と連携した取組を推進します。
- ・子どもが安全に安心してインターネットや多様なICTサービスを利用できるよう、環境を整備するとともに、ICT活用のためのリテラシー向上に向けた取組を推進します。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○地域による公園美化・環境整備体制づくり	施設管理課 環境課 まちづくり課
○公園や公共施設における、妊婦や子育て家庭にやさしいトイレの整備や授乳室の設置などのバリアフリー化の推進	各施設 工務課 施設管理課
○交通安全教育の推進（交通ルールや自転車通行マナー等の指導 等） ○防犯教育の推進（不審者対策等防犯訓練や防犯ブザーの有効性等の周知 等） ○防災教育の推進（災害に関する授業、防災訓練の実施 等）	防災安全課 学校教育課 幼保連携課
○通学路等の安全性の確保（通学路の交通安全対策の推進、交通安全施設の整備、通学路交通安全プログラムに基づく路肩のカラー化等の実施）	青少年センター 工務課 防災安全課
○子ども・若者を交通事故や災害、犯罪から守る取組の推進 ・防犯グループや青少年健全育成ボランティア「西脇ハーティネス・メンバーズ運動」等による登下校や地域の見守り ・市内巡回補導、学校園や警察との情報共有、各種訓練、不審者情報の提供、防犯グループ等の活動支援 ・防犯カメラ設置支援、防犯灯設備の設置・更新の推進 ・学校園における防災・防犯対策（職員非常時対応訓練 等） ・薬物の乱用防止等についての指導、啓発 ・デートDVに関する啓発	防災安全課 青少年センター 学校教育課 幼保連携課 施設管理課 男女共同参画センター
○事業者や各種団体による見守りの推進（あんしんはーとねっと事業 等）	はぴいくサポートセンター
○情報モラルに関する講演会の実施等による情報教育の推進 ・子どもたちによるインターネット・スマートフォンの適切な利用に関するルールづくりの推進	青少年センター 学校教育課
○子どもの悩み等に対する電話相談(22-8080) ^{はればれ}	青少年センター

基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

基本施策6 発達に支援が必要な子ども・若者を対象とした施策の推進

【現状と課題】

- ・困難な状況にある子ども・若者、子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行うなど、必要な支援を受けられる環境を整備することが重要です。

【方向性】

- ・関係機関と連携し、発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に努めるとともに、切れ目のない相談支援体制を構築します。
- ・支援が必要な子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、教育、医療、保健、福祉等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した支援の充実を図ります。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○相談・支援体制の充実 ・はぴいくサポートセンター(発達支援担当)による切れ目のない支援 ・発達に関する相談(乳幼児発達相談、5歳児健診の実施 等) ・育児や発達に不安をもつ人を対象とした相談(遊びの教室 等) ・発達障害のある子どもに関する相談(教育内容・方法の改善 等) ・障害のある子ども・若者に関する相談 ・障害者基幹相談支援センターによる関係機関の連絡・調整、情報交換 等 ・医療的ケア児・者コーディネーターの配置 ・サポートファイルの活用促進 ・プレイサポーターによる相談支援	はぴいくサポートセンター 幼保連携課 学校教育課 青少年センター 社会福祉課 こどもプラザ
○障害児保育、特別支援教育の充実	幼保連携課 学校教育課
○障害児学童保育(特別支援学校に通学する児童生徒を対象とした学童保育)、放課後児童クラブ(障害児対応)の運営及び環境の充実	社会福祉課 学校教育課
○就学相談の実施(教育支援委員会 等)	学校教育課 はぴいくサポートセンター 幼保連携課
○療育支援事業の実施 (なかよし親子教室、ペアレント・トレーニング、巡回訪問による指導 等)	はぴいくサポートセンター
○障害児(者)福祉サービスの充実 (児童発達支援・放課後等デイサービス、日中一時支援 等)	社会福祉課
○児童福祉法による障害児通所支援の無償化 (児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援)	社会福祉課
○発達に支援が必要な子どもをもつ家庭の活動支援 (子育てに係る情報提供、保護者同士の交流、親子クッキング教室 等)	こどもプラザ
○経済的支援 (特別児童扶養手当や障害児(者)福祉手当、自立支援医療費(育成医療)の支給、重度障害者医療費の助成 等)	はぴいくサポートセンター 社会福祉課 保険医療課



基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

基本施策7 ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

- ・ひとり親家庭は、仕事と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入、時間、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えています。
- ・各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就業支援等に適切に取り組む必要があります。

【方向性】

- ・ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的支援及び就業支援のほか、母子・父子自立支援員を配置し、当事者に寄り添った相談支援を行います。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○相談支援(母子・父子自立支援員の配置) ・ひとり親家庭が抱える様々な悩みに対する適切な指導・助言	はびいくサポートセンター
○就業支援 ・看護師等の資格取得への支援(高等職業訓練促進給付金事業) ・職業訓練等の支援(自立支援教育訓練給付金事業) ・学び直しの支援(高等学校卒業程度認定試験合格支援事業) ・ハローワークにおける職業紹介 ・女性のための就労・起業セミナーや再就業に向けた相談支援の実施 等	はびいくサポートセンター 男女共同参画センター
○ 養育費確保支援	はびいくサポートセンター
○経済的支援 (児童扶養手当の支給、母子家庭等医療費の給付、母子父子寡婦福祉資金貸付金、塾や習い事に係る費用の助成 等)	はびいくサポートセンター 保険医療課 こども政策課

養育費って？

養育費とは、子どもの監護や教育のために必要な費用のことをいい、一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味します。

養育費確保支援事業は、ひとり親家庭等の子どもが心身ともに健やかな育成を図るため、養育費の取決めや保証等に係る費用の一部を補助することで、養育費の確保を支援する事業です。



基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

基本施策8 経済的困難を抱える家庭への支援

【現状と課題】

- ・貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組むことが重要です。

【方向性】

- ・「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」について、関係機関等と連携しながら様々な支援を行い、子ども・若者や子育て家庭が社会的孤立に陥ることのないよう施策を推進します。
- ・全ての子ども・若者が家庭の経済状況にかかわらず、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢や希望に向かって挑戦できるよう支援します。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
【教育の支援】	
○就学前教育・保育に係る無償化等の経済的負担の軽減	幼保連携課
○スクールソーシャルワーカー配置による学校と関係機関との連携	学校教育課 はびいくサポートセンター
○教育カウンセリング事業の充実 (スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置 等)	学校教育課
○就学援助事業等の実施	教育総務課
○児童育成支援拠点事業の実施	はびいくサポートセンター
○生活保護制度による教育扶助・生業扶助(高等学校等就学費)、進学・就職準備給付金 等	社会福祉課
○こども未来応援事業の実施(塾や習い事に係る費用の助成)	こども政策課
【生活の安定に資するための支援】	
○子育てコンシェルジュによる各種手当や就学援助等の各種制度案内	はびいくサポートセンター
○妊娠時から子育て期にわたる切れ目ない相談支援による困窮家庭の早期把握、早期支援(はびいくサポートセンター、子育て応援ライフプラン事業 等)	はびいくサポートセンター こどもプラザ



○主任児童委員やスクールソーシャルワーカー等と連携した家庭児童相談事業の実施	はびいくサポートセンター 社会福祉課 学校教育課
○養育費確保支援	はびいくサポートセンター
○児童育成支援拠点事業の実施	はびいくサポートセンター
【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】	
○ひとり親家庭の就労支援 (高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業 等)	はびいくサポートセンター
○親の学びなおしの支援 (高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 等)	はびいくサポートセンター
○生活困窮者への就労支援 (ハローワークと就労支援員、母子・父子自立支援員との連携による就労自立促進支援事業 等)	社会福祉課 はびいくサポートセンター
○生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施(自立相談支援事業 等)	社会福祉課
【経済的支援】	
○各種手当の支給や医療費等の助成、貸付金等の経済的負担の軽減 (児童扶養手当等の支給、乳幼児等・こども医療費の助成、母子家庭等医療費の給付、塾や習い事に係る費用の助成、初回産科受診料の助成 等)	はびいくサポートセンター 保険医療課 こども政策課
○フードバンクによる食料提供	環境課 社会福祉課 はびいくサポートセンター
○助産施設措置委託事業	はびいくサポートセンター



基本目標Ⅳ 若い世代の生活基盤の安定

基本施策1 結婚・子育てへの社会全体での支援

【現状と課題】

- ・出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。平成30(2018)年～令和4(2022)年の合計特殊出生率は、1.42と減少しています。
- ・就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果によると、理想とする子どもの人数は、就学前児童の保護者では「3人」の割合が高くなっていますが、現在の子どもの人数は「2人」の割合が高く、理想と現実にギャップがあることがうかがえます。
- ・理想とする子どもの人数を実現できない理由として、「子育てや教育にお金がかかる」、「仕事との両立に支障が生じる」、「年齢的(肉体的)に困難」の割合が高くなっています。
- ・中学生を対象としたアンケート調査結果では、将来結婚や子どもを持つことに対する意欲や希望について、「どちらともいえない」の割合が約3割で最も高くなっており、家庭や子どもを持つことの意義を考える機会が少ないことが考えられます。また、子どもが欲しいと思わない理由として、「子育てと仕事の両立が難しそうだから」の割合が最も高くなっています。
- ・市として持続性を確保するためにも、出生数の減少を抑制していく必要があります。
- ・地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人子どもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めるなどの結婚・子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図る取組を行っていく必要があります。

【方向性】

- ・出会いの機会・場の創出支援や結婚に伴う新生活への経済的支援など、結婚及びその後の新生活への支援を推進します。
- ・「こどもまんなかアクション」を推進し、全ての人子どもや子育て家庭を応援するといった、社会全体の意識改革を後押しする取組を行います。

【取組等】

主な取組・事業	所管課
○結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 (出会いのパーティの開催支援・結婚新生活支援事業 等)	まちづくり課
○こどもまんなかアクションの推進 (こどもまんなか応援サポーターやこどもファスト・トラック(子育て応援優先窓口等)等の取組推進、こどもまんなか月間時の普及啓発 等)	こども政策課 戸籍住民課 関係課
○子育てに温かい社会づくり・気運醸成の推進	こども政策課 関係課



こどもまんなか

「こどもまんなかアクション」って？

「こどもまんなかアクション」とは、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々に応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組です。



基本目標Ⅳ 若い世代の生活基盤の安定

基本施策2 共に協力しながら働き、子育てできる社会の推進

【 現状と課題 】

- ・就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果では、育児休業を取得した割合は、平成30(2018)年度調査と比較すると、母親、父親ともに増加していますが、父親では取得していない割合が約7割と高くなっています。
- ・取得していない理由として、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」割合が高く、父親では「仕事が忙しかった」ことや「取得しにくい雰囲気があった」ことがあげられています。
- ・子ども・若者が乳幼児と触れ合う機会を創出し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描けるよう、意識啓発と情報提供に取り組むことが重要です。

【 方向性 】

- ・夫婦が相互に協力しながら子育てを行う「共働き・共育て」を推進するための情報の発信や啓発に努めます。
- ・労働者への制度周知や事業所の子育て支援の取組を推進し、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めます。
- ・延長保育や放課後児童クラブなど、多様で良質な保育を提供し、安心して子育てができる環境を整備します。

【 取組等 】

主な取組・事業	所管課
○子育てがしやすい仕組み・制度の啓発 (商工会議所などを通じた事業者への周知 等)	商工観光課
○経済団体などとの連携による、男女の均等な雇用機会や待遇の確保、育児休業制度の導入などの職場環境整備の促進	男女共同参画センター 商工観光課
○市民に向けた育児休業制度等諸制度の情報提供	男女共同参画センター
○市民及び事業所等に向けたワーク・ライフ・バランス等の啓発セミナーの実施	男女共同参画センター
○ ひょうご女性活躍推進企業 等の認定に向けた啓発・支援	男女共同参画センター
○女性のための就労・起業セミナーや再就業に向けた相談支援の実施	男女共同参画センター
○雇用情報の提供	商工観光課



○職業能力の向上に向けた事業促進 ・北はりま職業訓練センターにおける各種職業訓練事業 等	商工観光課
○若者の市内就職及び定着の推進 ・企業連携型奨学金返還サポート事業 ・社会福祉法人等就業者確保支援事業	商工観光課 社会福祉課
○若者の就労に向けた出張相談の実施 ・あかし 若者サポートステーション (ひょうご若者自立支援センター)	商工観光課
○男女共同による子育てを推進するための広報・啓発活動、各種教育、学習機会の充実	男女共同参画センター
○男性の家事・子育てへの主体的な参画促進 (父子手帳の配布、男性の交流の場の提供、市民活動グループとの協働による男性向けの講座やイベントの開催 等)	男女共同参画センター 子どもプラザ はぴいくサポートセンター
○延長保育、病児保育、障害児保育、休日保育、一時預かり保育の実施支援	幼保連携課
○待機児童の解消(認定こども園、放課後児童クラブ)	幼保連携課 学校教育課
○放課後児童クラブ、障害児学童保育(特別支援学校に通学する児童生徒を対象とした学童保育)の運営	学校教育課 社会福祉課
○ファミリー・サポート・センター事業の実施	子ども政策課
○プレコンセプションケアや命の大切さ、子育てを行うことの意義などを学ぶ教育の推進(助産師による講話、乳幼児のふれあい体験、ライフデザイン教育 等)	はぴいくサポートセンター 子どもプラザ

「ひょうご女性活躍推進企業」って？

県内企業の女性活躍を促進するため、県と神戸市が共同で令和4(2022)年11月に創設した制度です。企業が現状を見える化することで課題等を確認でき、基準に達した企業を兵庫県・神戸市が認定します。令和6(2024)年度より、さらに認定に挑戦しやすい「フレッシュミモザ企業」の認定区分を新設しました。

「若者サポートステーション」って？

若者サポートステーション(愛称:「サポステ」)とは、厚生労働省が委託する若者の就労支援機関です。働くことに悩みを抱える15~49歳を対象に、支援を行っています。



ライフステージに応じた西脇市の切れ目のない支援

生まれる前から幼児期まで

妊娠前

妊娠・出産

乳児

幼児

- 不妊等相談窓口
- 不妊治療ペア検査費の助成

- はぴいくサポートセンター(こども家庭センター)
- はぴいくほっとステーション(地域の身近な相談窓口)

●母子保健、妊娠・出産・子育てに関する相談

- 子育て応援ライフプラン事業(妊娠時、出産時、1歳頃)
- 健幸スマイルスタジオ
- 妊婦等包括相談支援事業



- 母子健康手帳交付時健康相談
- 妊娠8か月頃のアンケート
- 妊婦訪問指導
- 妊婦健康診査費助成事業
- 妊婦歯科健診事業
- 妊婦のための支援給付(2回)

- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
- 未熟児訪問指導
- 1か月児健診(医療機関)
- 乳幼児相談
- 3か月児健診
- 乳児発達相談
- はぴいく定期便
- 離乳食教室
- 10か月児乳児相談
- 新生児聴覚検査費助成事業
- 産婦健康診査事業
- 産後ケア利用助成事業

- 1歳6か月児健診
- 3歳児健診
- 5歳児健診
- 幼児発達相談
- 遊びの教室
- なかよし親子教室

生後5か月から1歳までの乳児がいる子育て家庭に、おむつ等の子育て用品を届けます。



- 幼児教育・保育の無償化・軽減
- ・3～5歳児保育料無償化
- ・多子世帯保育料の軽減
- ・副食費の助成

○出産育児一時金



○児童手当(0歳～18歳年度末)

○乳幼児等・こども医療費助成制度(入院、通院とも無料:0～18歳年度末)

- ファミリー・サポート・センター(乳幼児～小学6年生) 一時的にお子さんのお世話ができない
- 子育て家庭ショートステイ(0歳～18歳未満) 保護者の疾病等の理由により、お子さんの養育
- 子育て世帯訪問支援事業(妊娠～18歳未満) ホームヘルパーが訪問し、家庭が抱える不安や

はぴいくサポートセンター

子育て全般の支援や子どもの発達支援の拠点となる場所



妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口

妊娠中

- ・初めての妊娠で心配
- ・妊娠中の過ごし方が分からない

産後

- ・ミルクや母乳が足りているか不安
- ・赤ちゃんが泣いてばかりで不安

子育て

- ・育て方に不安を感じる
- ・イライラしてきつく叱ってしまう
- ・子どもの発達が心配

など、妊娠期から子育て期まで子育てコンシェルジュ、保健師、こども家庭支援員等が包括的に相談支援を行う窓口です。

主な事業内容

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊婦健診・産婦健診(費用助成)
- ・妊婦のための支援給付
- ・産後ケア
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業
- ・子どもに関する相談
- ・児童虐待に関する相談
- ・乳幼児発達相談

はぴいくほっとステーション

子育てコンシェルジュや保育教諭が妊娠、出産、子育てを応援

- 西脇こども園
- かすがこども園
- 比延こども園
- つまこども園
- どれみこども園
- 芳田こども園
- 日野こども園
- 黒田庄こども園
- こどもプラザ
- へそっこランド
- あいあいランド
- わくわくランド

ひとり親家庭に対する施策

- 養育費確保支援
- 児童扶養手当…0歳～18歳年度末(子どもに障害がある場合は20歳未満)
- 就学援助制度…小学生、中学生



●安全で安心な居場所づくり、多様な体験・交流活動

- 放課後児童クラブ ○放課後子ども教室 ○はればれ教室 ○こどもプラザ(児童館)
- 地域における居場所・学習支援 ○スポーツクラブ21 ○子どもの読書活動
- 環境体験活動 ○児童育成支援拠点事業



○学童期(小学生以上)の予防接種(日本脳炎追加・子宮頸がんなど)

○就学援助制度(経済的困窮世帯) 給食費・学用品費などの一部を援助



- 実用英語技能検定(英検)の検定料公費負担
- 中学校播州織シャツの支給
- こども未来応援事業(経済的困窮世帯)



- プレコンセプションケア
- ライフデザイン教育
- 命の大切さや子育てを行うことの意義などを学ぶ教育

●若い人の生活を安定させ、結婚や子育てに希望を持てるように支援



- 企業連携型奨学金返還サポート事業
- 社会福祉法人等就業者確保支援事業
- 若者サポートステーション
- 結婚新生活支援事業
- 子育て世帯に対する住宅支援
- ひきこもり等相談支援窓口
- サードプレイスOriOri
- 進学・就職準備給付金(生活保護制度)

ときの預かりや保護者が帰宅するまでの見守りを実施
ができないとき、養護施設や里親で一定期間預かる制度
悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施



子育てに関する情報が掲載!

こどもプラザ(茜が丘複合施設 Miraie)

子どもの居場所と子育て支援が
1つになった拠点施設

- 未就学児の親子の学びの場(西脇市おやこ交流教室)
 - ①おやこ交流教室(平日版:年齢別教室)
 - ②おやこ交流教室さくらんぼ(休日版)
- 児童館クッキング、親子クッキング
- つとめ事業



○西脇子育て支援ガイドブック

支援制度や認定こども園、公園などの情報を1冊にまとめて紹介

○ことのは(子育て情報新聞)

こどもプラザの事業や教室、子育てに役立つ情報を発信

○西脇市子育て応援アプリ

各種子育て支援情報を配信

- 母子家庭等医療費給付制度…入院・通院とも無料:0歳～18歳年度末(子どもに障害がある場合は20歳未満)
- 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度…0歳～20歳未満
- 自立支援教育訓練給付金…0歳～20歳未満
- 高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金…0歳～20歳未満

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業…0歳～20歳未満
- こども未来応援事業…小学6年生～中学3年生

評価指標の設定

本計画の進捗把握・検証のため、評価指標を設定し、進捗管理を行います。

計画全体

指標名	単位	基準値 測定年	基準値	方向	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う保護者の割合	%	R6 年度	47.2	↑	50.0

基本目標Ⅰ 子ども・若者の権利を守る

指標名	単位	基準値 測定年	基準値	方向	目標値
「子どもの権利を大切にしている」と感じている市民の割合	%	R6 年度	84.8	↑	87.8
「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)について聞いたことがある」市民の割合	%	R6 年度	66.3	↑	70.0
「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)について聞いたことがある」児童生徒の割合 (小6・中3)	%	R6 年度	39.9(小6) 57.0(中3)	↑	50.0(小6) 67.0(中3)
「子ども施策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う児童生徒の割合 (小6・中3)	%	R6 年度	45.6(小6) 45.3(中3)	↑	50.0(小6) 50.0(中3)
「ヤングケアラーについて、聞いたことがある」児童生徒の割合 (小6・中3)	%	R6 年度	25.7(小6) 49.8(中3)	↑	35.0(小6) 60.0(中3)

基本目標Ⅱ ライフステージに応じた切れ目のない支援

指標名	単位	基準値 測定年	基準値	方向	目標値
「子どもたちが健やかに育っている」と感じる市民の割合	%	R6 年度	74.1	↑	75.0
「相談相手がいない」と回答する保護者の割合	%	R6 年度	4.0	↓	3.0
乳幼児健診受診率 (1か月、3か月、1歳6か月、3歳の健診)	%	R5 年度	97.7	→	97.7
毎日、朝食を摂る児童生徒の割合 (小6・中3)	%	R5 年度	97.1(小6) 95.4(中3)	↑	98.0(小6) 96.0(中3)

基本目標Ⅲ 良好な成育環境の確保

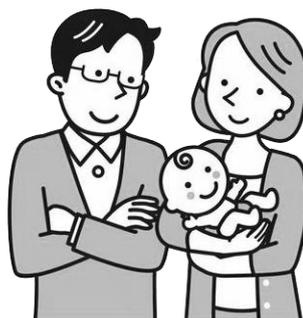
指標名	単位	基準値 測定年	基準値	方向	目標値
「地域で子どもを見守り育てる環境がある」と感じる市民の割合	%	R6 年度	42.6	↑	48.6
「今の自分が好きだ」と思う児童生徒の割合 (小6・中3)	%	R6 年度	71.4(小6) 67.1(中3)	↑	75.0(小6) 72.0(中3)
「今の自分が好きだ」と思う若者の割合	%	R5 年度	74.3	↑	77.0
「居場所(安心できる場所)の数が1つ以上ある」児童生徒の割合 (小6・中3)	%	R6 年度	99.0(小6) 99.6(中3)	↑	100(小6) 100(中3)
「居場所(安心できる場所)の数が1つ以上ある」若者の割合	%	R5 年度	100	→	100
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う児童生徒の割合 (小6・中3)	%	R6 年度	97.9(小6) 97.7(中3)	↑	100(小6) 100(中3)
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う若者の割合	%	R5 年度	98.6	↑	100

基本目標Ⅳ 若い世代の生活基盤の安定

指標名	単位	基準値 測定年	基準値	方向	目標値
合計特殊出生率	-	R5	1.17	↑	1.35
「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と感じる保護者の割合	%	R6 年度	36.1	↑	50.0
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合	%	R6 年度	78.1	↑	83.0
育児休業取得率(男性)	%	R5 年度	6.8	↑	9.2



第5章
教育・保育及び地域子ども・
子育て支援事業の
量の見込みと確保方策、実施時期



1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

この教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備や人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域と定めます。

2 人口の見込み

本計画で定めるサービスの対象となる、0歳から17歳までの子どもの人口を令和2(2020)年度から令和5(2023)年度の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法※により推計しました。

0歳から17歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

(単位:人)

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	182	177	172	166	162
1歳	190	184	178	174	168
2歳	211	197	190	184	180
3歳	231	212	198	191	185
4歳	198	232	213	199	192
5歳	234	199	233	214	200
6歳	244	235	200	234	215
7歳	275	245	236	201	235
8歳	305	276	245	236	201
9歳	321	307	278	247	238
10歳	295	322	308	279	248
11歳	329	297	324	310	281
12歳	310	328	296	323	309
13歳	342	311	329	297	324
14歳	354	342	311	329	297
15歳	335	356	344	313	331
16歳	355	334	355	343	312
17歳	352	355	334	355	343

※コーホート変化率法:同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法



3 教育・保育(認定こども園)

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおりとし、確保策を定めました。

【 認定区分と提供施設 】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳:教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園
2号	3～5歳:保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園
3号	0～2歳:保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園

【 教育・保育の量の見込みと確保策 】

(単位:人)

	令和7年度					
	1号	2号	3号			
			0歳児	1歳児	2歳児	計
量の見込み(A)	91	514	56	100	145	301
確保策(B)	120	544	58	108	165	331
差引(B)－(A)	29	30	2	8	20	30

	令和8年度					
	1号	2号	3号			
			0歳児	1歳児	2歳児	計
量の見込み(A)	88	499	55	97	135	287
確保策(B)	120	529	57	105	155	317
差引(B)－(A)	32	30	2	8	20	30

	令和9年度					
	1号	2号	3号			
			0歳児	1歳児	2歳児	計
量の見込み(A)	87	501	53	93	131	277
確保策(B)	120	531	55	101	151	307
差引(B)－(A)	33	30	2	8	20	30



	令和10年度					
	1号	2号	3号			
			0歳児	1歳児	2歳児	計
量の見込み(A)	82	470	51	91	126	268
確保策(B)	120	500	53	99	146	298
差引(B)－(A)	38	30	2	8	20	30

	令和11年度					
	1号	2号	3号			
			0歳児	1歳児	2歳児	計
量の見込み(A)	78	448	50	88	124	262
確保策(B)	120	478	52	96	144	292
差引(B)－(A)	42	30	2	8	20	30

【 今後の方向性 】

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保され、子ども及びその保護者が必要な給付や支援を受けられるよう、今後の教育・保育の量の見込みに対応した提供体制を確保します。

一方で、子どもの人口は減少傾向にあるため、今後は、特定教育・保育施設の持続可能な運営に向け、需要と供給の調整を図りながら、必要に応じて利用定員の見直しを行っていく必要があります。



4 地域子ども・子育て支援事業

(1)地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4,371人日	4,183人日	4,051人日	3,933人日	3,829人日
確保策(B)	4,371人日	4,183人日	4,051人日	3,933人日	3,829人日
か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

こどもプラザやサテライトを中心に、保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みが軽減できるよう、地域の子育てを支援します。



(2)利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

<基本型>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<特定型>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<こども家庭センター型>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<地域子育て相談機関>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
確保策	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

【 今後の方向性 】

はぴいくサポートセンターやこどもプラザ、認定こども園において、保健師や子育てコンシェルジュが、妊娠中の不安、子育てや子どもの発達に関する悩みなどを聞き、状況に応じたきめ細かいサポートを行います。



(3)一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において、一時的に預かる事業です。また、認定こども園幼稚園部の延長保育もこの事業の中で実施します。

【 量の見込みと確保策 】

◎幼稚園型 I

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	15,489人日	15,022人日	15,045人日	14,111人日	13,480人日
確保策(B)	15,489人日	15,022人日	15,045人日	14,111人日	13,480人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

◎一般型・余裕活用型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	140人日	135人日	133人日	127人日	122人日
確保策(B)	140人日	135人日	133人日	127人日	122人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

家庭保育の子どもが一時的に家庭での保育ができないとき、一時預かり事業(一般型・余裕活用型)で預かりをしており、市内認定こども園8園全てで実施しています。

常時、受入れが可能な状況を目指していきます。

幼稚園型については、市内認定こども園8園全てにおいて、受け入れ体制が整っています。



(4)-1 病児保育事業(病児対応型)

【 概要 】

病児及び病後児について、認定こども園に付設された専用スペース等において、看護師・保育教諭が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	184人日	176人日	170人日	161人日	153人日
確保策(B)	184人日	176人日	170人日	161人日	153人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

令和6(2024)年度現在、西脇こども園が小児科医院と連携して実施しています。

現状の体制を維持し、実施していきます。

(4)-2 病児保育事業(体調不良児対応型)

【 概要 】

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、園児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	354人日	341人日	337人日	321人日	309人日
確保策(B)	354人日	341人日	337人日	321人日	309人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

令和6(2024)年度から開始した事業です。引き続き安全・安心な保育環境が確保できるよう、体制の充実を図ります。



(5)ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録し、子育てに関する相互援助活動を行えるよう支援する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	238人	228人	221人	209人	200人
確保策(B)	238人	228人	221人	209人	200人
差引(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

引き続き、事業の周知に努め、支援が必要な家庭に対して、子育てしやすい環境づくりを行います。

(6)延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	104人	100人	99人	94人	91人
確保策(B)	104人	100人	99人	94人	91人
差引(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

保護者の就労状況等、各家庭の状況に合わせた支援ができるよう令和6(2024)年度現在、西脇こども園、どれみこども園、日野こども園の3か所で、保育標準時間の11時間を超える延長保育事業を実施しています。市内認定こども園8園全てが実施している保育短時間の8時間を超える延長保育事業とともに引き続き実施していきます。



(7)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【 概要 】

保護者の就労等により、昼間適切な保護を受けることができない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	465人	435人	394人	386人	376人
1年生	143人	138人	117人	137人	126人
2年生	134人	119人	115人	98人	115人
3年生	91人	83人	73人	71人	60人
4年生	65人	63人	57人	50人	48人
5年生	20人	22人	21人	19人	17人
6年生	12人	10人	11人	11人	10人
確保策(B)	465人	435人	394人	386人	376人
差引(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

引き続き安全・安心な保育環境を確保できるよう整備します。



(8)妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦健康診査の助成を行い、妊娠に係る経済的な不安を軽減します。母体や胎児の健康確保を図るため、積極的な妊婦健康診査の受診を促します。

【 量の見込み 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診対象者数	254人	246人	240人	232人	227人
健診回数(延べ)	1,879回	1,827回	1,780回	1,721回	1,680回

【 今後の方向性 】

引き続き、助成券を交付し、安心して妊婦健康診査が受けられる体制づくりを行います。

(9)乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

伴走型相談支援の一環として、保健師、助産師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるなど子育てを支援します。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	182人	177人	172人	166人	162人
確保策(B)	182人	177人	172人	166人	162人
差引(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みの相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供につなげます。



(10) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	86人	84人	81人	79人	76人
確保策(B)	86人	84人	81人	79人	76人
差引(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、家庭児童相談員や保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

(11) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で一定期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	45人日	45人日	45人日	45人日	45人日
確保策(B)	45人日	45人日	45人日	45人日	45人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

引き続き、事業の周知に努め、保護者のニーズに応じた支援を実施していきます。

また、児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安などの事由による活用なども支援していきます。ショートステイ里親や委託指定施設を増やすなど、受け入れ体制を充実させます。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。また、新制度未移行幼稚園について低所得世帯等への副食費の助成を行います。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

・認定こども園特別支援教育・保育経費

【 概要 】

私立認定こども園幼稚園部に通園する特別な支援が必要な子どもを対象に、認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(14)外国につながる幼児への支援・配慮

【 概要 】

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受入れに配慮するよう求めています。



< 児童福祉法改正による新事業 >

(15) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅をホームヘルパーが訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	175人日	175人日	175人日	175人日	175人日
確保策(B)	175人日	175人日	175人日	175人日	175人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけでなく、支援対象の家庭が自立して生活できるように、支援対象者の生活環境を整えていくために、継続的に事業を実施します。



(16) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、児童とその家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、児童及び保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保策(B)	0人日	10人日	10人日	10人日	10人日
差引(B)-(A)	△10人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童及びその保護者の状況に応じた支援を包括的に提供します。

(17) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、複数回のセミナーを実施します。講義やグループワークを通じて、子どもの行動を理解する方法や対応策を学び、よりよい親子関係の構築を図る事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
確保策(B)	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

今後もセミナーを通じて、保護者の養育技術の向上を図り子育てに対する自己肯定感を高めていきます。また、同じ悩みをもつ保護者同士が交流できる場とし、一人で悩みを抱えず相談でき、つながりがもてるよう努めていきます。

<子ども・子育て支援法改正による新事業>

(18)妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、母子保健や子育てに関する情報の提供を行うとともに、必要な支援につなげる伴走型支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み(A)	妊娠届出数 200組	妊娠届出数 195組	妊娠届出数 189組	妊娠届出数 183組	妊娠届出数 178組	
	1組当たり 面談回数 3回	1組当たり 面談回数 3回	1組当たり 面談回数 3回	1組当たり 面談回数 3回	1組当たり 面談回数 3回	
	面談実施 合計回数 600回	面談実施 合計回数 585回	面談実施 合計回数 567回	面談実施 合計回数 549回	面談実施 合計回数 534回	
	確保策(B)	600回	585回	567回	549回	534回
	差引(B)-(A)	0回	0回	0回	0回	0回

【 今後の方向性 】

妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の面談等の実施率の向上に努め、母子保健事業との連携により、切れ目のない支援体制の構築を図ります。また、面談等で把握した支援を必要とする妊婦等に対し、各種母子保健事業や家庭支援事業等への接続を行い、養育困難状態に陥らないよう継続した支援を行います。



(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【 概要 】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労有無や理由を問わず、3歳未満の未就園児が月一定時間までの利用可能枠の中で保育施設を利用できる新たな通園制度です。(令和8(2026)年度から本格実施)

【 量の見込みと確保策 】

(必要定員数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(A)	—	2人	2人	2人	1人
	確保策(B)	—	2人	2人	2人	1人
	差引(B)-(A)	—	0人	0人	0人	0人
1歳児	量の見込み(A)	—	3人	3人	3人	3人
	確保策(B)	—	3人	3人	3人	3人
	差引(B)-(A)	—	0人	0人	0人	0人
2歳児	量の見込み(A)	—	2人	2人	2人	2人
	確保策(B)	—	2人	2人	2人	2人
	差引(B)-(A)	—	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

令和8(2026)年度から、こども誰でも通園制度が本格実施され、0歳児～2歳児において、認定こども園等の新たな利用需要が発生することから、当該制度に係る量の見込みに対応した確保方策を検討し、受入体制を整備します。



(20)産後ケア事業

【 概要 】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となっています。また、はぴいくサポートセンターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用していく事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	179人日	196人日	215人日	236人日	259人日
確保策(B)	179人日	196人日	215人日	236人日	259人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

利用実績は年々増加傾向にあり、子育て家庭の孤立化等により、今後も利用の増加が見込まれます。対象者への周知を図るとともに、医療機関等と連携し、本事業の提供体制の確保に努めます。



第6章 計画の推進



1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画は、行政だけでなく、様々な関係機関等によって推進します。家庭をはじめ、認定こども園や小中学校、地域、その他各種団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用などの様々な施策分野にわたるため、庁内関係部間の緊密な連携に努めることで、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 国・県との連携

この計画に関わる施策は、国や県との連携を積極的に図るとともに、国や県の最新の法令や施策等を常に把握しつつ推進していきます。

市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉、教育をはじめ、様々な制度の改革と充実に努めるため、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

2 計画の進捗管理

(1) 計画の評価・検証

各施策・事業においては、毎年、進捗状況及び目標値に対する実績値を把握し、評価・検証を行っていきます。

計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(評価・検証)→Action(改善)】のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画に基づく、各施策・事業の実施状況や進捗について評価・検証した結果を、西脇市子ども・子育て会議等において報告していきます。



(2)計画の見直し・変更

計画期間に計画の見直し・変更をしようとする場合は、必要に応じ、子どもや若者、子育て支援に関するニーズ等を把握するためのアンケート調査等を実施し、その意見等を反映するとともに、西脇市子ども・子育て会議委員の意見を聴きながら行います。

(3)情報提供・周知

広報紙や市ホームページなどの多様な媒体を活用し、本計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知していきます。



資料編

1 西脇市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日条例第27号

改正

平成26年6月26日条例第22号

平成28年6月23日条例第21号

令和4年9月22日条例第20号

令和5年3月23日条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、西脇市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

<略>

2 西脇市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区 分	職 名 等	氏 名
学識経験 のある者	西脇市多可郡医師会	◎ 藤 田 位
	兵庫県弁護士会	藤原 唯人
	兵庫大学 教育学部教育学科 教授	R6. 4. 1～ 田邊 哲雄
子ども・子育て 支援に関 する事業に 従事する者	西脇市主任児童委員	～R6. 3. 31 來住 啓子
		R6. 4. 1～ 山本 和泉
	西脇市教育委員	柴垣 美紀
	西脇市社会福祉協議会事務局長	筒井 研策
	西脇市連合区長会会長	～R6. 5. 8 臼井 茂樹
		R6. 5. 9～ 高瀬 利明
	西脇市保育協会会長	伊達 恵一
	西脇市校長会会長	～R6. 3. 31 小西 孝樹
		R6. 4. 1～ 新保 安章
	西脇市手をつなぐ育成会理事	遠藤 浩美
西脇小児医療を守る会代表	富永 なおみ	
労働者を 代表する者	西脇市労働者福祉協議会事務局	～R6. 3. 31 阿 部 努
		R6. 4. 1～ 藤井 宗光
事業主を 代表する者	西脇商工会議所女性会会長	齋藤 博子
子どもの 保護者	西脇市PTA連合会副会長	～R6. 3. 31 八 木 葵
		R6. 4. 1～ 東田 美紀
公募による市民		～R6. 3. 31 長井 宏憲
		R6. 4. 1～ 大城戸 康子
		～R6. 3. 31 城野 沙綾
		R6. 4. 1～ 高瀬 侑里
		R6. 4. 1～ 宮崎 博雅

◎会長

3 策定経過

年 月 日	内 容 等
令和5(2023)年11月29日	第25回西脇市子ども・子育て会議 1 第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画の進捗及び検証について 2 (仮)西脇こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)の策定について
令和6(2024)年 1月1日～1月21日	子ども・若者・子育て支援に関するアンケート調査の実施
令和6(2024)年3月22日	第26回西脇市子ども・子育て会議 1 こども大綱等について 2 子ども・若者・子育て支援に関するアンケート調査及び子育て関係団体等への意見聴取結果報告について 3 令和5年度西脇こども会議及びこどもの意見聴取等について
令和6(2024)年6月5日	第27回西脇市子ども・子育て会議 1 第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画の進捗及び検証について 2 (仮)西脇市こども計画骨子(案)について
令和6(2024)年8月29日	第28回西脇市子ども・子育て会議 1 (仮)西脇市こども計画素案について
令和6(2024)年10月8日	第29回西脇市子ども・子育て会議 1 西脇市こども計画素案について 2 西脇市こども計画素案に係るパブリック・コメントの実施について
令和6(2024)年12月1日 ～令和7(2025)年1月5日	パブリック・コメントの実施
令和7(2025)年1月22日	第30回西脇市子ども・子育て会議 1 パブリック・コメントの実施結果について 2 西脇市こども計画の策定について

4 用語説明

英数字

ICT	Information and Communication Technologyの略。コンピュータやインターネット等の情報通信技術と訳される。
NPO	Non Profit Organizationの略。NPOは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われている。
SNS	Social Networking Serviceの略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなどがある。

あ行

あんしんはーとねっと事業	高齢者、障害者、子どもの異変や行方不明時に対処するためのネットワークを構築し、地域全体で見守り活動を行い、捜索への協力を行う事業
医療的ケア	高齢者や重度の障害のある人が受ける介護の中で医療的な行為。具体的には、たん吸引(口腔・気管等)、経管栄養(鼻の管からの栄養注入)、胃ろう(お腹から胃に形成した小さな穴からの栄養注入)等が該当する。
医療的ケア児	日常生活で、たん吸引や経管栄養などの医療的援助を必要とする子ども
医療的ケア児・者コーディネーター	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携(多職種連携)を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソン

か行

介護保険サービス	要介護・支援状態にある「65歳以上の高齢者」と「40歳から64歳までの医療保険加入者で特定疾患の患者」が、介護保険料と国・自治体からの財源によって、一定割合に応じた自己負担で受けられる介護サービス
健幸スマイルスタジオ	妊娠16週以降又は未就学児を育児中の女性を対象に、運動と交流をセットにした教室。月1回の対面スタジオと週2回のオンラインスタジオの組み合わせで行う。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産む子どもの人数を推計したもの
子育て応援ライフプラン事業	子育てコンシェルジュ・子ども家庭支援員及び保健師が、妊娠中からお母さんの心配事などの相談にのり、子育て世帯の孤立感や負担感を和らげる事業。お母さんと子どものライフステージに合わせて、合計3回にわたり、ライフプランづくりのお手伝いをする。
こども家庭庁	令和5(2023)年4月1日に内閣府の外局として発足した行政機関。政府で所管する子どもを取り巻く行政分野のうち、内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に設立
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律
子ども・子育て支援新制度	就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度
こどもの権利条約	18歳未満の全ての児童の権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を図り、その健やかな成長や幸せを保証するために定められた条約。日本は平成6(1994)年に批准した。
こどもまんなか実行計画	令和6(2024)年5月31日、こども大綱に基づくこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランとして決定された。

子育てコンシェルジュ	子育て中の保護者をサポートするために、はぴいくサポートセンター、地域子育て相談機関「はぴいくほっとステーション」、こどもプラザに配置している。
子育てワンストップサービス	妊娠・出産・育児等に関する行政手続の負担軽減を図るため、市区町村における子育て関連の申請等手続について、マイナンバーカードを使用してワンストップでオンライン手続を行えるようにしたサービス
子ども家庭支援員	子育てに関する悩みや生活困窮、虐待、不登校、非行などの子どもに関する幅広い相談を受け、問題解決に向けた適切な助言や指導を行う役割を担う。
こども家庭センター	母子保健と児童福祉を一体的に実施し、虐待防止にかかる支援体制を強化するもので、本市においては、その名称を「はぴいくサポートセンター」としている。
子ども家庭総合支援拠点	児童福祉法に基づいて整備する機能・拠点。特に要支援児童などへの支援を強化することが目的であり、児童等に関する支援(実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整など)を一体的に行う。
こども食堂	地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をする事ができる食堂
子ども多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童生徒等が、学校生活に早期に適応できるように県や市が派遣するサポーター(支援者)。児童生徒の母語を話す。
こども未来戦略	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すため令和5(2023)年12月に策定
コミュニティスクール	保護者代表者や地域住民などで構成する学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営等に参画できる仕組み
コミュニティ団体	町内会や自治会などの、地域的な共同活動を行う団体

さ行

サポートファイル	何らかの配慮が必要な子どもの生育歴や個人特性等の必要な情報を時系列的に集積し、家族や医療機関、各関係機関等が情報を共有し、個々に応じた一貫した支援を行うために作成するファイル
サポートプラン	個々の家庭の課題・ニーズに応えるため、母子保健事業や家庭支援事業等の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、必要な支援内容を組み立てられたプラン
児童相談所	児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する各般の問題について市町村からの送致や家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定のうえ、その児童・家庭にとって最も効果的な援助を行うことを業務とする児童福祉行政機関
児童養護施設	保護者のない児童や虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
就学援助事業	教育基本法第4条及び学校教育法第19条に基づき経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を行う事業
就学前教育・小学校教育接続期カリキュラム	幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るためのカリキュラム
障害児通所支援	通所や障害のある子どもが利用する保育所、居宅等を訪問して訓練や助言等の支援を行うサービス
障害児保育	障害のある子どもに必要なサポートや支援をしながら行う保育
障害者基幹相談支援センター	障害のある人やその家族の相談窓口として、障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称。いずれの手帳の所持者でも障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられている。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な支援を受けられるサービス。障害福祉サービスと地域生活支援事業に大別される。
情報連携基盤(PMH)	関係機関や行政機関等の中で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく取組
重層的支援体制	子ども・障害・高齢・生活困窮などの分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した課題に対して、分野を横断し一体的となって取り組むための包括的な支援体制
出生率	一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口1,000人当たりの1年間の出生児数の割合をいう。
情報モラル	情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、全ての国民が身に付けておくべき考え方や態度
食育	児童生徒に食に関する正しい知識と食習慣を身に付けさせること。学校給食を活用しながら学校教育活動全体を通じ、家庭・地域と連携して取り組む。
新制度未移行幼稚園	「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園であり、現行のまま私学助成を受ける幼稚園
スクールカウンセラー	臨床心理士など、高度に専門的な知識を持ち、児童生徒の心をケアする「心の専門家」。不登校・いじめ・問題行動等、精神的なストレスを抱える子どもや保護者の教育相談に当たり、児童生徒、保護者、教員を援助することを目的とする。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士、精神保健福祉士など、福祉及び教育の分野において専門的な知識や経験を有し、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングした上で、関係機関との連携を図る者
スポーツクラブ21	県内の各小学校区ごとに設置される地域スポーツクラブ。スポーツ活動を通じて、地域住民の健康の増進と地域の活性化及び青少年の健全育成を図ることを目的に平成12(2000)年に開始

た行

地域学校協働活動	幅広い地域住民の参画により、地域と学校が連携・協働しながら地域全体で子どもたちの成長を支え、地域と創生する活動
地区マミィ	西脇市内在住又は転入予定のプレママ・パパや親子を対象とした、地区ごとに活動する親子サークル
デートDV	結婚していない恋人同士の間で起きるDV(ドメスティック・バイオレンス)。身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅すといった精神的な暴力や、「費用を全て出させる」などの経済的暴力、相手を自分の思い通りに支配しようとする行為も含まれる。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校
特別支援学級	特別な指導や支援が必要な障害のある児童生徒に対して、年齢、能力及び特性に応じた教育を行うために、小・中学校等に設置されている学級
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

「トライやる」アクション	「トライやる・ウィーク」で培われた地域の教育力を活用し、生徒が地域の良さやふるさとの恵みに触れることができるよう、土曜日・日曜日や長期休業中等を利用して、地域行事の一部や、新たな行事を企画し主体的に運営する等の取組を行う体験活動。活動主体は中学1年生～3年生
トライやる・ウィーク	兵庫県の公立中学校2年生を対象に、「生きる力」の育成を図るために5日間にわたり、地域の中で行う多様な社会体験活動。兵庫県教育委員会が推進する「兵庫型体験教育」の一つ

な行

西脇市就学前教育・保育カリキュラム	西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針（平成26（2014）年8月策定）に基づき、教育・保育を一元化し市内の全ての認定こども園における就学前教育・保育の質の向上を図るため、平成28（2016）年12月に策定されたカリキュラム
西脇ハーティネス・メンバーズ運動	西脇市、西脇市教育委員会、西脇市青少年問題協議会、西脇市青少年補導委員会が実施主体となった青少年健全育成ボランティア活動。子どもたちをハーティネス（Heartiness:誠意・熱意）をもって温かく見守り支援しようとする活動
認定こども園	幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に幼児教育・保育を行う施設

は行

発達相談	子どもの発達状況を踏まえて課題を共有した上で、医師や心理士等の検査や相談を通じて、今後、どのような関わりが必要なのかを保護者とともに考えること
バリアフリー	障害のある人や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。
はればれ教室	長期欠席をしている不登校の児童生徒を対象に、学籍のある学校とは別に、公的な施設に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室
ファシリテータ	会議や活動の場において、議論やプロセスを円滑に進める役割を担う人
フードバンク	企業や個人から寄贈された食品を、生活に困窮する家庭や団体などに無償で提供する活動
ブックスタート事業	子どもの読書活動をできるだけ早い時期から支援するため、はぴいくサポートセンターと西脇市図書館が連携して、出生時と10か月児乳児相談時に絵本を贈る事業
プッシュ型広報	自治体や関連機関が積極的に情報を発信し、必要な支援やサービスに関する情報を適切な対象者に直接届ける取組
プレイサポーター	こどもプラザにおいて、子どもがより成長するためのアドバイスや個別相談を行う臨床心理士
放課後子ども教室	放課後における子どもの安全で安心な居場所を確保するため、地域の人々の協力を得て、多様な体験活動や交流活動の機会を提供する事業
保健指導	健康に関する知識や情報を提供し、疾病予防や健康増進に役立つ指導を行う。
母子・父子自立支援員	母子・父子家庭や寡婦（夫）の福祉に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う担当者
ボランティアサークル	ボランティア活動を行うサークル

ま行

未婚率	特定の年齢層における未婚者(結婚をしたことがない人)の割合。50歳時の未婚率は生涯未婚率とも呼ばれる。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員(非常勤)であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行う。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行う。

や行

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、人種、障害の有無等に関わらず、全ての人が利用しやすいように考えられたデザイン
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

ら行

ライフステージ	人の一生の成長・成熟の度合いに応じた移り変わりのことで、「乳児期」、「幼児期」、「学童期」、「思春期」、「青年期」などに分かれたそれぞれの段階
ライフデザイン	人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね、自分の人生を設計・デザインすること
リテラシー	特定の分野における情報を適切に処理・活用できる能力
療育	障害のある子ども等に対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害等の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のこと
レスパイトケア	乳幼児等のお世話をする人が、一時的に育児から解放されて、休息をとれるようにする支援

わ行

ワーク・ライフ・バランス	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる、仕事と生活が調和した状態
--------------	---

西脇市こども計画

発行日：令和7(2025)年3月

発行：西脇市

編集：福祉部こども政策課



**NIHONNO
HESONOÓ**